

宝塚市次世代育成支援行動計画
「たからっ子『育み』プラン」

個別事業取組状況

(令和6年度(2024年度)計画)

- No.に「☆」印があるものは、子ども・子育て支援事業計画に位置づけられている事業です。
- 令和6年度事業計画、令和6年度予算額がグレーの網かけになっているものは、再掲事業です。

新規事業

令和6年度（2024年度）

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 今後の方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度予算額（千円） |
|-------|-----|--------------|-----------|---|--------|-----------------------|-----------------------|
| 保育事業課 | | 私立保育所助成金事業 | 保育士就職支援事業 | 市内私立保育所・小規模保育事業所に新規採用される常勤保育士が採用後1年間継続して勤務した場合に、就職支援金を法人を介して支給する。 | 新規 | 私立保育所27か所（分園含む）で実施する。 | No.2304に含む 7,920千円 |
| 保育事業課 | | 認定こども園等助成金事業 | 保育士就職支援事業 | 市内私立保育所・小規模保育事業所に新規採用される常勤保育士が採用後1年間継続して勤務した場合に、就職支援金を法人を介して支給する。 | 新規 | 小規模保育事業所3か所で開催する。 | 360千円 |

個別事業

1 すべての子どもと家庭への支援

①すべての子どもと家庭に対する子育て支援の展開

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-----------------|------------|-------------------|-----------------|---|-----|---|--|
| 保育企画課 | ☆ 1101 | 市立保育所保育 実施事業 | 地域子育て支援 拠点事業 | ○わかかさ保育所(すこやか)・米谷保育所(すくすく) ・保育所の専門的機能や施設を地域の子育て支援に供 するため、育児相談・電話相談・園庭開放、出前保育・体 験保育を実施。 また、市立保育所全園で、平成14年度(2002年度) から地域子育て支援担当保育士を配置し、事業の充実を 図っている。 | 継続 | わかかさ保育所(すこやか)及び米谷保育所(すくす く)の子育て支援拠点で引き続き、育児相談・園庭開 放・出前保育・体験保育を実施する。 また、市立保育所全園に地域子育て支援担当保育士を配 置し、事業を推進する。 | No.2303 を含む |
| 子ども家庭支援セ ンター | | 子ども家庭支援 センター事業 | | ○子ども家庭支援センター(きらきらひろば) ・概ね0～3歳までの親子の交流の場の提供、子育て相 談、子育て情報の提供、子育て講座の開催を実施 | 継続 | ・概ね0～3歳までの親子の居場所・交流の場の提供 (きらきらひろば及びプレイコーナーに子育てサポー ターを配置) ・子育て相談(常駐の保育士の他、助産師等専門職によ る相談の充実) ・子育て情報の提供 ・子育て講座の開催 | 5,599 |
| 子ども家庭支援セ ンター | | 児童館運営事業 | | ○高司児童館、野上児童館、御殿山児童館、安倉児童 館、中筋児童館、中山台子ども館、山本山手子ども館、 ひばり子ども館、西谷児童館 ・地域の子育て支援の拠点として、コミュニティの7つ のブロック毎に整備している児童館(子ども館含む)を活 用し、親子の交流の場の提供、子育て相談、子育て情報 の提供、子育て講座の開催等の事業を実施 | 継続 | ○高司児童館、野上児童館、御殿山児童館、安倉児童 館、中筋児童館、中山台子ども館、山本山手子ども館、 ひばり子ども館、西谷児童館 ・地域の子育て支援の拠点として、コミュニティの7つ のブロック毎に整備している児童館(子ども館含む)を 活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談、子育て情 報の提供、子育て講座等の事業を実施する。 | 54,456 |
| 保育事業課 | | 私立保育所助成 金事業 | | ○やまぼうし保育園 ・保育所の専門的機能や施設を地域の子育て支援に供 するため、概ね0～3歳までの親子の交流の場の提供、子 育て相談、子育て情報の提供、親子育てグループの育成 支援を実施 | 継続 | やまぼうし保育園において、概ね0～3歳までの親子の 交流の場の提供、子育て相談、子育て情報の提供、親子 育てグループの育成支援を実施する。 | No.2304 を含む |
| 子ども家庭支援セ ンター | 5304 再掲 | 児童館運営事業 | 出前児童館事業 (再掲) | 地域児童館を核として、各小学校区内の児童館のない地 域へ児童厚生員が出向き、既存の公共施設等を活用して 遊びの指導や、「地域の子育てサロン」への支援等を実 施する。 | 継続 | 子ども家庭支援センターが主催する「コーディネート研 究会」で役割を検討し、コーディネート機能を高める。 | No.2303 を含む |
| 人権文化センター | 1102 | 人権文化セン ター整備事業 | 活動拠点の整備 | 地域活動の拠点として広く活用できるよう施設整備を推 進する。 | 継続 | 引き続きLED照明を使用する。 必要があれば改修工事等を行う。 | くらんど 293 また 692 ひらい 238 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|------------------------------|------|-----------------------------------|-------------------------|---|-----|--|----------------------|
| 市民協働推進課 | 1103 | 地域利用施設等 管理事業 共同利用施設管 理事業 | コミュニティ施 設の活用 | 共同利用施設等のコミュニティ施設を地域活動に広く活 用できるよう推進する。 中山台コミュニティセンター…1施設 地域利用施設…7施設 共同利用施設…24施設 未成集会所…1施設 | 継続 | 地域の子育てグループなど、各種団体が利用しやすい施 設運営をめざす。 | 148,443 |
| 子ども家庭支援セ ンター | 1104 | 子育て支援コー ディネート事業 | 親子育てグルー プ育成支援事業 | 0歳から就園前の子どもと、その保護者の親子育てグル ープを作り、他の親子と接することにより、地域の仲 間づくりと孤立した親子をなくすことを目的としたグル ープ育成と指導を行う。 | 継続 | ・登録グループの活動支援をする。 ・まちの子育てひろば等の登録グループを支援するた め、玩具の貸出をする。 ・子育てサポーターを各グループに配置し、見守り体制 を充実させる。 | 2,885 |
| | 1105 | | 子育て支援グ ループ活動促進 事業 | 子どもを地域社会全体で育て、支える仕組みづくりを促 進するため、市内で地域と一体となって自主的に子育て 支援活動に取り組む団体に、その活動に係る経費の一部 を助成する。 | 継続 | 助成対象事業及び助成グループ想定数 ①子育て交流事業 子育てOB等の住民で組織する団体が、就学前児童を 対象とした子育て中の親子が広く交流できる場の提供並 びに異世代交流の場を提供し、子育てに関する情報交換 や相談等を月2回以上実施する活動に対する助成。 ②相互保育事業 就学前児童を対象として、参加児童の保護者等が当番 制により合同で保育する事業を月2回以上実施する活動 に対する助成。 ③その他の子育て支援事業 概ね就学前児童等を対象として、地域において創意工 夫ある多様な子育て支援活動を自主的に実施し、市長が 適当と認めた事業に対する助成。 ①②：1団体あたり10万円限度 (①：新規立ち上げ加算 10万円限度) ③：1団体あたり3万円限度 | ☆1104 を含む |
| 社会福祉協議会 (子ども家庭支援セ ンター) | 1106 | | 子育て支援活動 サポート事業 | 子育て中の親子が地域で孤立したり、悩みを抱え込まず に地域コミュニティとつながりを持ちながら安心して子 育てできる環境づくりを支援する。 地域住民全体の子育てに関する理解と関心を広げ、地域 でささえあいのネットワークづくりを支援する。 | 継続 | (1) 子育て支援に取り組む市民活動団体の活動支援 (2) 赤い羽根共同募金の啓発 (3) 子育て支援活動と住民をつなぐ情報発信 | 830 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|-----------------|-------------------------|---------------------------|---|-----|---|----------------------|
| 子ども家庭支援センター | ☆ 1107 | ファミリーサポートセンター事業 | ファミリーサポートセンター事業 | 子育ての助けをほしい人と助けをして欲しい人がお互いに会員となり、保育所や地域児童育成会の送迎や保護者の病気、急用、リフレッシュの時の預かりなど、地域での相互援助活動をお手伝いする事業。ひとり親家庭などには、特に配慮をもってコーディネートする。 | 継続 | ・提供会員の確保に努めながら事業を継続実施する。 ・安全管理等、会員の質の向上を図るため年24時間の研修を充実する。 | 10,463 |
| 子ども家庭支援センター | 1108 | | ファミリーサポートセンター利用助成事業 | ひとり親家庭等経済的困難を抱える家庭が、ファミリーサポートセンターにおける相互援助活動を受けた場合に、利用料の助成を行う。 | 継続 | 子ども1人あたり1か月10時間を限度に、利用料の助成を行う。 対象者：児童扶養手当受給世帯・市民税非課税世帯・生活保護世帯 | 480 |
| 商工勤労課 | 1109 | 高齢者就業機会確保事業 | 子育て支援サービス事業 | シルバー人材センターの会員がイベント時や、家庭での保護者不在時の一時保育、子どもの習い事の際の送迎などにより生活の支援及び家事援助を行う。 | 継続 | シルバー人材センターの事業を支援するため、国と随伴で補助金を交付する。また、シルバー人材センターで子育て支援サービスを行っていることを広く周知し、利用者の増加や、担い手の募集を図る。 | 21,729 |
| 家庭児童相談課 | ☆ 1110 | 児童虐待防止施策推進事業 | 子育て家庭ショートステイ事業（子育て短期支援事業） | 児童を養育している家庭の保護者が疾病等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一時的に養育又は保護する。 8か所の児童養護施設等に委託 | 継続 | 必要な市民に適切なサービス提供ができるよう、本事業の市民への啓発をさらに図る。 | 876 |
| 保育事業課 | ☆ 2312 再掲 | 市立保育所保育実施事業 私立保育所助成金 | 一時預かり事業（再掲） | 断続的な就労、リフレッシュなどのニーズに対応する一時預かり（一時保育）事業を実施。 | 継続 | 市内全ての公私立保育所で午後6時15分を超えて保育時間を延長することを必要とする児童を午後7時（一部の私立保育所は午後8時）を限度として、延長保育を行う。 | No.2304 を含む |

②子どもや母親の健康の確保

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------|-----------|------------|-----------|---|-----|---|----------------------|
| 健康推進課 | 1201 | 母子保健相談指導事業 | 母子健康手帳の交付 | 妊娠届出により母子健康手帳を交付 交付時に、妊娠・出産・育児に関する副読本等を配布 | 継続 | 交付窓口は健康推進課と子ども総合相談課の2箇所で行い、届出時に保健師等による全数面接を実施する。 母子健康手帳交付予定数 約1,350冊 | No.1207 を含む |
| 健康推進課 | 1202 | 母子保健相談指導事業 | 両親学級 | 両親が協力しあう育児を支援するため、まもなく父親、母親になる人を対象に、妊娠中の体の変化、育児、沐浴等について講義をオンライン教室で行う。日曜日開催。 | 継続 | 両親学級は、日曜日に年12回実施する。（偶数月は対面、奇数月はオンライン） 年12回 288組 宝塚市助産師会へ委託 | No.1207 を含む |
| 健康推進課 | ☆ 1203 | 母子保健健康診査事業 | 妊婦健康診査事業 | 全妊婦を対象に（所得要件なし）14回分10万6千円まで妊婦健康診査費の助成を実施。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 | 112,803 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|---------|-----------|------------|----------------------|---|-----|--|----------------------|
| 健康推進課 | 1204 | 母子保健相談指導事業 | 妊婦歯科健診 | 妊婦を対象に、口腔内診査及び妊娠中に起こりやすい歯の病気とその予防についての保健指導。毎月1回実施 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 | No.1207 を含む |
| 家庭児童相談課 | 1205 | 助産施設利用委託事業 | 助産施設措置事業 | 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認めるときに、助産施設に入所させる。 | 継続 | 国の基準に基づき実施する。 | 2,005 |
| 健康推進課 | 1206 | 母子保健相談指導事業 | 妊産婦・乳幼児の電話相談 | 妊娠中や子育て中の保護者の不安軽減を目指し、妊産婦・乳幼児の健康や育児について、専用電話で相談に応じる。毎週月・水・金（祝日・年末年始除く）午前 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 | No.1207 を含む |
| 健康推進課 | ☆ 1207 | 母子保健相談指導事業 | 妊婦相談（利用者支援事業） | 妊婦相談 妊娠届出時にアンケートを実施し、その結果により保健師が電話等で相談に応じる。また必要時、妊婦訪問指導へつなげる。 | 継続 | 健康推進課と子ども総合相談課にて、保健師等による面接による妊婦相談を実施する。 ・妊婦相談 1,350人 妊婦・出産包括支援連絡会議 年2回 たからづかマタニティ応援プラン作成 1,350人 | 33,394 |
| 健康推進課 | ☆ 1208 | 母子保健訪問指導事業 | 新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業） | 生後間もない時期におこりやすい育児不安の軽減のため、生後28日までの新生児の希望者を対象に助産師や保健師が訪問し、産婦や新生児の相談に応じるとともに、子育て支援等情報を伝える。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 70人 | No.1209 を含む |
| 健康推進課 | ☆ 1209 | 母子保健訪問指導事業 | 赤ちゃん訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業） | 未熟児・新生児訪問指導を受けていない生後3か月までの乳児を対象に助産師、保健師、保育士、民生児童委員等が家庭を訪問し、産婦や乳児の相談に応じるとともに、子育て支援情報を伝える。また、生後3か月までに何らかの理由で家庭訪問を受けられなかった乳児については、必要に応じて4か月児健診後に訪問指導を行う。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 1,250人 | 11,251 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|-----------|-----------------|----------------------------------|---|-----|--|----------------------|
| 健康推進課 | ☆ 1210 | 母子保健訪問指導事業 | 乳幼児等訪問指導事業 (養育支援訪問事業) | 乳幼児の心身の発育発達が正常範囲でない場合や、心身の発達について諸問題を抱えている、保護者の疾病や障碍(がい)等により養育困難な家庭、乳幼児健診が未受診等、継続支援が必要な家庭に対して、保健師又は助産師が訪問指導を行う。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 1,000人 | No.1209 に含む |
| | ☆ 1211 | 母子保健訪問指導事業 | 養育支援ネット (養育支援訪問事業) | 医療機関からの情報提供により、養育に支援を要する妊産婦及び乳幼児への訪問指導を実施する。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 250件 | No.1209 に含む |
| | ☆ 1212 | 母子保健訪問指導事業 | セカンド訪問 (養育支援訪問事業) | 妊婦、新生児、赤ちゃん訪問等により把握された妊産婦、新生児、乳幼児のうち4か月児健診までの間に継続支援が必要と判断された者に対して複数回の訪問指導を実施する。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 220件 | No.1209 に含む |
| | 1213 | 母子保健訪問指導事業 | 低出生体重児届出 | 2500g未満で出生した乳児の届出を受ける。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 130人 | No.1209 に含む |
| 健康推進課 | ☆ 1214 | 母子保健訪問指導事業 | 未熟児訪問 (乳児家庭全戸訪問事業) | 身体機能が未熟なまま出生した乳児を助産師又は保健師が訪問指導を行う。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 130人 | No.1209 に含む |
| 健康推進課 | 1215 | 未熟児養育医療給付事業 | 未熟児養育医療給付事業 | 母子保健法第20条の規定に基づき、医療を必要とする と認めた未熟児の医療給付を実施する。医療給付は、入院中の保険診療分、食事療養費が対象。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 医療券交付 50人 | 13,344 |
| 子ども家庭支援センター | ☆ 1216 | 産後・育児支援ヘルパー派遣事業 | 産後・育児支援ヘルパー派遣事業 (子育て世帯訪問支援事業) | 産後の体調不良のため家事(育児)が困難な家庭、多胎児や低出生体重児を出産した家庭にホームヘルパーを派遣する。児童の養育に支援が必要と認められる家庭に適切な養育環境を確保するためにホームヘルパーを派遣する。 ・相談及び支援 ・家事援助 ・育児援助 | 継続 | 要支援家庭をはじめ、産後の回復期に援助が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。ヘルパーの資質向上のために研修を実施するとともに、本事業の市民への啓発にさらに努める。 | 1,769 |
| 健康推進課 | 1218 | 母子保健健康診査事業 | 乳幼児健診の実施 | ・4か月児健診 ・10か月児健診 ・1歳6か月児健診 ・3歳児健診 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。眼科屈折検査にスポットビジョンスクリーナーを導入する。 | 34,905 |
| 健康推進課 | 1219 | 母子保健相談指導事業 | ニコニコ育児相談 | 幼児を対象に、臨床心理士や保健師等による育児や成長発達に関する相談を実施し、子どもの成長と保護者への育児支援を行う。月1回実施 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 年12回 | No.1207 に含む |
| 健康推進課 | 1220 | 母子保健健康診査事業 | 1歳6か月児、3歳児精密健康診査 | 1歳6か月児健診や3歳児健診の結果、身体発育面でより精密に健康診査を行う必要のある幼児を対象に各医療機関に委託し実施 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 | No.1218 に含む |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------------|------------|-------------------------|-------------------------|--|-----|--|----------------------------------|
| 人権平和・男女共同参画課 | 2203 再掲 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 女性のための相談（女ごころ何でも相談）（再掲） | 女性が、一人の人間として、元気にのびやかに毎日過ごすことができるように、夫婦間、男女間、からだのこと、人とのつきあい、セクハラなど、さまざまな心の悩みのサポートをし、自分らしい生き方支援につなげる。平成19年度から指定管理制度導入（予算は指定管理料に計上） | 継続 | 宝塚市人権・同和教育協議会企業部会員に向けて、啓発資料を送付する。また、宝塚市雇用促進連絡協議会においてセミナーを開催するなど、啓発に努める。 | 0 |
| 健康推進課 | 1221 | 休日応急診療所事業 休日歯科応急診療事業 | 休日応急診療・休日歯科応急診療の開設 | 内科・歯科について日曜・祝日・年末年始に開設し、急病時の診療を行う。 | 継続 | 内科 年間71日開設 診療時間：午前10時～午後1時 年末年始の診療時間：午前10時～午後3時 歯科 年間71日開設 診療時間：午前10時～午後1時 | 内科 19,649 歯科 10,715 |
| 健康推進課 | 1222 | 救急医療対策事業 | 小児救急医療体制の整備 | 休日・夜間の小児一次救急医療機関として、阪神北圏域の3市1町が共同して「阪神北広域こども急病センター」を設置し、平成20年(2008年)4月から診療を開始している。 小児二次救急については宝塚・伊丹・川西の3市立病院を中心とした輪番制により対応。また、圏域内の一次・二次救急医療機関のバックアップを県立尼崎総合医療センターに依頼している。 | 継続 | 事業内容に沿って、休日・夜間の小児一次救急医療機関として、診療および電話相談を実施。 | 73,830 |
| 市立病院 | | | | | 継続 | 引続き二次小児輪番制が継続できるよう、県、近隣市及び阪神北小児救急センター連携しながら小児救急体制の充実を目指す。 | 886 |
| 健康推進課 | 1223 | 救急医療対策事業 | 救急医療施設の確保 | 休日・夜間の重症急病患者的の医療を確保するため、2次救急医療施設の確保を宝塚市医師会に委託している。医療施設は宝塚病院・宝塚第一病院・こたま病院・東宝塚さとう病院・宝塚市立病院の救急告示5病院による輪番制。 | 継続 | 事業内容に沿って実施。 | 10,988 |
| 健康推進課 | 1225 | 母子保健相談指導事業 | 思春期健康教育事業 | 思春期における喫煙・飲酒予防教育や、性教育について、学校や関係機関と連携を図りながら正しい知識の普及に努める。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 喫煙予防3回、飲酒予防1回、性教育（からだと性）1回、性教育（エイズ）12回、性教育（一般）18回。 | No.1207 に含む |
| 健康推進課 | 1227 | 母子保健相談指導事業 | 離乳食学級 | 生後4～6か月児の保護者に対して、調理実習を通して具体的に乳児期の適切な栄養・育児について指導を行う。 | 継続 | 離乳食の講話と調理体験を年12回実施する。 4か月児対象のオンライン離乳食講座スタート編は、年12回実施する。 | No.1207 に含む |
| 健康推進課 | 1228 | 健康教育・健康相談事業 | 健康的な食習慣確立事業の実施 | 宝塚いずみ会に委託し、健康的な食習慣確立のための調理実習を中心とした講習会を行い、啓発活動を実施する。親子でわくわくクッキングを年4回以上実施している。 | 継続 | 「行事食にちなんだ伝統料理を（行事食）を次世代へ伝えよう」を令和6年度の重点目標に掲げており、広く啓発を行うために、今年度の子ども向け調理実習は行事食に関するチラシやレシピによる啓発を行う。 | 40 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------|------|-------------------|-------------------------------|---|-----|--|----------------------|
| 健康推進課 | 1230 | 母子保健健康診 査事業 | 不育症治療支援 事業 | 県の補助制度に基づき、不育症（2回以上の流産や死産 など）の検査や治療費にかかる保険適用外の医療費の1 /2を助成する。対象者は、法律上婚姻している夫婦で 妻の年齢が43歳未満、所得制限は夫婦合算した所得額 が400万円未満の方。 | 継続 | 令和5年度から県の実綱改正に伴い、所得要件を撤廃し て実施。 | 540 |
| 健康推進課 | 1231 | 母子保健相談指 導事業 | 産前・産後サ ポート事業 | 家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、助 産師等の専門家による相談支援や子育て経験者などの相 談しやすい「話し相手」などによる相談支援を実施す る。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 大門医院、宝塚市助産師会の2か所に委託し、各々助産 師等の専門職による専門相談を月4回以上、子育て経験 者等による一般相談を月4回以上実施し、SNSによる子 育て情報発信、オンライン相談を実施する。 | No.1207 を含む |
| 健康推進課 | 1232 | 母子保健相談指 導事業 | 産後ケア事業 | 体調不良などで育児負担が大きい産婦に対して、助産師 等が乳房ケアや育児指導などを行い、育児の不安や負担 の軽減を図る。医療機関等に委託し、通所型と訪問型を 実施する。 | 拡充 | 通所型、訪問型、宿泊型を7か所の実施機関に委託し、 助産師等による産後ケアを実施。 令和6年度より宿泊型の利用料の減免を実施。（1回あ たり2,500円） 200人 | No.1207 を含む |
| 健康推進課 | 1233 | 母子保健健康診 査事業 | 新生児聴覚検査 費助成事業 | 聴覚障害を早期に発見し適切な支援により成長発達を促 すことを目的とし、生後3か月未満の乳児を対象に精密 検査の必要性をスクリーニングする新生児聴覚検査費用 について、市民税非課税世帯または生活保護世帯の乳児 を対象に5,000円を上限に助成する。 | 継続 | 令和5年7月より開始した（令和5年4月1日以降受診 分に遡及）。令和6年度も継続して実施。 | 200 |
| 健康推進課 | 1234 | 母子保健健康診 査事業 | 産婦健康診査費 助成事業 | 母体の健康状態の把握や産婦の経済的支援等を目的と し、主に出産した医療機関において産後1か月等の時期 に全額自己負担で実施される産婦健康診査について1回 分5000円を上限に助成する。 | 継続 | 令和5年7月より開始（令和5年4月1日以降受診分 に遡及）した。遡及対象の産婦に対しては、引き続き還付 助成申請の勧奨を行う。令和6年度も継続して実施。 | 6,250 |
| 健康推進課 | 1235 | 母子保健健康診 査事業 | 低所得の妊婦に 対する初回産科 受診料助成事業 | 低所得の妊婦の経済的負担を図るとともに、妊婦の状況 を継続的に把握し、必要な支援に繋げるため、市民税課 税世帯または同等の基準である妊婦に対し、初回の産科 受診料の費用を10,000円を上限に助成する。 | 継続 | 令和5年5月末から開始した（令和5年4月1日以降受 診分に遡及）。令和6年度も継続して実施。 | 100 |
| 健康推進課 | 1236 | 出産・子育て応 援交付金事業 | たからっ子給付 金事業 | 妊娠出産に際して書く5万円を支給する経済的支援と、 妊娠届出時、妊娠8か月時、出産後にアンケートと面談 を行い、妊娠・出産・子育てをサポートする伴走型支援を 一体的に実施する。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 出産応援給付金 1,350人 子育て応援給付金 1,350人 | 134,315 |

③配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|------------|------------|----------------------|---|-----|--|--|
| 障害福祉課 | 1301 | 地域生活支援事業 | 相談支援事業 | 障害者総合支援法に基づく自立支援協議会に「こども部会」を設置し、障害(が)い児の療育、教育、発達支援、生活支援等について協議し、地域の関係機関による支援のネットワークを形成する。 障害(が)いのある人の主体性を尊重し、自己実現を支援するため、ケアマネジメントの手法等による障害(が)い者相談支援事業を、障害(が)いの種別を問わず、市内事業者に委託して実施する。 | 継続 | 障害者総合支援法に基づく自立支援協議会に「こども部会」を設置し、障害(が)い児の療育、教育、発達支援、生活支援等について協議し、地域の関係機関による支援のネットワークを形成する。 障害(が)いのある人の主体性を尊重し、自己実現を支援するため、ケアマネジメントの手法等による障害(が)い者相談支援事業を、障害(が)いの種別を問わず、市内事業者に委託して実施する。委託相談支援事業所は、引き続き日常生活圏域の7地区それぞれに配置し、相談支援体制の充実を図る。 | 97,884 (相談支援事業委託料7箇所分) 内訳：1～6地区 (13,559×6×1.1=89,490) 7地区 (8,394) |
| 子ども発達支援センター | 1302 | 在宅児支援事業 | 発達相談事業 | ○子ども発達総合相談 乳幼児健診等で運動発達、精神発達、言語発達等心身の発達に問題や遅れがある乳幼児に対し、問題を早期に発見し、早期療育を開始できるよう精神科、小児科医師等専門スタッフにより相談に当たる。 ・対象：主に就学前児 ・回数：おおむね月1回 ・月1回の相談日とは別に、年6回小児神経科医による相談(1回4ケース)を実施する。 ○発達相談 発達相談員により、保護者に対して具体的な関わり等についての相談支援を行う。 ・対象：主に幼稚園、保育所在園児 ・回数：年5 ○「のびやか相談」 相談件数の増加に伴い、新たに相談事業を実施し、対象児を振り分けて、適切な相談支援を行う。 ・対象：軽度発達障害(が)い傾向児 ・回数：年12回 ○「出前発達相談」 身近な市内の子育て支援実施場所に出向き、相談事業を行う。 ・場所：保育所、児童館等3～5箇所 ・回数：25回程度 | 継続 | ○子ども発達総合相談 乳幼児健診等で運動発達、精神発達、言語発達等心身の発達に問題や遅れがある乳幼児に対し、問題を早期に発見し、早期療育を開始できるよう精神科、小児科医師等専門スタッフにより相談に当たる。 ・対象：主に就学前児 ・回数：おおむね月1回 ○発達相談 発達相談員により、保護者に対して具体的な関わり等についての相談支援を行う。 ・対象：主に幼稚園、保育所在園児 ・回数：年12回 ○「のびやか相談」 相談件数の増加に伴い、新たに相談事業を実施し、対象児を振り分けて、適切な相談支援を行う。 ・対象：軽度発達障害(が)い傾向児 ・回数：年12回 ○「出前発達相談」 身近な市内の子育て支援実施場所に出向き、相談事業を行う。 ・場所：保育所、児童館等3～5箇所 ・回数：25回程度 | 2,286 |
| 健康推進課 | 1220 再掲 | 母子保健健康診査事業 | 1歳6か月児、3歳児精密健康診査(再掲) | 1歳6か月児健診や3歳児健診の結果、身体発育面でより精密に健康診査を行う必要のある幼児を対象に各医療機関に委託し実施 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 | No.1218 を含む |
| 子ども発達支援センター | 1303 | 在宅児支援事業 | 発達支援事業 | 子ども発達総合相談に来談した者に対し、後の発達経過を見ながら、保育専門スタッフにより親子遊び等を通じ、発達を促す関わりを指導する。 ○「びよびよ広場」 ・対象：1～2歳児親子10組 ・回数：8回 年間3クール | 継続 | 子ども発達総合相談に来談した者に対し、後の発達経過を見ながら、保育専門スタッフにより親子遊び等を通じ、発達を促す関わりを指導する。 ○「びよびよ広場」 ・対象：1～2歳児親子10組 ・回数：8回 年間3クール | 382 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|----------|------|------------------|----------------------|--|-----|--|---|
| 健康推進課 | 1304 | 障害(がい)者(児)歯科診療事業 | 障害(がい)者(児)歯科診療事業 | 歯科医院での治療が困難な障害(がい)者や障害(がい)児の歯科治療や検診、相談、指導を行う。 | 継続 | 令和5年度同様に実施。 年間101日開設(祝日・年末年始を除く毎週水曜日・木曜日) 診療時間:午前10時~12時、午後1時30分~4時 | 10,291 |
| 幼児教育センター | 1305 | 学校教育支援事業 | ことばの教室 | 構音障害(がい)のある就学前の幼児を早期に発見し、指導を行う。(未成小学校内で実施) | 継続 | 構音障害(がい)のある就学前の幼児を早期に発見し、通級指導・園訪問・外来相談等での指導を行うことで、小学校への滑らかな接続につなげる。 | 135 |
| 社会教育課 | | 社会教育推進事業 | | 知的・情緒障害(がい)による言語障害(がい)のある子どもたちに言語聴覚士が言語機能回復訓練を行う活動を支援する。(くらんど人権文化センターで実施) | 継続 | 「ことばの教室運営委員会」が行う言語機能回復訓練に対し補助する。言語障害(がい)の子どもとその保護者を対象に言語聴覚士による言語機能回復訓練などを行い、総合的な成長を促す。西公民館またはくらんど人権文化センターにて週2回実施。 | 600 |
| 社会教育課 | 1306 | 社会教育推進事業 | 親子体操教室 | 知的障害(がい)者の機能障害(がい)の回復と機能訓練及び社会参加を兼ねた学習機会を提供する。(スポーツセンターで実施) | 継続 | 知的障害(がい)者(児)親子を対象に運動機能訓練と社会参加の機会を提供するため、体操教室を実施する。月1回第2土曜日に実施し、年間12回開催する。 | 60 |
| 障害福祉課 | 1307 | 自立支援事業 | 児童居宅介護(ホームヘルプサービス)事業 | 日常生活を営むことが困難な在宅の障害(がい)児に対し、生活全般の介護・家事などのサービスを提供する。 | 継続 | 日常生活を営むことが困難な在宅の障害(がい)児に対し、生活全般の介護・家事などのサービスを提供する。 | 5,589,140 (障害者総合支援法による障害福祉サービス費給付費全体の金額) |
| 障害福祉課 | 1308 | 自立支援事業 | 児童短期入所(ショートステイ)事業 | 介護者が病気・出産等の理由により障害(がい)児を家庭で介護することができないとき、一時的に施設で保護を受けるサービスを提供する。 | 継続 | 介護者が病気・出産等の理由により障害(がい)児を家庭で介護することができないとき、一時的に施設で保護を受けるサービスを提供する。 | No.1307 を含む |
| 障害福祉課 | 1309 | 障害児通所給付事業 | 障害児通所支援事業 | 障害(がい)児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援や、学校に就学している障害(がい)児に対し、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行う放課後等デイサービスの利用に必要な費用を支給する。 | 継続 | 障害(がい)児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援や、学校に就学している障害(がい)児に対し、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行う放課後等デイサービスの利用に必要な費用を支給する。 | 1,930,809 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|------|------------|--------------|---|-----|---|----------------------|
| 障害福祉課 | 1310 | 自立支援医療給付事業 | 自立育成医療（育成医療） | 身体障害（がい）の健全な育成を図るため、当該障害（がい）児に対し行われる生活の能力を得るために必要な手術等の医療に対し、自立支援医療費（育成医療）を支給する。 | 継続 | 身体障害（がい）児の健全な育成を図るため、当該障害（がい）児に対し行われる生活の能力を得るために必要な手術等の医療に対し、自立支援医療費（育成医療）を支給する。 | 745 |
| 障害福祉課 | 1311 | 自立支援事業 | 補装具費給付事業 | 身体障害（がい）児の身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される用具である「補装具」について、その交付・修理に要する費用を給付する。 | 継続 | 身体障害（がい）児の身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される用具である「補装具」について、その交付・修理に要する費用を給付する。 種類：義肢、車いす、電動車いす、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、補聴器等 | 52,036 |
| 障害福祉課 | 1312 | 地域生活支援事業 | 日中一時支援事業 | 障害（がい）児（者）の日中における活動の場を確保し、見守り、排せつの介助等の支援を行うことにより、障害（がい）のある児童等を介護している家族の一時的な休息の機会を提供する。 | 継続 | 障害（がい）児（者）の日中における活動の場を確保し、見守り、排せつの介助等の支援を行うことにより、障害（がい）のある児童等を介護している家族の一時的な休息の機会を提供する。 | 129,009 |
| 障害福祉課 | 1313 | 地域生活支援事業 | 日常生活用具給付事業 | 障害（がい）児に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付・貸与することにより、障害（がい）児の福祉の増進を図る。 | 継続 | 障害（がい）児に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付することにより、障害（がい）児の福祉の増進を図る。 種類：特殊寝台、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、電気式たん吸引器、吸入器、紙おむつ等 | 53,156 |
| 子ども発達支援センター | 1314 | 在宅児支援事業 | 施設支援事業 | ○保育所、幼稚園等へ発達相談員、臨床心理士が出向き指導する。 回数：年100回の予定 ・保育所、幼稚園、学校等に子ども発達支援センター職員が出向き指導する。 回数：年50回の予定 ・発達講座 回数：年6回実施予定 | 継続 | ○保育所、幼稚園等へ発達相談員、臨床心理士、子ども発達支援センターの理学療法士、作業療法士が出向き指導する。 回数：年67回の予定 ・保育所、幼稚園、学校等に子ども発達支援センター職員が出向き指導する。 回数：年50回の予定 | 1,340 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|------------|-----------------|-----------------|--|-----|---|----------------------|
| 子ども発達支援センター | 1315 | 子ども発達支援センター運営事業 | 子ども発達支援センター通園事業 | すみれ園、やまびこ学園、あそびっこ広場を福祉型児童発達支援センターとして一本化し、1日定員50名の通園事業として実施する。 知的クラスは5クラス（3歳以上）肢体クラスは、1クラス（概ね1歳以上）早期療育クラスは1クラス（概ね1歳以上）に分かれて発達の援助と日常生活能力の養成を行う。 | 継続 | 福祉型児童発達支援センターとして、1日定員50名とする。知的クラス（やまびこクラス）は、知的発達の遅れ、情緒、対人関係等に問題がある子ども達を対象に、1日36名、5クラス（3歳以上）。 肢体クラス（すみれクラス）は、手足や体幹に障（がい）のある乳幼児を対象にする。（1～5歳児） 早期療育クラス（あそびっこクラス）は、早期療育が必要と認められた子ども達を対象にする。（概ね1～2歳児） 定員はすみれクラス、あそびっこクラス合わせて1日14名とする。 各クラスごとに集団療育を行い、発達の援助と日常生活能力の養成を行う。 | 75,990 |
| | | | やまびこ学園通園事業 | 知的発達の遅れ、情緒、対人関係等に問題がある子ども達を対象に集団及び個別指導並びに専門家による診察等の療育活動により適切な発達の援助と日常生活能力の養成を行う。（就学前） 定員30名 | | | |
| | | | あそびっこ広場事業 | 発達に遅れがあり、早期療育が必要と認められた概ね1歳から就学までの乳幼児を対象に、集団療育、個別課題の設定、個別支援計画の策定等を行う。1日につき1クラス、10名定員で、月曜日から金曜日（月～木は15：00～17：00、金は10：00～12：00）までの5クラスを実施する。 | | | |
| 子ども発達支援センター | 1318 | 障害児相談支援事業 | 障害児相談支援事業 | 障（がい）児が通所支援や福祉サービスを利用するに当たって専門職員が面談等を行い、心身の状況、置かれている環境に応じた適切な支援利用計画を立てる障害児相談支援事業を行う。 | 継続 | 障（がい）児が通所支援や福祉サービスを利用するに当たって専門職員が面談等を行い、心身の状況、置かれている環境に応じた適切な支援利用計画を立てる障害児相談支援事業を行う。 | 19,151 |
| 子ども発達支援センター | 1319 | 保育所等訪問支援事業 | 保育所等訪問支援事業 | 障（がい）児が在籍している保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等での集団生活において、支援が必要な場合、専門職員が出向いて支援を行う。 | 継続 | 障（がい）児が在籍している保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等での集団生活において、支援が必要な場合、専門職員が出向いて支援を行う。 | 3,605 |
| 教育支援課 | 3108 再掲 | 子ども支援事業 | 子ども支援事業 (再掲) | ○子ども支援サポーター配置事業 一斉指導に馴染みにくく、不適応をおこしがちな児童生徒に個別指導できる心理相談員・別室登校指導員を派遣する。 ○支援ボランティア 特別な支援が必要な児童生徒に必要なに応じてボランティアによる人的支援を行う。 ○学校園訪問相談事業 | 継続 | なかよし運動会については実施時期や携帯の検討を行う。ふれあい作品展については例年通り1月か2月に実施。さよならコンサートについては場所の確保ができず嫉視はしないが各校でのお別れ会を企画している。特別支援学校交流・チャレンジ体験事業を宿泊する行事として実施する。 | 110 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-----------|------------|-------------------------|----------------------|---|-----|---|----------------------|
| 学校教育課 | 3106 再掲 | 特別支援教育推進事業・特別支援学校教育推進事業 | 特別支援教育推進事業(再掲) | なかよし運動会・ふれあい作品展・さよならコンサート・心のバリアフリー事業を実施する。 | 継続 | 宝塚市内にある公立及び私立中学校の生徒を対象に、宝塚市特有の伝統芸能である宝塚歌劇の優れた舞台芸術を鑑賞する。 | 1,360 |
| 学校教育課 | 3107 再掲 | 特別支援教育推進事業 | 特別支援教育推進乗馬セラピー事業(再掲) | 特別支援学級及び特別支援学校の中学3年生の希望生徒を対象に、宝塚市立宝塚自然の家で乗馬セラピーを1日体験する。 | 継続 | 小学5年生を対象に、県内施設で4泊5日の体験活動を実施予定。活動を通して「生きる力」を育成する。また、小学校3年生を対象に、年間3回以上の体験型環境学習を実施予定。命のつながりや営み・環境保全について学習する。 | 53,903 |
| 障害福祉課 | 1320 | 障害(がい)者就労支援事業 | 障害(がい)者就労支援事業 | 就労の困難な障害(がい)者の就業促進のため身体、知的、精神のいずれかの枠に拘らない障害(がい)者の就労促進施策を行う。また、共同受注窓口へ運営補助金を交付し、福祉就労施設利用者の工賃の向上を図る。 | 継続 | 就労の困難な障害(がい)者の就業促進のため身体、知的、精神のいずれかの枠に拘らない障害(がい)者の就労促進施策を行う。また、共同受注窓口へ運営補助金を交付し、福祉就労施設利用者の工賃の向上を図る。 ・障害(がい)者就労支援事業委託 32,721千円 ・共同受注窓口補助金 4,943千円 ・障害(がい)者短期雇用関係 621千円 | 38,285 |
| 子育て応援課 | 1506 再掲 | 母子等福祉総務事業 | ひとり親家庭相談事業(再掲) | 離婚前、離婚後の生活や自立支援に関する相談、ひとり親家庭が利用できる制度等の情報提供を行う。 母子・父子自立支援員 2名 | 継続 | 引き続き母子・父子自立支援員2名体制により、離婚前、離婚後の相談、母子父子寡婦福祉資金貸付(県へ進達)、ひとり親家庭が利用できる制度等の情報提供に取組んでいく。 | 0 |
| 子育て応援課 | 1507 再掲 | 母子等福祉総務事業 | 自立支援教育訓練給付金事業(再掲) | 母子家庭の母及び父子家庭の父が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、事業実施主体があらかじめ指定している教育訓練講座を受講した場合、受講した経費の6割相当額(上限:一般・特定200,000円/専門実践400,000円、下限12,000円)を支給する。 対象要件あり | 拡充 | 令和6年度から制度改正により、児童扶養手当受給相当とされていた所得制限が撤廃となる予定である。また修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給するよう拡充される予定である。 必要な市民に適切なサービス提供ができるよう、本事業の周知に努める。 | 1,772 |
| 子育て応援課 | 1508 再掲 | 母子等福祉総務事業 | 高等職業訓練促進給付金等事業(再掲) | 母子家庭の母又は父子家庭の父の訓練受講中の生活の安定を図るため、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」等を支給し、生活費の負担を軽減する。 支給期間:修業するに相当する期間(上限4年) 支給額:月額100,000円(課税世帯70,500円) 最終学年は月額40,000円を増額 支給対象者、対象資格の指定等要件あり | 拡充 | 制度改正により、令和6年度から所得制限と対象資格の訓練期間、範囲について拡充される。拡充内容は、所得制限を超過した場合でも1年に限り引き続き対象者とする事、6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格を対象とする暫定措置の恒久化である。 必要な市民に適切なサービス提供ができるよう、制度の改正を含め、本事業の周知に努める。 | 13,576 |
| 住まいづくり推進課 | 1509 再掲 | 市営住宅管理事業 | 市営住宅管理事業(再掲) | ひとり親世帯等に対する住宅確保の支援 (20才未満の子を扶養するひとり親世帯等の市営住宅優先募集) 子育て世帯に対する住宅確保の支援 (現に中学校就学前の子どもがいる世帯向けの市営住宅の募集) | 継続 | ひとり親世帯等に対する住宅確保の支援 (20才未満の子を扶養するひとり親世帯等の市営住宅優先募集) 子育て世帯に対する住宅確保の支援 (現に中学校就学前の子どもがいる世帯向けの市営住宅の募集) | 0 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------------|------------|---------------------------|-------------------------|---|-----|---|-----------------------------------|
| 所管課非公開 | 1324 | DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者対策事業 | DV被害者の視点に立った総合的な支援 | ○ 「宝塚市DV対策基本計画」の策定及び同計画に基づく施策の実施 ○ DV被害者の一時保護の実施 ○ DVに関する意識啓発の実施 ○ DVに関する相談業務の実施 ○ 宝塚市DV対策推進連絡会議の開催 | 継続 | 宝塚市男女共同参画プランに基づき、DV被害者の視点に立って関係機関と連携して支援を行う。 市内の県立高等学校及び市立中学校の生徒を対象としたデートDV予防教室を実施する。 また、困難な問題を抱える女性の相談・支援も並行して行う。 | 519 |
| 人権平和・男女共同参画課 | 2203 再掲 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 女性のための相談(女ごころ何でも相談)(再掲) | 女性が、一人の人間として、元気にのびやかに毎日を過ごすことができるように、夫婦間、男女間、からだのこと、人とのつきあい、セクハラなど、さまざまな心の悩みのサポートをし、自分らしい生き方支援につなげる。 平成19年度から指定管理制度導入(予算は指定管理料に計上) | 継続 | 女性の悩みに焦点を当てた女性のための相談(面接・電話、法律、チャレンジ相談)サポートグループカウンセリングを通じて、夫婦間、男女間、からだのこと、人とのつきあい、セクハラなど、さまざまな心の悩みをサポートをし、自分らしい生き方支援に繋げる。 (予算は指定管理料に計上) | 2,637 |
| 文化政策課 | 1325 | 国際交流事業 | 外国人相談室 | 市内に在住する外国人や海外より帰国した日本人の日常生活における悩みや不安、トラブルの相談に応じる。 | 継続 | 市内に在住する外国人や海外より帰国した日本人の日常生活における悩みや不安、トラブルの相談に応じる。 (開催日時:月・火・木・金・土曜日10時~12時及び土曜日13時~15時) | 470(国際・文化センター指定管理料41,470千円に含まれる。) |
| 学校教育課 | 3111 再掲 | 教育国際化推進事業 | 教育国際化推進事業(再掲) | 日本語の不自由な幼児児童生徒のサポーター派遣を実施する。 | 継続 | 日本語の不自由な幼児児童生徒(外国ルーツの子ども)に対して、学校園での生活や学校と家庭との意思疎通、地域社会に適應できるよう母語支援(通訳)と日本語指導の2つの支援を行う。 | 4,339 |
| 医療助成課 | 1327 | 障害者(児)医療費助成事業 | 障害者(児)医療費助成事業 | 身体障害者手帳1~4級の人、療育手帳A・B(1)判定者または精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人に対し、医療費を助成する。(所得制限有) | 継続 | 身体障害者手帳1~4級の人、療育手帳A・B(1)判定者または精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人に対し、医療費を助成する。(所得制限有) | 950,883 (高齢障害者を含む) |
| 子育て応援課 | 1328 | 児童福祉総務事業 | 特別児童扶養手当事業 | 身体又は精神に障害(がい)のある児童を監護する父又は母等に支給する。(所得制限有) 月額 重度 53,700円 中度 35,760円 | 継続 | 支給対象者からの申請を受付し、県に進達を行う。特別児童扶養手当の支給審査、支払いは県が行っている。支給対象となる市民に情報が行き届くように本事業の市民への周知を図る。 | 0 |
| 障害福祉課 | 1329 | 特別障害者手当等給付事業 | 障害児福祉手当支給 | 重度の障害(がい)のある20歳未満の者に対して手当を支給する。(所得制限有) | 継続 | 日常生活において常時介護を必要とする障害(がい)のある20歳未満の者に対して手当を支給する。(所得制限有) | 29,893 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------|------|------------------------|-------------------|---|-----|---|----------------------|
| 障害福祉課 | 1330 | 特別障害者手当等給付事業 | 介護手当支給 | 重度障害(がい)者(児)の介護を行う者に対して手当を支給する。(所得制限有) | 継続 | 重度障害(がい)者(児)の介護を行う者に対して手当を支給する。(所得制限有) | 600 |
| 障害福祉課 | 1331 | 障害(がい)者生活支援事業 | 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成金 | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対し補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援する。 | 継続 | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対し補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援する。 種類：補聴器本体、ロジャー、耳あて等 | 364 |
| 障害福祉課 | 1332 | 障害(がい)者生活支援事業 | タクシー料金等助成扶助料 | 電車、バス等の交通機関を利用することが困難な重度障害(がい)児が、移動手段としてタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成し、障害(がい)児の社会参加と自立の促進を図る。 | 継続 | 車、バス等の交通機関を利用することが困難な重度障害(がい)児が、移動手段としてタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成し、障害(がい)児の社会参加と自立の促進を図る。 内容：タクシー利用券(基本料金助成)を月4枚(年間48枚)交付等 | 41,302 |
| 学事課 | 1333 | 特別支援教育就学奨励費(給食費含む、小・中) | 特別支援教育就学奨励費 | 特別支援学級へ就学している児童、生徒の保護者に対する給食費、学用品費等の費用の一部を補助。 | 継続 | 特別支援学級へ就学している児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費等の費用の一部を補助する。 | 22,627 |
| 子育て応援課 | 1335 | 児童扶養手当事業 | 児童扶養手当事業 | 父又は母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の父又は母等に支給する。(所得制限有) 月額1人 44,140～10,410円 2人 54,560～15,620円 3人 60,810～18,750円 3人目以降は6,250円～3,130円加算される。 | 拡充 | 令和6年度より物価に合わせて手当金額が引き上げられ、制度改正による令和6年11月分から①児童3人目以降の加算額が児童2人目と同額になり、②所得制限限度額の引き上げが予定されている。 現在所得制限により支給停止となっている対象者のうち、所得制限の引き上げにより支給対象となる世帯や、現在受給中の世帯等に、これらの改正について情報が行き届くように本事業について市民への周知を図る。 | 574,253 |
| 医療助成課 | 1336 | 母子家庭等医療費助成事業 | 母子家庭等医療費助成事業 | 母子家庭及び父子家庭の父母等で満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(但し、児童が高等学校等に在学中の場合は、満20歳に達する日の属する月の末日までのものを含む)を監護している者及びその児童並びに遺児に対し、医療費を助成する。(所得制限有) | 継続 | 母子家庭及び父子家庭の父母等で満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(但し、児童が高等学校等に在学中の場合は、満20歳に達する日の属する月の末日までのものを含む)を監護している者及びその児童並びに遺児に対し、医療費を助成する。(所得制限有) | 58,766 |
| 学事課 | 1338 | 就学補助事業 | 就学補助事業 | 伊丹朝鮮初級学校及び尼崎朝鮮中級学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学補助金を交付し、負担軽減を図る。また、幼児教育・保育無償化が適用されない外国人学校幼稚園に通う園児の保護者に対し、幼児教育・保育無償化と同等の金額を補助する。 | 継続 | 伊丹朝鮮初級学校及び尼崎朝鮮中級学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学補助金を交付し、負担軽減を図る。また、幼児教育・保育無償化が適用されない外国人学校幼稚園に通う園児の保護者に対し、幼児教育・保育無償化と同等の金額を補助する。 | 3,740 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------------|------------|--|---------------|--|-----|---|----------------------|
| 学事課 | 1511 再掲 | 要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費 要保護及び準要保護児童・生徒医療費扶助 | 就学援助制度(再掲) | 経済的理由により、小・中学校の就学に必要な費用の支払いが困難な児童・生徒の保護者に対し、医療費・学用品費等・給食費の費用の全部又は一部を援助する。 | 継続 | 経済的理由により、小・中学校の就学に必要な費用の支払いが困難な児童・生徒の保護者に対し、医療費・学用品費等・給食費の費用の全部又は一部を援助する。 | 139,011 |
| 家庭児童相談課 | 1342 | 児童虐待防止施策推進事業 | 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童(虐待、非行等の要保護児童が対象)の早期発見や適切な保護を図るため、医師会、保健所、民生・児童委員協議会、学校園、保育所、行政関係課、関係機関等で構成した児童福祉法に基づく「宝塚市要保護児童対策地域協議会」を設置し、ネットワークにより対応する。 主要な関係課：健康推進課、家庭児童相談課、子ども発達支援センター、青少年センター、教育支援課、障害福祉課、子ども総合相談課 (調整機関：家庭児童相談課) | 継続 | 代表者会議 1回 連絡会議 2回 ケース進行管理会議 6回 個別ケース会議 随時 | 10,916 |
| 家庭児童相談課 | 1343 | 児童虐待防止施策推進事業 | 虐待防止マニュアルの活用 | 虐待防止マニュアルを策定することで、関係機関が共通の認識を持って対応することを可能とし、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止を図る。 法改正を盛り込んだ改訂を行う必要があり、直近では令和5年度に改訂。 | 継続 | 必要とする関係機関に適宜配布し、児童虐待対応を行う職員の資質向上を図る。 | No.1342に 含む |
| 家庭児童相談課 | 1344 | 児童虐待防止施策推進事業 | 啓発の促進 | 11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間を中心に啓発活動を行い、児童虐待の未然防止、早期発見を図る。 | 継続 | 11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に合わせて、市広報で啓発し、市庁舎に横断幕を掲示、のぼり旗を市役所に設置する。 | No.1342に 含む |
| 人権平和・男女共同参画課 | | 人権啓発推進事業 | | 広報たからづか、ウィズたからづか等で市民に啓発する。また、子どもの権利擁護に関する講演会を実施する。 | 継続 | ウィズたからづか、エフエム宝塚、市ホームページ、SNS等で市民に啓発します。 人権擁護委員によるスマホ・携帯人権教室やSOSミニレター事業を実施する。 | 330 |
| 家庭児童相談課 | 1345 | 児童虐待防止施策推進事業 | 専門的カウンセリングの推進 | 虐待への確に対応するために、家庭相談員の資質向上を図る。 | 継続 | 家庭相談員の資質向上のため、必要な研修に参加する。 | No.1342に 含む |
| 教育支援課 | | 教育相談事業 | | 子どもの健やかな成長を願って、教育上(発達、心理等)の様々な問題や悩みの相談に応じる。 | 継続 | 登校を嫌がる、学校を休みがち、コミュニケーションを図りづらい、学業不振、親子関係、不安やこだわりが強い、などの学校や家庭での困ったことや気がかりなことについて、電話や来所での相談に応じる。3歳から18歳までの方には、プレイセラピーやカウンセリングを行う。また保護者には、子どもについて理解し考えることができるように一緒に話し合う。 | 25,117 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|------------|---------------|-------------------|--|-----|--|----------------------|
| 家庭児童相談課 | 1346 | 児童虐待防止施策推進事業 | 家庭児童相談事業（子ども家庭相談） | 18歳未満の子どもを取りまく、家族関係や子育ての悩みの相談、子育て家庭ショートステイ、里親の相談に応じる。また、児童虐待の窓口として通報・相談を受ける。臨床心理士等の助言を得ながら、関係機関と個別ケース会議等を開催し支援の方向を決定する。 | 拡充 | 個々の相談に適切に対応するため家庭相談員の資質向上を図り、要保護児童対策地域協議会の効果的活用につなげる。また、人員拡充のため家庭相談員の増員を行う。 | No.1342に 含む |
| 家庭児童相談課 | ☆ 1347 | 児童虐待防止施策推進事業 | 養育支援訪問事業 | 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。 | 継続 | 対象家庭の把握に努めるとともに、当該居宅において適切な支援を実施する。 | No.1342に 含む |
| 家庭児童相談課 | 1349 | 児童虐待防止施策推進事業 | 24時間対応電話相談 | 子どもに関する相談のニーズは、多様で緊急事態への対応も必要であるので、地域小規模児童養護施設「御殿山ひかりの家」との連携により24時間対応の電話相談「ハッピートークたからづか」を実施する。 | 継続 | 昼夜を問わず保護者が気軽に相談できるよう、24時間対応の電話相談の周知に努める。 | No.1342に 含む |
| 地域福祉課 | 1350 | 民生・児童委員活動補助事業 | 民生・児童委員活動補助 | 豊かな心を持ち、心身ともに健康で自立性、主体性、社会性のある子どもを地域社会全体で育てていくため、民生・児童委員として、要保護児童及び要援護家庭の把握に努め、援助指導を推進し、心豊かな子どもを育てる活動を展開する。 | 継続 | 豊かな心を持ち、心身ともに健康で自立性、主体性、社会性のある子どもを地域社会全体で育てていくため、民生・児童委員として、要保護児童及び要援護家庭の把握に努め、関係機関との情報交換を密に行い、連携して援助していく。 | 34,154 |
| 家庭児童相談課 | 1351 | 児童虐待防止施策推進事業 | 子ども専用悩みの電話相談事業 | 24時間体制で子どもの悩みの電話相談を受けることにより、子どもの悩みの解消を図るとともに、支援が必要なケースについては、関係機関と連携し対応していく。（平成23年度までは青少年センターと共同で実施、平成24年度から子育て支援課所管で実施、課名変更により令和5年度より家庭児童相談課所管で実施） | 継続 | 昼夜を問わず子どもが気軽に相談できるよう、24時間対応の電話相談の周知に努める。 | No.1342に 含む |
| 家庭児童相談課 | 1353 | 児童虐待防止施策推進事業 | ペアレントトレーニング実施事業 | 自分や子どもを傷つけている親に対して、「セルフケア」と「問題解決力」を身につけてもらうことによって、子どもへの虐待を防止する。 | 継続 | ペアレントトレーニングを年2クール実施する。対象人数は1クールあたり約6人。原則として、グループでの実施とするが、必要に応じて個別で実施する。 | No.1342に 含む |
| 子ども発達支援センター | 1355 | 居宅訪問型支援事業 | 居宅訪問型支援事業 | 重度の障害(がい)の状態などで外出が困難な児童の居宅を主に保育士が訪問して個々の発達に合った遊びを中心とした療育を提供する。訪問は、概ね週2回、1時間から1時間半を目安にするが児童の状態に合わせて訪問回数及び訪問時間を少なくすることもある。 | 継続 | 重度の障害(がい)の状態などで外出が困難な児童の居宅を主に保育士が訪問して個々の発達に合った遊びを中心とした療育を提供する。訪問は、概ね週2回、1時間から1時間半を目安にするが児童の状態に合わせて訪問回数及び訪問時間を少なくすることもある。 | 20 |
| せいかつ支援課 | 1503 再掲 | 生活困窮者自立支援事業 | 学習支援事業(再掲) | 生活保護受給世帯等の生活困窮世帯の小学校高学年から高校生を対象とし、基礎学力の向上のための学習支援を行う。高等学校への進学及び高校中退防止を支援することで、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止することを目的とする。 | 継続 | 生活保護受給世帯や就学援助対象世帯等の生活困窮世帯における小学校5年生から高校3年生を対象に、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止することを目的として、塾型、家庭訪問型又はオンライン形式により週1回程度、学習支援を実施する。 | 2,908 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------|-----------------|--------------------------|-----------------------|--|-----|--|----------------------|
| 保育事業課 | ☆ 1512 再掲 | 実費徴収補足給付事業 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業(再掲) | (1)低所得者で生計が困難である世帯の子どもの円滑な保育所・認定こども園等の利用を図るために、当該保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。 (2)私立幼稚園(新制度未移行)利用世帯のうち、低所得者世帯等について、副食材料費に要する費用を助成する。 | 継続 | (1)低所得者で生計が困難である世帯の子どもの円滑な保育所・認定こども園等の利用を図るために、当該保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。 月額 2,500円以内 (2)私立幼稚園(新制度未移行)利用世帯のうち、低所得者世帯等について、副食材料費に要する費用を助成する。 月額 4,700円以内 | 2,512 |
| | | | | 低所得者で生計が困難である世帯の子どもの円滑な幼稚園の利用を図るために、当該保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。 | 継続 | 低所得者で生計が困難である世帯の子どもの円滑な幼稚園の利用を図るために、当該保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。 | 150 |
| 子育て応援課 | 1504 再掲 | ひとり親家庭生活学習支援事業 | ひとり親家庭生活学習支援事業(再掲) | 子どもの貧困対策の一環として、児童扶養手当を受給している家庭に属する中学2、3年生を対象に年間を通じた通塾による学習支援を行う。 | 継続 | 令和5年度より中学3年生について開始時期を4月とし、授業回数についても週2回に拡充し実施している。定員は引き続き120人(中学3年生70人、中学2年生50人)で希望者が多数の場合は、中学3年生を優先して実施する。 令和5年度より、児童扶養手当の認定通知に制度案内を同封する等、より一層の周知を図っている。 | 18,122 |
| 学事課 | 1505 再掲 | 奨学助成事業 | ひとり親家庭等大学生等奨学給付事業(再掲) | 市民福祉金廃止に伴う代替施策として、経済的に困窮している母子、父子、遺児家庭を対象として、大学等の入学時に1人当たり20万円を給付する。 | 継続 | 市民福祉金廃止に伴う代替施策として、経済的に困窮している母子、父子、遺児家庭を対象として、大学等の入学時に1人当たり20万円を給付する。 | 27,800 |
| 学事課 | 1357 | 奨学助成事業 | 大学生等修学支援給付金 | 新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う家計の急変により、学びの継続が困難となっている者に対して修学上必要な資金の給付を行う。 | 廃止 | - | - |
| 保育企画課 | 1358 | 市立保育所保育実施事業 市立保育所整備事業 | 医療的ケア児支援保育事業 | 市立保育所で医療的ケア児を受け入れ、医療的ケア児支援保育を実施する。 | 拡充 | 市立保育所で医療的ケア児を受け入れ保育を実施する。医療的ケア児を受け入れる施設のバリアフリー化を行うため、米谷保育所へエレベーターの設置を行う。 | No.2303 を含む |
| 保育事業課 | 1359 | 私立保育所助成金事業 | 医療的ケア児保育支援事業 | 医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を行う。 | 継続 | 私立保育園において、医療的ケア児の受け入れを行う場合に、看護師等を配置する費用の一部を助成する。 | No.2304 を含む |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|----------|------|-----------|-------------------------|--|-----|--|----------------------|
| 子ども総合相談課 | 1360 | 子ども総合相談事業 | 子ども総合相談事業 | 妊産婦、0歳から18歳までの子どもとその家庭から、子育て、子どもの発達、学校生活に関する事など、どこに相談していいかわからない悩みを幅広く受け止め、背景にある課題を専門的に分析、検討し、関係機関と連携して、適切な支援につなげる。 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 総合相談（どこに相談していいかわからない悩みを幅広く受け止める） 発達相談（5歳児発達相談、医師・作業療法士等相談、発達検査） 子どもの発達に関する啓発（啓発物の配布、市民向け講演会、関係者向け研修の実施） 関係機関の連携協議（システム活用や連携のあり方に関する協議） 母子健康手帳交付・面談 | 7,644 |
| 幼児教育センター | 1361 | 学校教育支援事業 | 就学前施設における医療的ケア児受入れ検討委員会 | 宝塚市立幼稚園・保育所において、医療的ケア児を受入れるにあたって検討会を実施する。 | 継続 | 医療的ケアが必要な乳幼児が公立幼稚園・保育所の入園を希望する場合、医療的ケア児受入れ検討委員会を設置し、受入れに向けて体制を整える。 | 140 |

④経済的な支援

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------|------|-------------|-------------|---|-----|---|----------------------|
| 子育て応援課 | 1401 | 児童手当事業 | 児童手当の支給 | <p>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする(所得制限あり)。</p> <p>支給対象 中学校卒業まで 支給金額 3歳未満一人月額15,000円 3歳以上小学校修了前一人月額10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生一人月額10,000円 特例給付(所得制限超過者) 一人月額5,000円 ※所得上限額を超過する者は支給対象外</p> | 拡充 | <p>令和6年10月分より児童手当の制度改正が予定されている。</p> <p>拡充により、①所得制限が撤廃され、②支給対象年齢が18歳年度末までとなり、③第3子以降の児童1人あたりの金額が3万円となる予定である。また、多子加算の対象を原則22歳年度末までの児童を含めて判定する。④支給月についても、年3回から年6回(12月支給～)となる予定。</p> <p>制度改正により新たに対象となる世帯が生じるため、申請漏れ等が無いよう拡充の内容等を広報や市HP、通知等で対象者へ周知を図る。</p> | 3,816,536 |
| 医療助成課 | 1402 | 乳幼児等医療費助成事業 | 乳幼児等医療費助成事業 | <p>出生の日から満15歳到達後最初の3月31日までの間にある乳幼児に対し、医療費を助成する。(所得制限なし)</p> <p>高校生世代に対し、入院医療費を助成する。(所得制限なし)</p> | 継続 | <p>出生の日から満15歳到達後最初の3月31日までの間にある乳幼児に対し、医療費を助成する。(所得制限なし)</p> <p>高校生世代に対し、入院医療費を助成する。(所得制限なし)</p> | 1,131,328 |
| 保育事業課 | 1403 | 私立幼稚園補助事業 | 私立幼稚園利用給付費 | 私立幼稚園の保育料及び入園料について、無償化を図るために、所得水準に関わりなく児童1人当たり月額25,700円を上限に給付金を支給する。 | 継続 | 私立幼稚園の保育料及び入園料について、無償化を図るために、所得水準に関わりなく児童1人当たり月額25,700円を上限に給付金を支給する。 | 441,887 |
| 子育て応援課 | 1404 | 子育て世帯応援給付事業 | 子育て世帯応援給付事業 | 物価高騰による生活への影響を緩和するために子育て世帯への経済的支援として、宝塚市内在住の18歳以下の児童がおられる世帯に対して、児童一人当たり1万円の電子マネー又はプリペイドカードを給付する。 | 廃止 | 本事業については令和4年度で電子マネー等の配布が終了している。また、紛失等の対応については令和5年度末まで受け付けた。 | 0 |

⑤子どもの貧困対策 ※項目No.内の①～④の番号は、子供の貧困対策に関する大綱 ①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的支援 に当てはめたものです。

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|---------|-----------------|------------------------|--------------------|--|-----|--|--------------------------------------|
| せいかつ支援課 | 1503 ① | 生活困窮者自立支援事業 | 学習支援事業 | 生活保護受給世帯等の生活困窮世帯の小学校高学年から高校生を対象とし、基礎学力の向上のための学習支援を行う。高等学校への進学及び高校中退防止を支援することで、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止することを目的とする。 | 継続 | 生活保護受給世帯や就学援助対象世帯等の生活困窮世帯における小学校5年生から高校3年生を対象に、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止することを目的として、塾型、家庭訪問型又はオンライン形式により週1回程度、学習支援を実施する。 | 2,908 |
| 子育て応援課 | 1504 ① | ひとり親家庭生活学習支援事業 | ひとり親家庭生活学習支援事業 | 子どもの貧困対策の一環として、児童扶養手当を受給している家庭に属する中学2、3年生を対象に年間を通じた通塾による学習支援を行う。 | 継続 | 令和5年度より中学3年生について開始時期を4月とし、授業回数についても週2回に拡充し実施している。定員は引き続き120人(中学3年生70人、中学2年生50人)で希望者が多数の場合は、中学3年生を優先して実施する。令和5年度より、児童扶養手当の認定通知に制度案内を同封する等、より一層の周知を図っている。 | 18,122 |
| 学事課 | 1505 ① | 奨学助成事業 | ひとり親家庭等大学生等奨学給付事業 | 市民福祉金廃止に伴う代替施策として、経済的に困窮している母子、父子、遺児家庭を対象として、大学等の入学時に1人当たり20万円を給付する。 | 継続 | 市民福祉金廃止に伴う代替施策として、経済的に困窮している母子、父子、遺児家庭を対象として、大学等の入学時に1人当たり20万円を給付する。 | 27,800 |
| 学事課 | 1333 ① 再掲 | 特別支援教育就学奨励費(給食費含む、小・中) | 特別支援教育就学奨励費(再掲) | 特別支援学級へ就学している児童、生徒の保護者に対する給食費、学用品費等の費用の一部を補助。 | 継続 | 特別支援学級へ就学している児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費等の費用の一部を補助する。 | 22,627 |
| 学事課 | 1338 ① 再掲 | 就学補助事業 | 就学補助事業(再掲) | 伊丹朝鮮初級学校及び尼崎朝鮮中級学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学補助金を交付し、負担軽減を図る。また、幼児教育・保育無償化が適用されない外国人学校幼稚園に通う園児の保護者に対し、幼児教育・保育無償化と同等の金額を補助する。 | 継続 | 伊丹朝鮮初級学校及び尼崎朝鮮中級学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学補助金を交付し、負担軽減を図る。また、幼児教育・保育無償化が適用されない外国人学校幼稚園等に通う園児の保護者に対し、幼児教育・保育無償化と同等の金額を補助する。 | 3,740 |
| 学校教育課 | 3121 ① 再掲 | 学力向上推進事業 | たからづか寺子屋事業(再掲) | 地域人材を活用し子供たちの基礎学力の定着や向上を目指した放課後学習として「寺子屋教室」を実施する。 | 継続 | 市内小学校14校で実施予定。子どもたちの基礎学力の向上・定着を目指す。 | 1,001 |
| 教育支援課 | 3508 ① 再掲 | 子ども支援事業 | スクールカウンセラー配置事業(再掲) | (国・県の事業)小・中学校を通じて、子ども達に対して、専門的カウンセリングを実施する。平成21年度(2009年度)以降、全12中学校4小学校に配置及び全小学校に対応。 | 継続 | 市立全12中学校と7小学校に県費スクールカウンセラーを配置し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、児童生徒の困難やストレスに対する対処方法等についての教育プログラムの実施をおこなう。また、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実に資する。 | 主に国・県の事業 市費スクールカウンセラーのみNo.3108を含む |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-----------|-----------|-----------|----------------|---|-----|---|----------------------|
| 子育て応援課 | 1506 ② | 母子等福祉総務事業 | ひとり親家庭相談事業 | 離婚前、離婚後の生活や自立支援に関する相談、ひとり親家庭が利用できる制度等の情報提供を行う。 母子・父子自立支援員 2名 | 継続 | 引き続き母子・父子自立支援員2名体制により、離婚前、離婚後の相談、母子父子寡婦福祉資金貸付(県へ進達)、ひとり親家庭が利用できる制度等の情報提供に取組んでいく。 | 0 |
| 子育て応援課 | 1507 ② | 母子等福祉総務事業 | 自立支援教育訓練給付金事業 | 母子家庭の母及び父子家庭の父が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、事業実施主体があらかじめ指定している教育訓練講座を受講した場合、受講した経費の6割相当額(上限:一般・特定200,000円/専門実践400,000円、下限12,000円)を支給する。 対象要件あり | 拡充 | 令和6年度から制度改正により、児童扶養手当受給相当とされていた所得制限が撤廃となる予定である。また修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給するよう拡充される予定である。 必要な市民に適切なサービス提供ができるよう、本事業の周知に努める。 | 1,772 |
| 子育て応援課 | 1508 ② | 母子等福祉総務事業 | 高等職業訓練促進給付金等事業 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の訓練受講中の生活の安定を図るため、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」等を支給し、生活費の負担を軽減する。 支給期間:修業するに相当する期間(上限4年) 支給額:月額100,000円(課税世帯70,500円) 最終学年は月額40,000円を増額 支給対象者、対象資格の指定等要件あり | 拡充 | 制度改正により、令和6年度から所得制限と対象資格の訓練期間、範囲について拡充される。拡充内容は、所得制限を超過した場合でも1年に限り引き続き対象者とする、6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格を対象とする暫定措置の恒久化である。 必要な市民に適切なサービス提供ができるよう、制度の改正を含め、本事業の周知に努める。 | 13,576 |
| 住まいづくり推進課 | 1509 ② | 市営住宅管理事業 | 市営住宅管理事業 | ひとり親世帯等に対する住宅確保の支援 (20才未満の子を扶養するひとり親世帯等の市営住宅優先募集) 子育て世帯に対する住宅確保の支援 (現に中学校就学前の子ともがいる世帯向けの市営住宅の募集) | 継続 | ひとり親世帯等に対する住宅確保の支援 (20才未満の子を扶養するひとり親世帯等の市営住宅優先募集) 子育て世帯に対する住宅確保の支援 (現に中学校就学前の子ともがいる世帯向けの市営住宅の募集) | 0 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-----------------|----------------------|-------------------------|---|---|-----|---|----------------------|
| 保育企画課 | ☆ 1101 ② 再掲 | 市立保育所保育 実施事業 | 地域子育て支援 拠点事業(再掲) | ○わかさ保育所(すこやか)・米谷保育所(すくすく) ・保育所の専門的機能や施設を地域の子育て支援に供 するため、育児相談・電話相談・園庭開放、出前保育・体 験保育を実施。 また、市立保育所全園で、平成14年度(2002年度) から地域子育て支援担当保育士を配置し、事業の充実を 図っている。 | 継続 | わかさ保育所(すこやか)及び米谷保育所(すくす く)の子育て支援拠点で引き続き、育児相談・園庭開 放・出前保育・体験保育を実施する。 また、市立保育所全園に地域子育て支援担当保育士を配 置し、事業を推進する。 | No.2303 を含む |
| 子ども家庭支援セ ンター | | 子ども家庭支援 センター事業 | | ○子ども家庭支援センター(きらきらひろば) ・概ね0～3歳までの親子の交流の場の提供、子育て相 談、子育て情報の提供、子育て講座の開催実施 | 継続 | ・概ね0～3歳までの親子の居場所・交流の場の提供 (きらきらひろば及びプレイコーナーに子育てサポー ターを配置) ・子育て相談(常駐の保育士の他、助産師等専門職によ る相談の充実) ・子育て情報の提供 ・子育て講座の開催 | 5,599 |
| 子ども家庭支援セ ンター | | 児童館運営事業 | | ○高司児童館、野上児童館、御殿山児童館、安倉児童 館、中筋児童館、中山台子ども館、山本山手子ども館、 ひばり子ども館、西谷児童館 ・地域の子育て支援の拠点として、コミュニティの7つ のブロック毎に整備している児童館(子ども館含む)を活 用し、親子の交流の場の提供、子育て相談、子育て情報 の提供、子育て講座の開催等の事業を実施 | 継続 | ○高司児童館、野上児童館、御殿山児童館、安倉児童 館、中筋児童館、中山台子ども館、山本山手子ども館、 ひばり子ども館、西谷児童館 ・地域の子育て支援の拠点として、コミュニティの7つ のブロック毎に整備している児童館(子ども館含む)を 活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談、子育て情 報の提供、子育て講座等の事業を実施する。 | 54,456 |
| 保育事業課 | | 私立保育所助成 金事業 | | ○やまぼうし保育園 ・保育所の専門的機能や施設を地域の子育て支援に供 するため、概ね0～3歳までの親子の交流の場の提供、子 育て相談、子育て情報の提供、親子育てグループの育成 支援を実施 | 継続 | やまぼうし保育園において、概ね0～3歳までの親子の 交流の場の提供、子育て相談、子育て情報の提供、親子 育てグループの育成支援を実施する。 | No.2304 を含む |
| 子ども家庭支援セ ンター | ☆ 1107 ② 再掲 | ファミリーサ ポートセンター 事業 | ファミリーサ ポート事業(再 掲) | 子育ての手助けをしたい人と手助けをして欲しい人がお 互いに会員となり、保育所や地域児童育成会の送迎や保 護者の病気、急用、リフレッシュの時の預かりなど、地 域での相互援助活動をお手伝いする事業。ひとり親家庭 などには、特に配慮をもってコーディネートする。 | 継続 | ・提供会員の確保に努めながら事業を継続実施する。 ・安全管理等、会員の質の向上を図るため年24時間の 研修を充実する。 | 10,463 |
| 子ども家庭支援セ ンター | 1108 ② 再掲 | | ファミリーサ ポートセンター 利用助成事業(再 掲) | ひとり親家庭等経済的困難を抱える家庭が、ファミリー サポートセンターにおける相互援助活動を受けた場合 に、利用料の助成を行う。 | 継続 | 子ども1人あたり1か月10時間を限度に、利用料の助成 を行う。 対象者：児童扶養手当受給世帯・市民税非課税世帯・生 活保護世帯 | 480 |
| 家庭児童相談課 | ☆ 1110 ② 再掲 | 児童虐待防止施 策推進事業 | 子育て家庭 ショートステイ 事業(子育て短 期支援事業)(再 掲) | 児童を養育している家庭の保護者が疾病等の事由によ って、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場 合に、児童福祉施設で一時的に養育又は保護する。 8か所の児童養護施設等に委託 | 継続 | 必要な市民に適切なサービス提供ができるよう、本事業 の市民への啓発をさらに図る。 | 876 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|----------------------|-----------------|----------------------------------|---|-----|--|---|
| 健康推進課 | ☆ 1207 ② 再掲 | 母子保健相談指導事業 | 妊婦相談（利用者支援事業）（再掲） | 妊婦相談 妊娠届出時にアンケートを実施し、その結果により保健師が電話等で相談に応じる。また必要時、妊婦訪問指導へつなげる。 | 継続 | 健康推進課と子ども総合相談課にて、保健師等による面接による妊婦相談を実施する。 ・妊婦相談 1,350人 妊娠・出産包括支援連絡会議 年2回 たからづかマタニティ応援プラン作成 1,350人 | 33,394 |
| 健康推進課 | ☆ 1208 ② 再掲 | 母子保健訪問指導事業 | 新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲） | 生後間もない時期におこりやすい育児不安の軽減のため、生後28日までの新生児の希望者を対象に助産師や保健師が訪問し、産婦や新生児の相談に応じるとともに、子育て支援等情報を伝える。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 70人 | No.1209 を含む |
| 健康推進課 | ☆ 1209 ② 再掲 | 母子保健訪問指導事業 | 赤ちゃん訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲） | 未熟児・新生児訪問指導を受けていない生後3か月までの乳児を対象に助産師、保健師、保育士、民生児童委員等が家庭を訪問し、産婦や乳児の相談に応じるとともに、子育て支援情報を伝える。また、生後3か月までに何らかの理由で家庭訪問を受けられなかった乳児については、必要に応じて4か月児健診後に訪問指導を行う。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 1,250人 | 11,251 |
| 健康推進課 | ☆ 1214 ② 再掲 | 母子保健訪問指導事業 | 未熟児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲） | 身体機能が未熟なまま出生した乳児を助産師又は保健師が訪問指導を行う。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 130人 | No.1209 を含む |
| 子ども家庭支援センター | ☆ 1216 ② 再掲 | 産後・育児支援ヘルパー派遣事業 | 産後・育児支援ヘルパー派遣事業（子育て世帯訪問支援事業）（再掲） | 産後の体調不良のため家事（育児）が困難な家庭、多胎児や低出生体重児を出産した家庭にホームヘルパーを派遣する。児童の養育に支援が必要と認められる家庭に適切な養育環境を確保するためにホームヘルパーを派遣する。 ・相談及び支援 ・家事援助 ・育児援助 | 継続 | 要支援家庭をはじめ、産後の回復期に援助が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。ヘルパーの資質向上のために研修を実施するとともに、本事業の市民への啓発にさらに努める。 | 1,769 |
| 健康推進課 | 1218 ② 再掲 | 母子保健健康診査事業 | 乳幼児健診の実施（再掲） | ・4か月児健診 ・10か月児健診 ・1歳6か月児健診 ・3歳児健診 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。眼科屈折検査にスポットビジョンスクリーナーを導入する。 | 34,905 |
| 障害福祉課 | 1307 ② 再掲 | 自立支援事業 | 児童居宅介護（ホームヘルプサービス）事業（再掲） | 日常生活を営むことが困難な在宅の障害（がい）児に対し、生活全般の介護・家事などのサービスを提供する。 | 継続 | 日常生活を営むことが困難な在宅の障害（がい）児に対し、生活全般の介護・家事などのサービスを提供する。 | 5,589,140 （障害者総合支援法による障害福祉サービス費給付費全体の金額） |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|----------------------|--------------|---------------------------|--|-----|--|---|
| 障害福祉課 | 1308 ② 再掲 | 自立支援事業 | 児童短期入所 (ショートステイ)事業(再掲) | 介護者が病気・出産等の理由により障害(がい)児を家庭で介護することができないとき、一時的に施設で保護を受けるサービスを提供する。 | 継続 | 介護者が病気・出産等の理由により障害(がい)児を家庭で介護することができないとき、一時的に施設で保護を受けるサービスを提供する。 | No.1307 を含む |
| 障害福祉課 | 1312 ② 再掲 | 地域生活支援事業 | 日中一時支援事業(再掲) | 障害(がい)児(者)の日中における活動の場を確保し、見守り、排せつの介助等の支援を行うことにより、障害(がい)のある児童等を介護している家族の一時的な休息の機会を提供する。 | 継続 | 障害(がい)児(者)の日中における活動の場を確保し、見守り、排せつの介助等の支援を行うことにより、障害(がい)のある児童等を介護している家族の一時的な休息の機会を提供する。 | 129,009 |
| 子ども発達支援センター | 1318 ② 再掲 | 障害児相談支援事業 | 障害児相談支援事業(再掲) | 障害(がい)児が通所支援や福祉サービスを利用するに当たって専門職員が面談等を行い、心身の状況、置かれている環境に応じた適切な支援利用計画を立てる障害児相談支援事業を行う。 | 継続 | 障害(がい)児が通所支援や福祉サービスを利用するに当たって専門職員が面談等を行い、心身の状況、置かれている環境に応じた適切な支援利用計画を立てる障害児相談支援事業を行う。 | 19,151 |
| 文化政策課 | 1325 ② 再掲 | 国際交流事業 | 外国人相談室(再掲) | 市内に在住する外国人や海外より帰国した日本人の日常生活における悩みや不安、トラブルの相談に応じる。 | 継続 | 市内に在住する外国人や海外より帰国した日本人の日常生活における悩みや不安、トラブルの相談に応じる。 (開催日時：月・火・木・金・土曜日10時～12時及び土曜日13時～15時) | 470(国際・文化センター指定管理料 41,470千円 に含まれる。) |
| 家庭児童相談課 | 1342 ② 再掲 | 児童虐待防止施策推進事業 | 要保護児童対策地域協議会(再掲) | 要保護児童(虐待、非行等の要保護児童が対象)の早期発見や適切な保護を図るため、医師会、保健所、民生・児童委員協議会、学校園、保育所、行政関係課、関係機関等で構成した児童福祉法に基づく「宝塚市要保護児童対策地域協議会」を設置し、ネットワークにより対応する。 主要な関係課：健康推進課、家庭児童相談課、子ども発達支援センター、青少年センター、教育支援課、障害福祉課、子ども総合相談課 (調整機関：家庭児童相談課) | 継続 | 代表者会議 1回 連絡会議 2回 ケース進行管理会議 6回 個別ケース会議 随時 | 10,916 |
| 家庭児童相談課 | 1346 ② 再掲 | 児童虐待防止施策推進事業 | 家庭児童相談室事業(子ども家庭相談)(再掲) | 18歳未満の子どもを取りまく、家族関係や子育ての悩みの相談、子育て家庭ショートステイ、里親の相談に応じる。また、児童虐待の窓口として通報・相談を受ける。臨床心理士等の助言を得ながら、関係機関と個別ケース会議等を開催し支援の方向を決定する。 | 拡充 | 個々の相談に適切に対応するため家庭相談員の資質向上を図り、要保護児童対策地域協議会の効果的活用につなげる。また、人員拡充のため家庭相談員の増員を行う。 | No.1342に 含む |
| 家庭児童相談課 | ☆ 1347 ② 再掲 | 児童虐待防止施策推進事業 | 養育支援訪問事業(再掲) | 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。 | 継続 | 対象家庭の把握に努めるとともに、当該居宅において適切な支援を実施する。 | No.1342に 含む |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-----------|----------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---|-----|---|--|
| 子ども総合相談課 | 1360 ② 再掲 | 子ども総合相談事業 | 子ども総合相談事業(再掲) | 妊産婦、0歳から18歳までの子どもとその家庭から、子育て、子どもの発達、学校生活に関することなど、どこに相談していいかわからない悩みを幅広く受け止め、背景にある課題を専門的に分析、検討し、関係機関と連携して、適切な支援につなげる。 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 総合相談（どこに相談していいかわからない悩みを幅広く受け止める） 発達相談（5歳児発達相談、医師・作業療法士等相談、発達検査） 子どもの発達に関する啓発（啓発物の配布、市民向け講演会、関係者向け研修の実施） 関係機関の連携協議（システム活用や連携のあり方に関する協議） 母子健康手帳交付・面談 | 7,644 |
| 保育事業課 | ☆ 2303 ② 再掲 | 市立保育所保育実施事業 施設型等給付事業 市立保育所整備事業 | 保育所保育実施事業・施設型等給付事業(再掲) | 保育所・認定こども園等の入所児童の健全な育成及び施設の円滑な運営を行う。 また、通園する児童の保育料負担について、国の基準額から軽減を図る。 | 継続 | 市内公私立全40施設で保育を実施する。 幼児教育・保育の無償化として、0～2歳の非課税世帯の児童及び3～5歳の児童に係る保育料を無償化する。 | 4,856,260 |
| 保育企画課 | | | | | | | |
| 保育企画課 | 2309 ② 再掲 | 市立保育所保育実施事業 私立保育所助成金 | 産休明け保育事業(再掲) | 産休明けからの保育を拡充実施する。 | 継続 | 市立保育所4カ所、私立保育所26カ所で実施する。 | 市立保育所 No.2303 を含む 私立保育所 No.2304 を含む |
| アフタースクール課 | ☆ 2401 ② 再掲 | 民間放課後児童クラブ運営支援事業 | 民間放課後児童クラブ運営支援事業 (放課後児童健全育成事業)(再掲) | <p>子ども子育て支援事業計画に基づくニーズ量に見合う量を確保するため、民間放課後児童クラブの開設費用や運営費を助成することにより施設を確保し、各小学校区における待機児童を解消し、希望すればいつでも入所可能な状態を構築する。</p> <p>○学校夏季休業期間臨時自主保育事業への助成 夏休みの期間中に待機児童の保護者が行う自主保育事業に対し、運営費の一部を助成する。</p> | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 既存の民間放課後児童クラブ22カ所（長尾すぎの子クラブ・御殿山ちどり放課後児童クラブ・のがみっこくらぶ・川面ちどり放課後児童クラブ・川面ちどり保育園放課後児童クラブ・はなみきっすクラブ1、2・はなみきっすクラブ西山・はなみきっすクラブ仁川・こころんクラブ山本・こころんクラブ中山寺・ウエルっこクラブ・みるくっくキッズクラブ売布1、2、3・こころんクラブ長尾南1、2・こころんクラブ長尾・にじっこくらぶ・宝塚仏光放課後児童クラブ・みるくっくキッズクラブ逆瀬川・元気っ子）に対して運営補助を行う。 <p>22カ所分 226,408千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 待機児童の多い学校区1カ所の開設費用、運営費の補助を行う。 また、令和7年度に向けて令和6年度中に公募での民間事業者を募集し開設費用の補助を行う。 R6年度及びR7年度計3カ所分 28,830千円 学校夏季長期休業期間臨時自主保育事業を2カ所予定し助成する。 <p>1,917千円</p> | 258,090 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|----------------------|-----------------|----------------------------|---|-----|--|----------------------|
| アフタースクール課 | ☆ 2402 ② 再掲 | 地域児童育成会事業 | 地域児童育成会事業 (放課後児童健全育成事業) | 下校後家庭において適切な指導を受けることができない小1～6年生の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るため、市内全小学校(23校)に、地域児童育成会を設置している。 | 継続 | 6年生までの児童を対象に地域児童育成会を運営する。 現況(R5) 43支援単位 定員1,816人 | 351,390 |
| 子ども政策課 | 3519 ② 再掲 | 子どもの権利サポート委員会事業 | 子どもの権利サポート委員会事業(再掲) | 子どもの権利の尊重と確保の取組をより一層推進するために、子どもに寄り添い、子どもの立場に立った、公平・中立で独立性と専門性のある第三者機関として子どもの権利サポート委員会を設置し、子どもの最善の利益の保障を図るため、相談、調整、調査、是正勧告等を行う。 | 継続 | 子どもの権利の尊重と確保の取組をより一層推進するため、子どもに寄り添い、子どもの立場に立った、公平・中立で独立性と専門性のある第三者機関として子どもの権利サポート委員会を設置し、子どもの最善の利益の保障を図るため、相談、調整、調査、是正勧告等を行う。また、引き続き子どもの権利サポート委員会の制度の周知を図るとともに、出前講座の実施により、子どもの権利に関する啓発活動を強化していく。 | 5,900 |
| 子ども家庭支援センター | 5303 ② 再掲 | 児童館運営事業 | 地域児童館運営事業(再掲) | 各地域児童館にコーディネーターを配置し、7ブロック毎の地域の子育てを総合的に支援する。 ・地域の子育て支援ボランティア活動との連携 ・他機関との出張サービスの連携 ・要支援の子どもや家庭への支援に関する他機関との連携 | 継続 | ・各児童館にコーディネーターを配置する。 ・引き続き、地域子育て支援コーディネーター研究会を開催し、各児童館のコーディネーターが専門家の助言を受けながらその役割について検証していく。 | No.6106 に含む |
| 子ども家庭支援センター | 5304 ② 再掲 | 児童館運営事業 | 出前児童館事業(再掲) | 地域児童館を核として、各小学校区内の児童館のない地域へ児童厚生員が出向き、既存の公共施設等を活用して遊びの指導や、「地域の子育てサロン」への支援等を実施する。 | 継続 | ・各ブロック(第7ブロックを除く)で事業を実施する。 ・児童館の無い地域での実施箇所数の増や回数の増等、拡充に向けたあり方を検討する。 | 17,596 |
| 子ども家庭支援センター | 5305 ② 再掲 | 子育て支援コーディネーター事業 | 子ども家庭支援センターの運営(再掲) | 子育て支援の中核的施設として、子育て総合コーディネーターを配置し、全市域の子育て支援策のマネジメントの役割を担う。 ・子どもや親の育ち及び子育て支援のための様々なプログラムの開発、提供 ・子育て支援人材養成・支援者のスキルアップ ・子育て関係機関の総合的ネットワークの推進 ・情報の集約・蓄積及びそれらのデータベース化、ホームページ充実による子育て支援事業のPR ・利用者に対する相談・助言 ・サービス提供機関との連絡及び調整 ・他機関による児童館等他機関への出張サービスの調整 ・三層間の諸事業に関する情報交換と相互連携 | 継続 | ・引き続き、各児童館が作成した資源ファイル等情報を集約、整理する。 ・子育てサポーターの活動調整やスキルアップ講座を実施する。 ・親子育てグループの育成支援 | No.1101 に含む |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------------|-----------------|------------------|-------------------------|---|-----|---|----------------------|
| 子ども家庭支援センター | 6106 ② 再掲 | 児童館運営事業 | 地域児童館運営事業(再掲) | 地域で子どもたちが安全で自由に集まり、活動交流できる場として、また、地域の子育て支援の拠点として、コミュニティの7つのブロック毎に整備している児童館の運営に対し、公立児童館は社会福祉法人に委託(平成18年度(2006年度)より、指定管理者制度に移行)を、法人立児童館には補助金を交付する。機能としては、 ・子どもたちの遊びの場 ・地域の子育て支援の場 ・地域の世代間交流の場 ・地域の子育て支援ボランティア活動との連携 | 継続 | ・平成18年度から公立児童館の運営は指定管理制度を導入し、高司・安倉児童館は宝塚市社会福祉協議会を令和5年4月から令和10年3月まで、子ども館は第6ブロック子ども館協議会を令和2年4月から令和7年3月まで、西谷児童館はNPO法人宝塚N I S I T A N I を令和3年4月から令和8年3月まで、それぞれ指定管理者として指定する。 ・民立民営の中筋児童館(社会福祉法人愛和会)、御殿山・野上児童館(社会福祉法人聖隷福祉事業団)、平井児童館(平井財産区)には運営費の一部を補助する。 | 82,909 |
| 商工勤労課 | 6301 ② 再掲 | 就労支援事業 | 若者就業支援・相談事業(再掲) | 若者の就労を支援するために、カウンセラーを配置し、相談及び情報提供を行うとともに、就職に向けた連続講座へ誘導し就労を促進する。 | 継続 | ハローワークとの一体的事業として、概ね49歳までの若者、再就職を目指す女性や新卒・既卒者を対象とした個別相談「若者しごと相談」を引き続き実施する。また、就職に何らかの困難を抱える若者を対象とした連続講座を民間事業者に委託し実施する。 | 2,384 |
| 商工勤労課 | 1510 ③ | ワークサポート宝塚運営事業 | 生活困窮世帯の保護者への就労支援 | ワークサポート宝塚において職業相談や、就職面接会を開催し、マッチングを図るほか、就職支援セミナーを実施する。 | 継続 | 貧困の連鎖を断ち切るために、保護者が安定的に就業することが重要であるため、引き続き、ワークサポート宝塚を広く周知していく。また、就職面接会を開催するほか、女性のための就職支援セミナーやマザーズ就職支援セミナーを開催し、働く意欲のある女性や子育てしながら働きたい方の就労支援に努める。 | 6,491 |
| 人権平和・男女共同参画課 | 2101 ③ 再掲 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 女性雇用に関する講演会の開催(再掲) | 事業主等を対象にワークライフバランス等についてをテーマに開催する。 | 継続 | 男女共同参画センター主催講座男女参画基礎講座や男女共同参画社会づくりをめざす出前講座等において、事業主等を対象にしたワーク・ライフ・バランス等をテーマとした講座等を開催する。 | 120 |
| 商工勤労課 | 2102 ③ 再掲 | 労働行政事業 | 企業への啓発(再掲) | 事業主等を対象に育児・介護休業制度等についての啓発を行う。 | 継続 | 育児・介護休業制度等についての案内があった際は、宝塚市雇用促進連絡協議会を通じて市内事業所に広く周知し、雇用環境の改善に努める。 | 100 |
| 人権平和・男女共同参画課 | 2203 ③ 再掲 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 女性のための相談(女ごころ何でも相談)(再掲) | 女性が、一人の人間として、元気にのびやかに毎日を過ごすことができるように、夫婦間、男女間、からだのこと、人とのつきあい、セクハラなど、さまざまな心の悩みのサポートをし、自分らしい生き方支援につなげる。平成19年度から指定管理制度導入(予算は指定管理料に計上) | 継続 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を期間とする第2次特定事業主行動計画の後期計画について、引き続き研修などを通じて職員への周知機会を設け、職員間の相互理解を深めることにより、各種制度の活用を図る。 | 0 |
| 人権平和・男女共同参画課 | 2206 ③ 再掲 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 女性の就労についての理解促進(再掲) | 男女共同参画センターが取り組む男女共同参画社会づくりのための啓発講座を通じて、理解の促進を図る。平成19年度から指定管理制度導入(予算は指定管理料に計上) | 継続 | 男女共同参画センターが取り組む男女共同参画社会づくりのための啓発講座、チャレンジ相談、起業就労セミナーを通じて、理解の促進を図る。再就職や起業、働き方の見直し等、新たに何かを始めチャレンジする女性の不安を解消するため、チャレンジ相談を実施する。 (予算は指定管理料に計上) | 400 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|---------|----------------------|--|------------------------|--|-----|--|----------------------|
| 学事課 | 1511 ④ | 要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費 要保護及び準要保護児童・生徒医療費扶助 | 就学援助制度 | 経済的理由により、小・中学校の就学に必要な費用の支払いが困難な児童・生徒の保護者に対し、医療費・学用品費等・給食費の費用の全部又は一部を援助する。 | 継続 | 経済的理由により、小・中学校の就学に必要な費用の支払いが困難な児童・生徒の保護者に対し、医療費・学用品費等・給食費の費用の全部又は一部を援助する。 | 139,011 |
| 保育事業課 | ☆ 1512 ④ | 実費徴収補足給付事業 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | (1)低所得者で生計が困難である世帯の子どもの円滑な保育所・認定こども園等の利用を図るために、当該保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。 (2)私立幼稚園（新制度未移行）利用世帯のうち、低所得者世帯等について、副食材料費に要する費用を助成する。 | 継続 | (1)低所得者で生計が困難である世帯の子どもの円滑な保育所・認定こども園等の利用を図るために、当該保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。 月額 2,500円以内 (2)私立幼稚園（新制度未移行）利用世帯のうち、低所得者世帯等について、副食材料費に要する費用を助成する。 月額 4,700円以内 | 2,512 |
| 学事課 | | | | 低所得者で生計が困難である世帯の子どもの円滑な幼稚園の利用を図るために、当該保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。 | 継続 | 低所得者で生計が困難である世帯の子どもの円滑な幼稚園の利用を図るために、当該保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。 | 150 |
| 子育て応援課 | 1513 ④ | 法律相談事業 | ひとり親法律相談等委託事業 | ひとり親の離婚、養育費、財産分与等の不安感の軽減に向け、弁護士による法律相談の機会を充実する。法律相談については、2カ月に1回(年間6回)実施することとし、(相談者については、母子・父子自立支援員の相談者の外、市の広報誌、ホームページでも募集を行い、必ず母子・父子自立支援員との事前聴取及び相談を経て、法律相談を実施するものとする。)又、緊急性を要する案件等については、上記の法律相談とは別に事務所での法律相談や、オンラインによる個別の法律相談を実施する。 | 継続 | 対面での定例相談に加え、オンラインによる法律相談も実施している。引き続き、困った時にすぐに支援が受けられる相談体制を維持できるように努めるとともに、事業について広報等で周知を図る。 | 443 |
| 子育て応援課 | 1514 ④ | 養育費の確保に係る公正証書等作成促進補助事業 | 養育費の確保に係る公正証書等作成促進補助事業 | ひとり親の母又は父が養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、公正証書作成費について上限5万円を限度として補助し、調停申立に係る各種手数料等への助成を行う。 | 継続 | 引き続きひとり親の母又は父が養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、対象者への助成を行う。必要な市民に適切なサービス提供ができるよう、窓口での制度案内やチラシ等で本事業の周知に努める。 | 548 |
| 健康推進課 | ☆ 1203 ④ 再掲 | 母子保健健康診査事業 | 妊婦健康診査事業(再掲) | 全妊婦を対象に(所得要件なし)14回分10万6千円まで妊婦健康診査費の助成を実施。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 | 112,803 |
| 家庭児童相談課 | 1205 ④ 再掲 | 助産施設利用委託事業 | 助産施設措置事業(再掲) | 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認めるときに、助産施設に入所させる。 | 継続 | 国の基準に基づき実施する。 | 2,005 |
| 健康推進課 | 1215 ④ 再掲 | 未熟児養育医療給付事業 | 未熟児養育医療給付事業(再掲) | 母子保健法第20条の規定に基づき、医療を必要とすると認められた未熟児の医療給付を実施する。医療給付は、入院中の保険診療分、食事療養費が対象。 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 医療券交付 50人 | 13,344 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------|-----------------|-------------------|-------------------------------|--|-----|--|-----------------------|
| 健康推進課 | 1220 ④ 再掲 | 母子保健健康診 査事業 | 1歳6か月児、 3歳児精密健康 診査(再掲) | 1歳6か月児健診や3歳児健診の結果、身体発育面より精密に健康診査を行う必要のある幼児を対象に各医療機関に委託し実施 | 継続 | 令和5年度と同様に実施。 | No.1218 を含む |
| 健康推進課 | 1230 ④ 再掲 | 母子保健健康診 査事業 | 不育症治療支援 事業(再掲) | 県の補助制度に基づき、不育症(2回以上の流産や死産など)の検査や治療費にかかる保険適用外の医療費の1/2を助成する。対象者は、法律上婚姻している夫婦で妻の年齢が43歳未満、所得制限は夫婦合算した所得額が400万円未満の方。 | 継続 | 令和5年度から県要綱改正に伴い、所得要件を撤廃して実施。 | 540 |
| 健康推進課 | 1233 ④ 再掲 | 母子保健健康診 査事業 | 新生児聴覚検査 費助成事業(再 掲) | 聴覚障害を早期に発見し適切な支援により成長発達を促すことを目的とし、生後3か月未満の乳児を対象に精密検査の必要性をスクリーニングする新生児聴覚検査費用について、市民税非課税世帯または生活保護世帯の乳児を対象に5,000円を上限に助成する。 | 継続 | 令和5年7月より開始した(令和5年4月1日以降受診分に遡及)。令和6年度も継続して実施。 | 200 |
| 健康推進課 | 1235 ④ 再掲 | 母子保健健康診 査事業 | 低所得の妊婦に 対する初回産科 受診料助成事業 | 低所得の妊婦の経済的負担を軽減するとともに、妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援に繋げるため、市民税課税世帯または同等の基準である妊婦に対し、初回の産科受診料の費用を10,000円を上限に助成する。 | 継続 | 令和5年5月末から開始した(令和5年4月1日以降受診分に遡及)。令和6年度も継続して実施。 | 100 |
| 障害福祉課 | 1309 ④ 再掲 | 障害児通所給付 事業 | 障害児通所支援 事業(再掲) | 障害(がい)児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援や、学校に就学している障害(がい)児に対し、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行う放課後等デイサービスの利用に必要な費用を支給する。 | 継続 | 障害(がい)児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援や、学校に就学している障害(がい)児に対し、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行う放課後等デイサービスの利用に必要な費用を支給する。 | 1,930,809 |
| 障害福祉課 | 1310 ④ 再掲 | 自立支援医療給 付事業 | 自立育成医療 (育成医療)(再 掲) | 身体障害(がい)の健全な育成を図るため、当該障害(がい)児に対し行われる生活の能力を得るために必要な手術等の医療に対し、自立支援医療費(育成医療)を支給する。 | 継続 | 身体障害(がい)児の健全な育成を図るため、当該障害(がい)児に対し行われる生活の能力を得るために必要な手術等の医療に対し、自立支援医療費(育成医療)を支給する。 | 745 |
| 障害福祉課 | 1311 ④ 再掲 | 自立支援事業 | 補装具費給付事 業(再掲) | 身体障害(がい)児の身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される用具である「補装具」について、その交付・修理に要する費用を給付する。 | 継続 | 身体障害(がい)児の身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される用具である「補装具」について、その交付・修理に要する費用を給付する。 種類：義肢、車いす、電動車いす、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、補聴器等 | 52,036 |
| 障害福祉課 | 1313 ④ 再掲 | 地域生活支援事業 | 日常生活用具給 付事業(再掲) | 障害(がい)児に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付・貸与することにより、障害(がい)児の福祉の増進を図る。 | 継続 | 障害(がい)児に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付することにより、障害(がい)児の福祉の増進を図る。 種類：特殊寝台、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、電気式たん吸引器、吸入器、紙おむつ等 | 53,156 |
| 医療助成課 | 1327 ④ 再掲 | 障害者(児)医 療費助成事業 | 障害者(児)医 療助成事業(再 掲) | 身体障害者手帳1～4級の人、療育手帳A・B(1)判定者または精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人に対し、医療費を助成する。(所得制限有) | 継続 | 身体障害者手帳1～4級の人、療育手帳A・B(1)判定者または精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人に対し、医療費を助成する。(所得制限有) | 950,883 (高齢障害者を含む) |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------|-----------------|---------------|-----------------------|---|-----|---|----------------------|
| 子育て応援課 | 1328 ④ 再掲 | 児童福祉総務事業 | 特別児童扶養手当事業(再掲) | 身体又は精神に障害(がい)のある児童を監護する父又は母等に支給する。(所得制限有) 月額 重度 53,700円 中度 35,760円 | 継続 | 支給対象者からの申請を受付し、県に進達を行う。特別児童扶養手当の支給審査、支払いは県が行っている。支給対象となる市民に情報が行き届くように本事業の市民への周知を図る。 | 0 |
| 障害福祉課 | 1329 ④ 再掲 | 特別障害者手当等給付事業 | 障害児福祉手当支給(再掲) | 重度の障害(がい)のある20歳未満の者に対して手当を支給する。(所得制限有) | 継続 | 日常生活において常時介護を必要とする障害(がい)のある20歳未満の者に対して手当を支給する。(所得制限有) | 29,893 |
| 障害福祉課 | 1330 ④ 再掲 | 特別障害者手当等給付事業 | 介護手当支給(再掲) | 重度障害(がい)者(児)の介護を行う者に対して手当を支給する。(所得制限有) | 継続 | 重度障害(がい)者(児)の介護を行う者に対して手当を支給する。(所得制限有) | 600 |
| 障害福祉課 | 1331 ④ 再掲 | 障害(がい)者生活支援事業 | 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成金(再掲) | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対し補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援する。 | 継続 | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対し補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援する。 種類：補聴器本体、ロジャー、耳あて等 | 364 |
| 障害福祉課 | 1332 ④ 再掲 | 障害(がい)者生活支援事業 | タクシー料金等助成扶助料(再掲) | 電車、バス等の交通機関を利用することが困難な重度障害(がい)児が、移動手段としてタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成し、障害(がい)児の社会参加と自立の促進を図る。 | 継続 | 車、バス等の交通機関を利用することが困難な重度障害(がい)児が、移動手段としてタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成し、障害(がい)児の社会参加と自立の促進を図る。 内容：タクシー利用券(基本料金助成)を月4枚(年間48枚)交付等 | 41,302 |
| 子育て応援課 | 1335 ④ 再掲 | 児童扶養手当事業 | 児童扶養手当事業(再掲) | 父又は母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の父又は母等に支給する。(所得制限有) 月額1人 44,140～10,410円 2人 54,560～15,620円 3人 60,810～18,750円 3人目以降は6,250円～3,130円加算される。 | 拡充 | 令和6年度より物価に合わせて手当金額が引き上げられ、制度改正による令和6年11月分から①児童3人目以降の加算額が児童2人目と同額になり、②所得制限限度額の引き上げが予定されている。 現在所得制限により支給停止となっている対象者のうち、所得制限の引き上げにより支給対象となる世帯や、現在受給中の世帯等に、これらの改正について情報が行き届くように本事業について市民への周知を図る。 | 574,253 |
| 医療助成課 | 1336 ④ 再掲 | 母子家庭等医療費助成事業 | 母子家庭等医療費助成事業(再掲) | 母子家庭及び父子家庭の父母等で満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(但し、児童が高等学校等に在学中の場合は、満20歳に達する日の属する月の末日までのものを含む)を監護している者及びその児童並びに遺児に対し、医療費を助成する。(所得制限有) | 継続 | 母子家庭及び父子家庭の父母等で満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(但し、児童が高等学校等に在学中の場合は、満20歳に達する日の属する月の末日までのものを含む)を監護している者及びその児童並びに遺児に対し、医療費を助成する。(所得制限有) | 58,766 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------|-----------------|-----------------|---------------------|--|-----|--|----------------------|
| 子育て応援課 | 1401 ④ 再掲 | 児童手当事業 | 児童手当の支給 (再掲) | 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする(所得制限あり)。 支給対象 中学校卒業まで 支給金額 3歳未満一人月額15,000円 3歳以上小学校修了前一人月額10,000円 (第3子以降は15,000円) 中学生一人月額10,000円 特例給付(所得制限超過者) 一人月額5,000円 ※所得上限額を超過する者は支給対象外 | 拡充 | 令和6年10月分より児童手当の制度改正が予定されている。 拡充により、①所得制限が撤廃され、②支給対象年齢が18歳年度末までとなり、③第3子以降の児童1人あたりの金額が3万円となる予定である。また、多子加算の対象を原則22歳年度末までの児童を含めて判定する。④支給月についても、年3回から年6回(12月支給～)となる予定。 制度改正により新たに対象となる世帯が生じるため、申請漏れ等が無いよう拡充の内容等を広報や市HP、通知等で対象者へ周知を図る。 | 3,816,536 |
| 医療助成課 | 1402 ④ 再掲 | 乳幼児等医療費 助成事業 | 乳幼児等医療費 助成事業(再掲) | 出生の日から満15歳到達後最初の3月31日までの間にある乳幼児に対し、医療費を助成する。(所得制限なし) 高校生世代に対し、入院医療費を助成する。(所得制限なし) | 継続 | 出生の日から満15歳到達後最初の3月31日までの間にある乳幼児に対し、医療費を助成する。(所得制限なし) 高校生世代に対し、入院医療費を助成する。(所得制限なし) | 1,131,328 |
| 保育事業課 | 1403 ④ 再掲 | 私立幼稚園補助 事業 | 私立幼稚園利用 給付費(再掲) | 私立幼稚園の保育料及び入園料について、無償化を図るために、所得水準に関わりなく児童1人当たり月額25,700円を上限に給付金を支給する。 | 継続 | 私立幼稚園の保育料及び入園料について、無償化を図るために、所得水準に関わりなく児童1人当たり月額25,700円を上限に給付金を支給する。 | 441,887 |

2 子育てと仕事の両立支援

①雇用環境の整備促進

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------------|------|------------------|----------------|--|-----|--|----------------------|
| 人権平和・男女共同参画課 | 2101 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 女性雇用に関する講演会の開催 | 事業主等を対象にワークライフバランス等についてをテーマに開催する。 | 継続 | 男女共同参画センター主催講座男女参画基礎講座や男女共同参画社会づくりをめざす出前講座等において、事業主等を対象にしたワーク・ライフ・バランス等をテーマとした講座等を開催する。 | 120 |
| 商工勤労課 | 2102 | 労働行政事業 | 企業への啓発 | 事業主等を対象に育児・介護休業制度等についての啓発を行う。 | 継続 | 育児・介護休業制度等についての案内があった際は、宝塚市雇用促進連絡協議会を通じて市内事業所に広く周知し、雇用環境の改善に努める。 | 100 |
| 人材育成課 | 2103 | 人事管理事業 | 宝塚市特定事業主行動計画 | 次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育ての両立を行うことができるよう、平成17年(2005年)3月に特定事業主行動計画を策定した。次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長されたこと、また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が平成28年(2016年)4月から施行されることに伴い、本市においてもこれまでの進捗状況や成果を検証し、新たに平成28年度(2016年度)から10年間の新たな計画として改訂し、取り組んでいる。 | 継続 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を期間とする第2次特定事業主行動計画の後期計画について、引き続き研修などを通じて職員への周知機会を設け、職員間の相互理解を深めることにより、各種制度の活用を図る。 | 0 |

②性別にとらわれず仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の促進

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------------|------|------------------|-----------------|---|-----|--|----------------------|
| 学校教育課 | 2201 | 人権教育推進事業 | 企業を通じた啓発 | 宝塚市人権・同和教育協議会として、同和教育問題をはじめ、女性、子どもの問題など様々な人権にかかわる課題の解決に向けて取り組む。企業部に活動費を提供し、人権問題に関する研修会等の機会を通じ、人権啓発に努める。 | 継続 | 宝塚市人権・同和教育協議会より、企業部に活動費を提供し、研修会等の案内を行う。 | 11,638 |
| 商工勤労課 | | 人権教育総務事業 | | 宝塚市人権・同和教育協議会企業部会員に向けて、啓発資料を送付する。また、宝塚市雇用促進連絡協議会においてセミナーを開催するなど、啓発に努める。 | 継続 | 宝塚市人権・同和教育協議会企業部会員に向けて、啓発資料を送付する。また、宝塚市雇用促進連絡協議会においてセミナーを開催するなど、啓発に努める。 | 0 |
| 人権平和・男女共同参画課 | 2202 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 家事、育児を学習する講座の実施 | 固定的な役割分担意識にとらわれず、女性も男性もともに自立し、対等な立場で協力し、責任を持つ男女共同参画に関する様々な講座を実施する。平成19年度から指定管理制度導入(予算は指定管理料に計上) | 継続 | 男女共同参画基礎講座、親子育ちセミナー、男性セミナー等を通じ、固定的な役割分担意識にとらわれず、男女等とともに自立し、対等な立場で協力し、ともに責任を担う男女共同参画に関する講座を実施する。(予算は指定管理料に計上) | 360 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------------|------------|------------------|---------------------------|---|-----|---|----------------------|
| 人権平和・男女共同参画課 | 2203 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 女性のための相談（女ごころ何でも相談） | 女性が、一人の人間として、元気にのびやかに毎日を過ごすことができるように、夫婦間、男女間、からだのこと、人とのつきあい、セクハラなど、さまざまな心の悩みのサポートをし、自分らしい生き方支援につなげる。平成19年度から指定管理制度導入（予算は指定管理料に計上） | 継続 | 女性の悩みに焦点を当てた女性のための相談（面接・電話、法律、チャレンジ相談）サポートグループカウンセリングを通じて、夫婦間、男女間、からだのこと、人とのつきあい、セクハラなど、さまざまな心の悩みをサポートをし、自分らしい生き方支援に繋げる。（予算は指定管理料に計上） | 2,637 |
| 人権平和・男女共同参画課 | 2204 | 男女共同参画施策推進事業 | 啓発資料の作成 | 新しい家庭像を、一人ひとりが考えながら作り上げるための学習資料を作成、配布し、啓発を図る。 | 継続 | 男女共同参画センター啓発情報誌エル・コンパスを年間3回発行し、周知と啓発に努める。（1回・2,000部） （予算は指定管理料に計上） | 107 |
| 人権平和・男女共同参画課 | 2205 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 意識啓発のための学習講座実施 | 男女が共に参加できるような形で、男女共同参画を学習するための講座を実施する。平成19年度から指定管理制度導入（予算は指定管理料に計上） | 継続 | “固定的な性別役割分担意識にとらわれない家庭像を一人ひとりが考えながら作り上げるための意識啓発を実施する。 引き続き、市民ニーズや関心を探りながら実効性のある講座を継続して実施する。” （予算は指定管理料に計上）” | 1,220 |
| 人権平和・男女共同参画課 | 2206 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 女性の就労についての理解促進 | 男女共同参画センターが取り組む男女共同参画社会づくりのための啓発講座を通じて、理解の促進を図る。平成19年度から指定管理制度導入（予算は指定管理料に計上） | 継続 | 男女共同参画センターが取り組む男女共同参画社会づくりのための啓発講座、チャレンジ相談、起業就労セミナーを通じて、理解の促進を図る。 再就職や起業、働き方の見直し等、新たに何かを始めチャレンジする女性の不安を解消するため、チャレンジ相談を実施する。 （予算は指定管理料に計上） | 400 |
| 人権平和・男女共同参画課 | 2207 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 男女共同参画センターだより「エル・コンパス」の発行 | 機関誌発行を通じて、男女共同参画社会づくりのための啓発、情報の提供等を実施する。平成19年度から指定管理制度導入（予算は指定管理料に計上） | 継続 | 男女共同参画センター啓発情報誌エル・コンパスを年間3回発行し、男女共同参画に関する情報の提供等を行う。（1回・2,000部） （予算は指定管理料に計上） | 107 |
| 健康推進課 | 1202 再掲 | 母子保健相談指導事業 | 母親学級・両親学級（再掲） | 両親が協力しあう育児を支援するため、まもなく父親、母親になる人を対象に、妊娠中の体の変化、育児、沐浴等について講義をオンライン教室で行う。日曜日開催。 | 継続 | 両親学級は、日曜日に年12回実施する。（偶数月は対面、奇数月はオンライン） 年12回 288組 宝塚市助産師会へ委託 | No.1207 に含む |

③多様な保育施策の充実

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------|-----------|--|----------------------------|---|-----|---|--|
| 保育企画課 | ☆ 2301 | 私立保育所誘致 整備事業 | 認可保育所整備 事業 | 保育ニーズに的確にこたえるために、適切な立地に留意しながら保育所整備を推進し、待機児童を解消する。 | 継続 | 大規模マンション建設等により、保育ニーズの増加が見込まれるため、武庫川左岸地域に、令和7年4月開園に向け認可保育所の整備を行う。 | 49,144 |
| 保育事業課 | 2302 | 指定保育所助成 金 | 指定保育所助成 事業 | 市内にある認可外保育施設で市が定める一定の基準を満たしている保育所を宝塚市指定保育所として指定し、指定した保育所に対して助成をする。 | 継続 | 指定保育所5ヵ所で183人の受入枠を維持し、待機児童の解消を図る。幼児教育・保育の無償化として、0～2歳の非課税世帯の児童及び3～5歳の児童に係る保育料を無償化する。 | 132,083 |
| 保育事業課 | ☆ 2303 | 市立保育所保育 実施事業 施設型等給付事 業 市立保育所整備 事業 | 保育所保育実施 事業・施設型等 給付事業 | 保育所・認定こども園等の入所児童の健全な育成及び施設の円滑な運営を行う。 また、通園する児童の保育料負担について、国の基準額から軽減を図る。 | 継続 | 市内公私立全40施設で保育を実施する。 幼児教育・保育の無償化として、0～2歳の非課税世帯の児童及び3～5歳の児童に係る保育料を無償化する。 | 4,856,260 |
| 保育企画課 | | | | | 拡充 | 公私立保育園で障害（がい）を有する児童を受け入れ特別支援保育を実施する。 米谷保育所の老朽化に伴い改修工事を実施する。 | 677,690 |
| 保育事業課 | 2304 | 私立保育所助成 金 | 私立保育所助成 事業 | 私立保育所入所児童の健全な育成及び私立保育所の円滑な運営に資することを目的として、保育所の運営に係る経費を助成する。 | 継続 | 国基準を上回る職員配置への助成、子育て支援事業等への助成により、保育の充実を図る。 令和6年度から、保育士就職支援事業を開始する。 | 892,580 |
| 保育企画課 | 2306 | 小規模保育事業 所誘致整備事業 | 小規模保育事業 所整備事業 | 保育ニーズに的確にこたえるために、適切な立地に留意しながら小規模保育事業所整備を推進し、待機児童を解消する。 | 継続 | 待機児童が発生した場合は、保育需要数や地域を考慮して保育ニーズに対応するため、小規模保育事業所整備を検討する。 | 0 |
| 子ども政策課 | 2307 | 児童福祉総務事 業 | 苦情解決制度の 充実 | 児童福祉施設における苦情解決の仕組みを充実し、中立的な立場で苦情解決を支援する第三者委員を設置し、保育サービスの質の向上を図る。 | 継続 | 利用者及び苦情解決責任者等に対して制度の理解を図る。 | 39 |
| 保育企画課 | | | | | 継続 | 引き続き、市立保育所長会（毎月開催）、私立保育園長会（2ヶ月ごとに開催）を通じて苦情の内容、対処策等について情報の共有に努め、保育内容の質の向上につなげる。 | 0 |
| 保育企画課 | 2308 | 市立保育所保育 実施事業 | 保育所の第三者 サービス評価事 業の実施 | 適切な情報を利用者に提供できるよう、保育所の事業メニューや保育内容を当事者以外の公正・中立な立場から評価する。 | 継続 | 平井保育所で第三者評価を実施する。 | 市立保育所 No.2303 を含む |
| 保育企画課 | 2309 | 市立保育所保育 実施事業 私立保育所助成 金 | 産休明け保育事 業 | 産休明けからの保育を拡充実施する。 | 継続 | 市立保育所4ヵ所、私立保育所26ヵ所で実施する。 | 市立保育所 No.2303 を含む 私立保育所 No.2304 を含む |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------|-----------|---------------------------------|-------------------------|--|-----|---|---|
| 保育事業課 | ☆ 2310 | 市立保育所保育 実施事業 私立保育所助成 金 | 延長保育事業 (時間外保育事 業) | 午後6時15分を超えて保育時間を延長することを必要とする児童を午後7時(一部は午後8時)を限度として、延長保育を行う。(午前7時～午後7時迄実施※)全保育所で実施。 ※一部の私立保育所は午前7時～午後8時迄実施 | 継続 | 市内全ての公私立保育所で午後6時15分を超えて保育時間を延長することを必要とする児童を午後7時(一部の私立保育所は午後8時)を限度として、延長保育を行う。 | No.2304 に含む |
| 保育企画課 | 2311 | 市立保育所保育 実施事業 私立保育所助成 金 | 保育所地域活動 事業 | 「地域における異年齢児交流」等特別保育科目を設定し、保育を行う。 | 継続 | 市立保育所7ヶ所と私立保育所22ヶ所で実施する。 | 市立保育所 No.2303 に含む |
| 保育事業課 | ☆ 2312 | 市立保育所保育 実施事業 私立保育所助成 金 | 一時預かり事業 | 断続的な就労、リフレッシュなどのニーズに対応する一時預かり(一時保育)事業を実施。 | 継続 | 市立1か所・私立14か所において実施する。 | No.2304 に含む |
| 保育事業課 | 2314 | 私立保育所保育 実施事業 | 休日保育事業 | 市内1か所の私立保育所で日曜日等で保育を必要とする児童の保育を実施する。 | 継続 | 宝塚さくら保育園において、引き続き実施する。 | No.2303 に含む |
| 保育企画課 | ☆ 2315 | 認定こども園施 設整備事業 | 認定こども園事 業 | 保育ニーズに的確にこえるために、私立幼稚園において保育施設を整備し、認定こども園として長時間の保育を行うことで、待機児童を解消する。 | 継続 | 既存法人における認定こども園への移行希望があれば、保育需要数や地域を考慮して保育ニーズに対応するため、認定こども園施設整備を検討する。 | 0 |
| 保育企画課 | ☆ 2316 | 病児・病後児保 育事業 | 病児保育事業 | 児童が病気の回復期に至らず、家庭や集団での保育が困難な時期に専用の施設で保育・看護する。 | 継続 | 2ヶ所で実施する。(定員は各々9人と3人) | 33,203 |
| 保育事業課 | ☆ 2317 | 利用者支援事業 | 利用者支援事業 | 保護者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談等を行うことにより、保育所・認定こども園等を円滑に利用できるよう支援を行う。 | 継続 | 保育事業課窓口に臨時職員を3人配置する。 | 6,616 |
| 保育事業課 | ☆ 2318 | 認定こども園等 助成金 | 一時預かり事業 (幼稚園型) | 教育標準時間(4時間)を超えて保育時間を延長することを必要とする教育標準時間認定児童について、預かり保育を行う。 | 継続 | 市内の私立認定こども園、宝塚市の児童が利用する市外の私立幼稚園・私立認定こども園に対して助成する。 | 9,727 |
| 保育事業課 | ☆ 2319 | | 延長保育事業・ 特別支援保育事 業 | 午後6時を超えて保育時間を延長することを必要とする保育認定児童について、午後7時を限度として延長保育を行う。 また、平成30年度より特別支援担当保育士の配置に対する補助も行っている。 | 継続 | 市内の私立認定こども園3園・小規模保育事業所3か所の計6か所で実施し、対象経費について助成する。 | 5,651 |
| 保育事業課 | 2320 | 施設等利用給付 事業 | 施設等利用給付 事業 | 幼児教育・保育の無償化として、保育が必要な家庭で認可保育所に入所できない児童に係る認可外保育施設、保育所の一時預かり事業、私立幼稚園の預かり保育等の利用に対して給付費を支給する。 | 継続 | 0～2歳の非課税世帯の児童に対して月額42,000円(私立幼稚園預かり保育は16,300円)及び3～5歳の児童に係る保育料に対して月額37,000円(私立幼稚園預かり保育は11,300円)を上限に給付費を支給する。 | 認可外等 68,247 預かり保育 事業 33,321 |
| 保育事業課 | 2321 | 市立保育所保育 実施事業 私立保育所助成 金 | 特別支援保育事 業 | 公私立保育所で障害(がい)児を受け入れ、特別支援保育を実施する。 | 継続 | 私立保育所において特別支援担当保育士を配置して特別支援保育を実施する。 | No.2304 に含む |
| 保育企画課 | | | | | 継続 | 市立保育所7ヶ所私立保育所26ヶ所で実施する。 | 市立保育所 No.2303 に含む |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|----------|------------|----------------|-------------------------------|---|-----|---|----------------------|
| 保育事業課 | 2323 | 認可外保育施設 支援金 | 認可外保育施設 支援金 | 物価高騰等の影響を受けている保育施設のうち認可外保育施設に対して、安定的なサービスの提供が継続されるよう、光熱費の価格上昇分の一部を支援する。 | 廃止 | 単年度事業のため | 0 |
| 幼児教育センター | 3302 再掲 | 学校教育支援事 業 | 幼稚園預かり保 育(一時預かり 事業)(再掲) | 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に実施する。 | 継続 | 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に実施する。 | 2,531 |

④放課後児童対策の充実

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-----------|-----------|--------------------------|---|---|-----|--|----------------------|
| アフタースクール課 | ☆ 2401 | 民間放課後児童 クラブ運営支援 事業 | 民間放課後児童 クラブ運営支援 事業 (放課後児童健 全育成事業) | 子ども子育て支援事業計画に基づくニーズ量に見合う量を確保するため、民間放課後児童クラブの開設費用や運営費を助成することにより施設を確保し、各小学校区における待機児童を解消し、希望すればいつでも入所可能な状態を構築する。 ○学校夏季休業期間臨時自主保育事業への助成 夏休みの期間中に待機児童の保護者が行う自主保育事業に対し、運営費の一部を助成する。 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 既存の民間放課後児童クラブ22カ所(長尾すぎの子クラブ・御殿山ちどり放課後児童クラブ・のがみっこくらぶ・川面ちどり放課後児童クラブ・川面ちどり保育園放課後児童クラブ・はなみきっずクラブ1, 2・はなみきっずクラブ西山・はなみきっずクラブ仁川・ころんクラブ山本・ころんクラブ中山寺・ウエルっこクラブ・みるくっくキッズクラブ売布1, 2, 3・ころんクラブ長尾南1, 2・ころんクラブ長尾・にじっこくらぶ・宝塚仏光放課後児童クラブ・みるくっくキッズクラブ逆瀬川・元気っ子)に対して運営補助を行う。 <p>22カ所分 226,408千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 待機児童の多い学校区1カ所の開設費用、運営費の補助を行う。 <p>また、令和7年度に向けて令和6年度中に公募での民間事業者を募集し開設費用の補助を行う。</p> <p>R6年度及びR7年度計3カ所分 28,830千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校夏季長期休業期間臨時自主保育事業を2カ所予定し助成する。 <p>1,917千円</p> | 258,090 |
| アフタースクール課 | ☆ 2402 | 地域児童育成会 事業 | 地域児童育成会 事業 (放課後児童健 全育成事業) | 下校後家庭において適切な指導を受けることができない小1～6年生の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るため、市内全小学校(23校)に、地域児童育成会を設置している。 | 継続 | 6年生までの児童を対象に地域児童育成会を運営する。 現況(R5) 43支援単位 定員1,816人 | 351,390 |

3 教育環境の整備

①学校教育の充実

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------|------|-------------------------|-------------------------|--|-----|--|----------------------|
| 学校教育課 | 3101 | 地域学校連携協働推進事業 | TAKARAっ子いきいきスクール事業 | 「みんなの先生」等、地域の教育力を活かして地域に開かれた学校園づくり、夢と希望あふれる特色と魅力ある学校園づくりを推進する。 H2から「開かれた特色ある学校園づくり推進事業」として実施。 | 継続 | 各学校園が地域の実態を把握し、教育課程の編成及び教育内容の厳選を行い生きる力の基盤となる生活に必要な体験学習を行う。 | 4,290 |
| 学校教育課 | 3102 | トライやる・ウィーク推進事業 | トライやる・ウィーク事業の推進 | 中学校2年生全員を対象に、1週間、地域で社会体験学習等に取り組む。 | 継続 | 中学校2年生全員を対象に、1週間(5日間)、地域で社会体験学習等に取り組む。 令和6年度の実施期間は5月～10月までの5週間の間に12校が実施予定。 | 9,059 |
| 学校教育課 | 3103 | 学校行事振興事業 | 「のびのびバスポート」の作成 | 神戸市隣接の市町の美術館や博物館などの教育関連施設に、無料で入館できる証明書を市内の小・中学生に配布する。 | 継続 | 神戸市隣接の市町の美術館や博物館などの教育関連施設に、無料で入館できる証明書を作成し、市内の小・中学生に配布する。 | 149 |
| 学校教育課 | 3104 | 学校行事振興事業 | 宝塚歌劇鑑賞事業 | 宝塚歌劇の優れた舞台芸術を鑑賞し、子どもたちの豊かな情操や感性を育む。 | 継続 | 宝塚市内にある公立及び私立中学校の生徒を対象に、宝塚市特有の伝統芸能である宝塚歌劇の優れた舞台芸術を鑑賞する。 | 1,360 |
| 学校教育課 | 3105 | 小学校体験活動推進事業 | 小学校体験活動推進事業 | 小学5年生を対象に、学習の場を教室から豊かな自然の中に移しさまざまな体験活動を通して「生きる力」を育成する。また、小学校3年生を対象に、体験型環境学習を行い、命のつながりや営み・環境保全について学習する。 | 継続 | 小学5年生を対象に、県内施設で4泊5日の体験活動を実施予定。活動を通して「生きる力」を育成する。また、小学校3年生を対象に、年間3回以上の体験型環境学習を実施予定。命のつながりや営み・環境保全について学習する。 | 53,903 |
| 学校教育課 | 3106 | 特別支援教育推進事業・特別支援学校教育推進事業 | 特別支援教育推進事業・特別支援学校教育推進事業 | なかよし運動会・ふれあい作品展・さよならコンサート・心のバリアフリー事業を実施する。 | 継続 | なかよし運動会については実施時期や携帯の検討を行う。ふれあい作品展については例年通り1月か2月に実施。さよならコンサートについては場所の確保ができず嫉視はしないが各校でのお別れ会を企画している。特別支援学校交流・チャレンジ体験事業を宿泊する行事として実施する。 | 110 |
| 学校教育課 | 3107 | 特別支援教育推進事業 | 特別支援教育推進乗馬セラピー事業 | 特別支援学級及び特別支援学校の中学3年生の希望生徒を対象に、宝塚市立宝塚自然の家で乗馬セラピーを1日体験する。 | 廃止 | 関係者の意見を聞いた結果、今の特別支援学級の規模で全体の行事を行うことは、場所の確保やボランティアの募集の面から考えても困難である。 | 137 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-----------|------|-------------|-------------------|---|-------|--|----------------------|
| 教育支援課 | 3108 | 子ども支援事業 | 子ども支援事業 | ○子ども支援サポーター配置事業 一斉指導に馴染みにくく、不応をおこしがちな児童生徒に個別指導できる心理相談員・別室登校指導員を派遣する。 ○支援ボランティア 特別な支援が必要な児童生徒に必要なに応じてボランティアによる人的支援を行う。 ○学校園訪問相談事業 | 拡充 | ○子ども支援サポーター配置事業 心理サポーター：通常の学級に在籍する一斉指導に馴染みにくく、不応をおこしがちな児童生徒に寄り添い精神的安定を保つための心理的支援を集団内でおこなう。 全小学校1名ずつと必要に応じて小中学校に配置。 別室登校指導員：別室に登校する不登校傾向にある子どもに支援をおこなう。小規模校を除く11中学校とモデル小学校2校に週3日配置。 「チグササ」：環境の変化に適応しづらい新中学1年生に4・5月だけ週2～3日、集団内個別支援を行い、学校適応を促す。 Assistスタッフ：週1～2日（1日4時間）別室で不登校傾向にある子どもを支援する。別室登校指導員未配置小中学校に配置。 ○支援ボランティア 支援を要する児童生徒に、必要に応じてボランティアによる人的支援を行い、教育的ニーズに応える。 ○学校園訪問相談事業 児童心理の専門家（大学教授、医師、臨床心理士等）を学校に派遣し、子どもの見立てを含め、指導や対応について教職員に指導助言を行う。 | 78,406 |
| 市立病院 | 3109 | | 宝塚市立病院内「すみれ学級」の設置 | 宝塚市立病院に入院し、長期にわたる医療、生活規制を必要とし、担当医より学習許可された児童、生徒について、市立病院で治療、療養を続けながら、可能な範囲で学習を受ける。 | 継続 | 宝塚市立病院に入院し、長期にわたる医療、生活規制を必要とし、担当医より学習許可された児童、生徒について、市立病院で治療、療養を続けながら、可能な範囲で学習を受ける。 | 0 |
| 学校教育課 | | | | | | | |
| 学校教育課 | 3110 | 部活動推進事業 | クラブ活動振興 | ・対外課外活動補助 ・中学校部活動外部指導者活用事業 ・吹奏楽フレッシュコンサート ・吹奏楽部楽器購入 ・市内の中体連大会への看護師配置 ・部活動地域移行 | 継続 | ・各種大会の参加費・登録費等の補助を行う ・各中学校に4名程度外部指導者を配置する ・市内各校の吹奏楽部による合同コンサート（フレッシュコンサート）を開催する。 ・吹奏楽部楽器購入 ・市内の中体連が主催の大会に看護師を配置する。 ・部活動を地域移行については、複数の部活動をモデルとして、段階的に実施しながら、課題の検証を進める。 | 14,350 |
| 学校教育課 | 3111 | 教育国際化推進事業 | 教育国際化推進事業 | 日本語の不自由な幼児児童生徒のサポーター派遣を実施する。 | 継続 | 日本語の不自由な幼児児童生徒（外国ルーツの子ども）に対して、学校園での生活や学校と家庭との意思疎通、地域社会に適応できるよう母語支援（通訳）と日本語指導の2つの支援を行う。 | 4,339 |
| アフタースクール課 | 3112 | 青少年音楽活動推進事業 | 少年少女音楽隊バトン隊事業 | 市立9小学校（仁川、末成、良元、光明、長尾、小浜、宝塚、高司、売布）に吹奏楽の音楽隊、3小学校（仁川、良元、長尾）と同3小学校卒業した中学生でバトン隊を組織し、「音楽のある街宝塚」にふさわしい青少年の育成事業として実施。音楽等を通じて青少年の情操を深めるとともに、異年齢の仲間づくりを行う。 | 事業見直し | 少年少女音楽隊とバトン隊の指導者を配置し、日常の練習を中心に活動し、年1回発表会を実施する。また、各地域で実施する行事で演奏活動を行う。 限られた小学校での実施のため、今後は市内小学生の参加が出来るよう事業見直しを行う。 | 8,292 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|----------|------|-------------------|---------------------|---|-----|---|----------------------|
| 学校教育課 | 3113 | 生徒指導支援事業 | 生徒指導の強化 充実 | 宝塚市公立学校生徒指導連絡協議会を中心として、効果的な指導を研究し、共通理解を図る。 また、関係各課やS・SWなど専門機関と連携した生徒指導連絡調整会を開催し、生徒指導事案の共通理解を図る。 | 継続 | 宝塚市公立学校生徒指導連絡協議会を中心として、効果的な指導を研究し、共通理解を図る。 全体会を3回、小学校部会を2回、中学校部会を10回実施予定。 また、関係各課やS・SWなど専門機関と連携した生徒指導連絡調整会を開催し、生徒指導事案の共通理解を図る。 毎月実施予定。 | 20 |
| 青少年センター | | | | | | | |
| 社会福祉協議会 | 3114 | | 宝塚市福祉教育 推進事業 | 児童・生徒が、学校や地域を基盤に豊かな学びと成長することを目的に、また、地域ぐるみで地域福祉を推進していくことを目的に、学校と地域が連携した福祉教育の実践をすすめる。 | 継続 | ①当事者自身が自らの体験等を伝えることなどを中心に、児童・生徒が当事者について「知ること」「関心をもつこと」「共感すること」のできる場づくりを促進する。 ②教員や地域活動者、福祉学習実施講師が交流できる場として、福祉学習体験会を実施する。(1回) ③まちづくり協議会などの地域活動者向けに、福祉学習プログラムの実施を促進する。 | 986 |
| 環境エネルギー課 | 3115 | 環境推進事業 (啓発、支援) | 小学校における 環境学習支援事業 | 小学校で行われる環境学習の支援及びごみ問題等に関する環境学習プログラムの作成 | 継続 | 環境団体及び学校との連携や調整を図る。 必要な器材の貸し出しを行う。 | 0 |
| 社会教育課 | 3116 | 学校支援地域本部事業 | 学校支援地域本部事業 | 地域の教育力を子どもたちのために生かすことで学校を支援する。 | 継続 | 学校支援活動を行うボランティアを募集し、活動の支援を行う。学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることで、教員の子どもと向き合う時間の拡充、社会教育で学んだ成果の活用、地域教育力の活性化を図る。 | 1,280 |
| 学校教育課 | 3117 | 図書活動推進事業 | 図書活動推進事業 | 小中学校に図書館司書を配置し、市教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒の読書活動のサポートや学校図書館の環境整備、図書ボランティアの育成等、専門的知識を生かした活動を行うことで、児童生徒の読書活動を推進する。 | 継続 | 小中学校に図書館司書を配置し、市教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒の読書活動のサポートや学校図書館の環境整備、図書ボランティアの育成等、専門的知識を生かした活動を行うことで、児童生徒の読書活動を推進する。 | 40,316 |
| 学校教育課 | 3119 | 学力向上推進事業 | スクールサポーター事業 | 市立小中学校において、児童生徒の基礎学力の向上を目的として、教職を目指す大学生や教員OB、教員免許所持者等を指導補助員として学校に派遣し、主に放課後において児童生徒に学習補充の支援を行う。 | 継続 | 児童・生徒の基礎学力の向上を目標とし、市内小学校23校に対して各年間90時間、市内中学校12校に対して各年間40時間の実施予定。 | 3,997 |
| 学事課 | 3120 | 給食事業 | 学校給食提供事業 | 炊き立てやバラエティー豊かな炊き込みご飯など、おいしい米飯給食を提供するとともに、学校における食育の「生きた教材」としての活用を推進する。 | 継続 | 炊き立てやバラエティー豊かな炊き込みご飯など、おいしい米飯給食を提供するとともに、学校における食育の「生きた教材」としての活用を推進する。 | 953,270 |
| 学校教育課 | 3121 | 学力向上推進事業 | たからづか寺子屋事業 | 地域人材を活用し子供たちの基礎学力の定着や向上を目指した放課後学習として「寺子屋教室」を実施する。 | 継続 | 市内小学校14校で実施予定。子どもたちの基礎学力の向上・定着を目指す。 | 1,001 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|----------|------|--------------|----------------------|---|-----|--|----------------------|
| 教育研究課 | 3122 | 学力向上推進事業 | 理数教育推進事業 | 退職教員、企業技術者等の外部人材を「サイエンスサポーター」として小学校1校あたり、年間約21日配置し、教員が作成した指導計画のもと、観察実験の支援及び準備・後片付け並びに計画立案・教材開発の支援を行う。 | 継続 | サイエンスサポーターを会計年度任用職員として雇用し、全小学校（23校）に基本1人ずつ年間計84時間配置する。 | 2,796 |
| | 3123 | 学力向上推進事業 | 自己表現力向上事業 | 子どもたちの自己表現力向上のため専門家によるワークショップを開催する。 | 継続 | 劇作家の平田オリザ氏を中心とする劇団「青年団」の団員の方を講師として招き、全小学校（23校）の5年生または6年生と特別支援学校の児童生徒を対象に実施する。実施日程は4月にアンケートを行い、検討する。 | 3,725 |
| 学校教育課 | 3125 | 地域学校連携協働推進事業 | コミュニティ・スクール事業 | 学校が主体的に、保護者と地域の方々に参加する協議会を設置し、子どもたちが抱える課題や、家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決したり、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図るため、地域の力を学校運営に生かす取組である、「地域とともにある学校づくり」を推進する。 | 継続 | 学校、地域、保護者が、主体的に教育活動に参画し、めざす子どもを共有する。また、子どもたちが抱える課題や、家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決したり、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図るため、地域の力を学校運営に生かす取組である、「地域とともにある学校づくり」を推進する。 | 3,341 |
| 教育研究課 | 3126 | 研究・研修事業 | 教職員に対する研修 | 学校等における思春期の子ども心の理解を推進するため、教員の研修を実施する。 | 継続 | パワーアップ研修会において、「児童生徒理解」に関する内容にかかる講座を開き、学級経営（集団づくり）や問題行動への関わり方等について講師を招聘し、市内教職員の資質向上を目指す。 | 11,540 |
| 学校教育課 | 3127 | 学校教育指導事業 | 中学生に対する生命の尊さ講座 | 市内12校の中学生に、産婦人科医や助産師等の専門家による講演「生命の尊さ講座」を実施する。地域児童館等と連携し、就学前の乳幼児とその保護者を中学校に招き、触れ合い体験を通して「生命の尊さ」を学ぶ機会とする。 | 継続 | 市内12校の中学生対象に、産婦人科医や助産師、思春期保健相談士等の専門家による講演「生命の尊さ講座」を実施する。「赤ちゃん、学校へ行こう」では児童館等と連携し、就学前の乳幼児とその保護者を中学校に招き実施する。また新たに連携できる機関を調査し実施校を広げたい。 | 511 |
| 環境エネルギー課 | 3129 | 省エネルギー促進事業 | たからっ子エコライフノートの作成及び活用 | 小学校における温暖化学習はカリキュラムに組み込まれていない。子どもへの教育機会の創出のため、小学校4年生を対象とする日々の生活の中で取り組めるCOOL CHOICEや地球温暖化防止について学ぶエコライフノートを作成し、授業での活用促進を図る。 | 継続 | 昨年度に引き続き、たからっ子エコライフノートを印刷し、市内小学校4年生へ配布する。また、小学校での授業の実践に繋がるよう取組を行う。市民啓発の取組である省エネチャレンジたからづか2024においても、取組内容の1項目とし、活用を促す。 | 300 |

②社会教育の推進

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-----------------------|------|---------------------------|------------------|---|-----|---|----------------------|
| スポーツ振興課 | 3203 | 社会体育振興事業 | 社会体育振興事業 | スポーツ推進委員の活動に支援、宝塚市・松江市少年スポーツ交歓会及び生涯スポーツ交流会の開催等の事業を行う。 また、障碍(がい)がある方の社会参加とスポーツへの関心を高めるため、スポーツ教室や大会を開催する。 | 継続 | スポーツ推進委員の活動支援や宝塚市・松江市少年スポーツ交歓会及び生涯スポーツ交流会の開催等の事業を行う。 また、障碍(がい)がある方の社会参加とスポーツへの関心を高めるため、スポーツ教室や大会を開催する。 | 10,492 |
| スポーツ振興課 | 3204 | 地域スポーツ活動支援事業 | スポーツクラブ21ひょうご事業 | 子どもから高齢者までの世代が地域の小学校等の体育館や運動場でいろいろなスポーツを行うことにより、健康の維持とともに地域のコミュニケーションを図っていく。 | 継続 | 子どもから高齢者までの世代が地域の小学校等の体育館や運動場でいろいろなスポーツを行うことにより、健康の維持とともに地域のコミュニケーションを図っていく。 | 0 |
| スポーツ振興課 | 3205 | 社会体育振興事業 | スポーツの日事業 | 宝塚市民が一日さまざまな種目を通じて、市内の地域・世代間交流を行う「昔ながらの」運動会を実施する。 スポーツ競技はもちろんのこと、誰でも参加でき、楽しむことができる種目を行う。 | 継続 | 宝塚市民が一日さまざまな種目を通じて、市内の地域・世代間交流を行う「昔ながらの」運動会を実施する。 スポーツ競技はもちろんのこと、誰でも参加でき、楽しむことができる種目を行う。 | 0 |
| スポーツ振興課 | 3206 | ハーフマラソン実施事業 | ハーフマラソン実施事業 | 社会体育の振興を図るため、宝塚・西宮の両市域の武庫川河川敷をコースとして、ハーフマラソンを実施する。 | 継続 | 社会体育の振興を図るため、宝塚・西宮の両市域の武庫川河川敷をコースとして、マラソン大会を実施する。 改めて参加費や運営内容を見直し、事業を実施する。 | 10,000 |
| 中央公民館 東公民館 西公民館 | 3207 | 公民館講座事業 | サマースクール | 公民館グループが日頃の活動で培われた知識・技能を社会還元すると共に、学校外活動を促進するために小・中学生を対象にした講座を夏休みの期間中に開催する。 | 継続 | 公民館指定管理者にて7月に実施予定 | 指定管理料 を含む |
| 中央図書館 西図書館 | 3208 | 中央図書館管理運営事業 西図書館管理運営事業 | 子どもの読書活動推進計画実施計画 | 「子どもの読書活動推進計画」(平成20年策定)、「子どもの読書活動推進計画(第2期)」(平成25年策定)、に続く「子どもの読書活動推進計画(第3期)」を平成30年9月に策定し、平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度)を計画の期間とし、具体的な事業を実施する。 | 継続 | 「子どもの読書活動推進計画(第4期)」を令和6年(2024年)4月に策定し、令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)を計画の期間とし、第3期計画の課題と成果を踏まえて引き続き子どもの読書活動を推進するため、具体的な事業を実施する。 | 494 |
| 中央図書館 西図書館 | 3209 | 中央図書館管理運営事業 西図書館管理運営事業 | 図書館運営事業 | ・児童室・コーナーの運営 ・ティーンズコーナーの運営(中央図書館のみ) ・児童書の展示 ・視聴覚室・コーナーの運営 ・児童向け図書館だよりの発行 ・集会事業の運営 ストーリーテリング(おはなし会)・おたのしみ会・かみしばい・てづくりの時間等の児童向け集会行事、えほんであそぼ・小さい子むけおたのしみ会等の乳幼児とその親を対象とした集会活動を実施する。 | 継続 | ・児童室・コーナーの運営 ・ティーンズコーナーの運営(中央図書館のみ) ・児童書の展示 ・視聴覚室・コーナーの運営 ・児童向け図書館だよりの発行 ・集会事業の運営 ストーリーテリング(おはなし会)・おたのしみ会・かみしばい・てづくりの時間等の児童向け集会行事、えほんであそぼ・小さい子むけおたのしみ会等の乳幼児とその親を対象とした集会活動を実施する。 | 7,736 |
| 文化政策課 | 3210 | 国際交流事業 | 松本・土井アイリン海外留学助成金 | 原則として市内に継続して3年以上居住する26歳未満の市民を対象として、海外に留学する青少年に対し要する経費の一部として、600千円を助成する。 | 継続 | 市内に継続して3年以上居住する26歳未満の市民を対象として、海外留学に要する経費の一部として、600千円(留学先へ入国時500千円、報告時100千円)を助成する。 | 6,200 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------|------|--------------|-------------|--|-----|--|----------------------|
| 社会教育課 | 3211 | 20歳のつどい事業 | 20歳のつどい | 新成人を祝し、社会人としての責任や義務を認識してもらう機会として、つどいを開催する。 | 継続 | 令和7年(2025年)1月13日(成人の日)に宝塚ホテルで実施予定。会場の収容人数に限りがあるため、参加者を中学校区域で分けて式典を行う。式典の後半では20歳のつどい企画委員が企画した催しを行う。 | 6,142 |
| 社会教育課 | 3212 | 宝塚自然家管理運営進事業 | 宝塚自然家管理運営事業 | 子どもたちが直接自然と触れ合う機会は減少しており、関係団体や地元と協働で自然体験活動や自然環境学習などの事業プログラムの企画・実施に取り組む。小学校の校外学習の受け入れや子どもを対象としたプログラム、地域イベント等に対応できる状況を整える。また、アスレチックの整備を行い、利用者の増加を図る。 | 継続 | 指定管理者と連携し、宝塚自然の家の魅力をさらに引き出し、自然体験活動や自然環境学習などの事業プログラムの企画・実施に取り組む。小学校の校外学習の受け入れや子どもを対象としたプログラム、地域イベント等に対応できる状況を整える。 | 21,136 |

③幼児教育の充実

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|----------|------|-----------------------|----------------------|--|-------|---|----------------------|
| 幼児教育センター | 3301 | 保幼小中連携教育推進事業(就学前と小学校) | 公私立幼稚園・保育所(園)と小学校の連携 | 幼稚園と保育所(園)、小学校の職員が子どもの健やかな成長を目指し、指導等のことについて、定期的に連絡会や共同研修等を実施する。 | 継続 | 幼稚園と保育所(園)、小学校の職員が子どもの健やかな成長を目指し、指導等のことについて、定期的に連絡会や共同研修等を実施し、切れ目のない支援を行う。 | NO.3306 に含む |
| 幼児教育センター | 3302 | 学校教育支援事業 | 幼稚園預かり保育(一時預かり事業) | 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に実施する。 | 継続 | 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に実施する。 | 2,531 |
| 幼児教育センター | 3303 | 学校教育支援事業 | 幼稚園3年保育 | 市立幼稚園3園で3年保育を実施し、幼児教育の充実をはかる。 | 継続 | ・市立幼稚園3園で3年保育を実施し、幼児教育の充実をはかる。 ・3年保育の実施に必要な物品等が大方充足したため、予算額は0で計上している。 | 0 |
| 幼児教育センター | 3304 | 学校教育指導事業 | 幼稚園巡回カウンセリング事業 | 幼児の発達・心理等の様々な問題や悩みを抱える保護者及び教職員の相談に応じる。 | 継続 | 臨床心理士が、公立幼稚園7園を年間6回程度訪問し、在園児保護者及び未就園児保護者の相談に応じる。 | 504 |
| 幼児教育センター | 3305 | 保幼小中連携教育推進事業 | つながろうプレ1年生事業 | 就学前の5歳児を対象とした「つながろう！プレ1年生！！」を実施し、友達の輪を広げ、小学校への期待につなげる。 | 事業見直し | 就学前の5歳児を対象とした「つながろう！プレ1年生！！」を実施し、友達の輪を広げ、小学校への期待につなげる。令和6年度は70周年記念事業として、小学校区ごとのブロックに分かれバルーンリリースを実施する。また、各ブロックの連携環境が醸成されたと判断し、従来行っていたブロックごとの研修を廃止する。 | 1,612 |
| 幼児教育センター | 3306 | 保幼小中連携教育推進事業 | 保幼小中連携教育推進事業 | 小学校への入学の際に環境の変化から学校生活になじめない「小1プロブレム」や小学校から中学1年になったとたん、学校になじめず、不登校になったりいじめが増える「中1ギャップ」の解決を図る。 | 継続 | 「小1プロブレム」や小学校から中学1年になったとたん、学校になじめず、不登校になったりする「中1ギャップ」の解決を図るため、中学校区内の公私立幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校が、めざす子ども像を共有し、情報交換等を図りながら連携教育を推進する。 | 105 |
| 学事課 | 3307 | 西谷認定こども園管理運営事業 | 西谷認定こども園における給食の提供 | 西谷認定こども園の幼稚園部分(西谷幼稚園)に在籍する給食希望者及び保育所機能に在籍する児童に給食を提供する。 | 継続 | 西谷認定こども園の幼稚園部分(西谷幼稚園)に在籍する給食希望者及び保育所機能に在籍する児童に給食を提供する。 | 2,673 |

④男女共同参画教育の推進

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------------|------|------------------|---------------------|--|-----|---|----------------------|
| 人権平和・男女共同参画課 | 3401 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 男女共同参画センターの運営 | 男女共同参画の促進を図るための拠点として、男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供事業、啓発事業、相談事業、グループの育成・連携などの事業を展開する。 平成19年度(2007年度)から指定管理制度導入 | 継続 | 男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供事業、啓発講座の開催、男女共同参画に関する市民活動の支援、相談事業等、男女共同参画社会実現に向けて取り組む。男女共同参画プラン推進フォーラムについても、目的に合った内容で実施する。 | 49,893 |
| 保育企画課 | 3402 | 市立保育所保育実施事業 | 全教育活動の見直し | 性的な固定観念で、個性を束縛していないかを、全教育活動の中で見直すため、校長会や教職員の研修を進める。保育所や幼稚園では、生活と遊びを主体とした保育実践の中で、小中学校では、学校生活全般を通して性的な固定観念で個性を束縛することのないよう配慮する。 | 継続 | 一人ひとりの子どもの人権を大切にする保育を進める。また、職員の気づきや思いを把握し、研修テーマに取り入れて、保育所全職員を対象に幼児教育センターが実施する人権研修に参加する。 | 0 |
| 幼児教育センター | | 幼児教育センター研究研修事業 | | | 継続 | 全教職員を対象に、すべての子どもが大切にされる社会の実現に向けて、LGBTQ+研修会を実施する。また、各幼稚園・保育所では冊子等を活用した園内研修等を実施する。 | No.3518 を含む |
| 学校教育課 | | 人権教育推進事業 | | | 継続 | 「男女共生教育」が人権教育全体計画や年間指導計画に明確に位置づけられるようにする。 | 0 |
| 学校教育課 | 3403 | 人権教育推進事業 | 教材・資料の収集と活用、教育内容の充実 | 男女共生教育に適した教材・教具・資料の収集・提供を行い、教材解釈を深める等、教材研究を推進する。(教育研究課が主所管課) | 継続 | 男女共生教育の計画及び進捗状況の調査、資料の収集・提供等を行う。 | 0 |
| 教育研究課 | | 研究・研修事業 | | | 継続 | パワーアップ支援室運営事業の一環として、性の多様性に関する図書等を収集し、教職員に貸し出す予定。 | No.3126 を含む |
| 教育研究課 | 3404 | 研究・研修事業 | 教職員に対する研修の充実 | 教職員等に対しての、男女平等に関する研修を実施する。 | 継続 | 初任者研修やパワーアップ研修会において、LGBTやジェンダーに関する講座を開き、それらに関する現状や学校現場において配慮すること等について学ぶ機会とし、教職員の資質向上を目指す。 | No.3126 を含む |

⑤子どもの人権擁護の推進

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|---------|------------|---------|---------------------|---|-----|--|----------------------|
| 教育支援課 | 3501 | 教育相談事業 | 不登校対策事業 | ○訪問指導員の活動、訪問ボランティア「Palふれんど」派遣 訪問指導員が長欠児童生徒が在籍する学校及び長欠児童生徒宅を訪問し、児童生徒、保護者、学校をつなぐ。また児童生徒と年齢の近いPalふれんどが、家庭訪問する。 ○教育支援センター運営 不登校問題の解消に向けて、教育支援センターの運営を行い、集団復帰のための支援を行う。 | 継続 | ○訪問指導 訪問指導員が毎月1回以上、学校訪問あるいは電話で長欠児童生徒についての状況を聞き取り、個々のケースへの対応について相談に応じることで、子どもを学校や教育支援センターなど外の世界とつなぐ助けを行う。 ○訪問ボランティア「Palふれんど」派遣 不登校状態にある児童生徒の家庭へ年齢の近いPalふれんどを派遣することにより、児童生徒の自主性や社会性の伸長を支援し、集団復帰への意欲を育てる。 ○教育支援センター運営 不登校児童生徒の居場所をつくるとともに、自分らしく社会と繋がり生活する力を高める支援を行う。また市内の不登校相談を実施する。 | No.3510 に含む |
| 教育支援課 | 3108 再掲 | 子ども支援事業 | 子ども支援事業 (再掲) | ○子ども支援サポーター配置事業 一斉指導に馴染みにくく、不応におこしがちな児童生徒に個別指導できる心理相談員・別室登校指導員を派遣する。 ○支援ボランティア 特別な支援が必要な児童生徒に必要なに応じてボランティアによる人的支援を行う。 ○学校園訪問相談事業 | 拡充 | ○子ども支援サポーター配置事業 心理サポーター：通常の学級に在籍する一斉指導に馴染みにくく、不応におこしがちな児童生徒に寄り添い精神的安定を保つための心理的支援を集団内でおこなう。全小学校1名ずつと必要に応じて小中学校に配置。 別室登校指導員：別室に登校する不登校傾向にある子どもに支援をおこなう。小規模校を除く11中学校とモデル小学校2校に週3日配置。 J-チグササポーター：環境の変化に適応しづらい新中学1年生に4・5月だけ週2～3日、集団内個別支援を行い、学校適応を促す。 Assistスタッフ：週1～2日（1日4時間）別室で不登校傾向にある子どもを支援する。別室登校指導員未配置小中学校に配置。 ○支援ボランティア 支援を要する児童生徒に、必要に応じてボランティアによる人的支援を行い、教育的ニーズに応える。 ○学校園訪問相談事業 児童心理の専門家（大学教授、医師、臨床心理士等）を学校に派遣し、子どもの見立てを含め、指導や対応について教職員に指導助言を行う。 | 78406 |
| 青少年センター | 3504 | 青少年相談事業 | 電話・面接相談 | 児童・生徒及び青少年を持つ親の悩みやその周辺の問題について相談に応じ、適切な指導を行い、問題解決を図る。 | 廃止 | - | - |
| 青少年センター | 3505 | 青少年相談事業 | 継続指導 | 問題を持つ児童・生徒若しくはその保護者を青少年センターに通わせ、カウンセリングや生活指導等を行いながら矯正を図る。 | 廃止 | - | - |
| 青少年センター | 3506 | 青少年相談事業 | 未就労・未就学少年進路指導研究調査委託 | 宝塚市中学校追指導連絡協議会に対し、市内中学校卒業生の高校中退、離職の実態調査並びに無職少年に対する適切な進路指導について研究調査を委託し、未就労・未就学少年の非行防止施策の資料とする。 | 継続 | 宝塚市中学校追指導連絡協議会に対し、市内中学校卒業生の高校中退、離職の実態調査並びに無職少年に対する適切な進路指導について研究調査を委託し、未就労・未就学少年の非行防止施策の資料とする。 | 0 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-----------|------|-------------|------------------|--|-----|---|--------------------------------------|
| 学校教育課 | 3507 | いじめ防止対策推進事業 | いじめの未然防止事業 | 「宝塚市いじめ防止等に関する条例」及び「宝塚市いじめ防止基本方針」を改訂し、いじめの未然防止に努める。また、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を市内全小学校にて実施する。また、教職員向け研修会を実施する。 | 継続 | 「宝塚市いじめ防止等に関する条例」及び「宝塚市いじめ防止基本方針」を基づき、いじめの未然防止に努める。また、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を市内全小学校にて実施する。市内公立学校は、「いじめ問題再発防止に関する行動計画」を策定し、年間計画を立ていじめの防止に取り組む。 | 2,310 |
| 教育支援課 | 3508 | 子ども支援事業 | スクールカウンセラー配置事業 | （国・県の事業）小・中学校を通じて、子ども達に対して、専門的カウンセリングを実施する。平成21年度（2009年度）以降、全12中学校4小学校に配置及び全小学校に対応。 | 継続 | 市立全12中学校と7小学校に県費スクールカウンセラーを配置し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、児童生徒の困難やストレスに対する対処方法等についての教育プログラムの実施をおこなう。また、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実に資する。 | 主に国・県の事業 市費スクールカウンセラーのみNo.3108を含む |
| 教育支援課 | 3509 | 教育相談事業 | 教諭への研修実施(教育相談事業) | 子どもたちの心の変化や身体に表れる兆しを早い段階で発見し、的確に対応するために、教諭の理解を進める必要があるため、研修を実施する。（教育支援課が主管課） | 継続 | ○公立校では、年度当初に全児童生徒に心理教育とリラクゼーション、「ここからたのアンケート（小学3年生から中学3年生）」、個別面談を実施する。どの子どももストレスを抱えうる存在であることを認識し、心や体に表れる兆しを早い段階で発見し対応できるよう、指導助言する。 ○学校園の教職員を対象に、事例等を通して気にかかる児童生徒の困り感について、教育相談員が臨床心理学の見地から話題を提供し、参加者が主体的に意見を交流することによって子どもの心の理解を深める。 | No.3510 を含む |
| 教育支援課 | 3510 | 教育相談事業 | 教育相談 | 子どもの教育の諸問題（発達適応等）について、本人や保護者の相談等に応じ、また、継続的なカウンセリング等を実施し、問題の解決を図るとともに、家庭教育機能の向上に寄与する。 | 継続 | 子どもの健全育成を図る上で、登校をいやがる、休みがちだ、親子関係、不安感が強い、こだわりが強い、コミュニケーションが難しい、落ち着かない、暴力をふるう、学業不振・就学等、適応や発達面などの教育上の問題や悩みに対応するため、幼児から18歳以下の青少年やその保護者および関係者を対象に、電話、来所での相談に応じる。 | 25,117 |
| アフタースクール課 | 3511 | 思春期ひろば事業 | 思春期ひろば | 不登校やひきこもりに悩む当事者とその保護者が、安心して参加できる居場所の提供と地域住民等が関わるのできる環境を創り出す。関係機関と連携し、当事者・保護者への情報提供やサポートを行う。 | 継続 | 市内3箇所の「ひろば」及びリモートでの居場所を開設し、家族を含め当事者の居場所をつくる。また同時に当事者の状況を把握し、関係機関と連携しながら課題解決に取り組む。 また、インターネット等を活用した情報発信も行い、より多くの当事者に伝わるよう工夫する。 | 2,914 |
| 青少年センター | 3512 | 青少年補導事業 | 青少年補導事業 | 青少年の健全な育成を目指し非行に走らないよう問題行動の早期発見、早期指導を推進するために一般補導、特別補導、夜間特別補導を実施するとともに再非行防止を図るため、関係機関と連携を図りながら事後補導、継続補導を行う。 | 継続 | 青少年の健全な育成を目指し非行に走らないよう問題行動の早期発見、早期指導を推進するために一般補導、特別補導、夜間特別補導を実施するとともに再非行防止を図るため、関係機関と連携を図りながら事後補導、継続補導を行う。 | 46 |
| 青少年センター | 3513 | 青少年補導事業 | 非行防止啓発活動 | 啓発紙等の発行、広報活動等あらゆる機会を通して青少年の非行防止に対する理解と自覚を促す。 | 継続 | 啓発紙等の発行、広報活動等あらゆる機会を通して青少年の非行防止に対する理解と自覚を促す。 | 0 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------------|------|------------------|--------------------|---|-------|--|--|
| 青少年センター | 3514 | 青少年補導事業 | 各種非行防止研修会、連絡会の開催 | 学校、PTA、警察、補導委員等からなる非行防止研修会や学校-地域連携会議、市内小・中学校生徒指導連絡会、中・高連絡会、学校安全対策委員会、補導委員連絡会等の開催や出席により関係諸団体、関係機関との連携を深める。 | 継続 | 学校、PTA、警察、補導委員等からなる非行防止研修会や学校-地域連携会議、市内小・中学校生徒指導連絡会、中・高連絡会、学校安全対策委員会、補導委員連絡会等の開催や出席により関係諸団体、関係機関との連携を深める。 | 0 |
| アフタースクール課 | 3515 | 青少年育成事業 | 青少年育成市民会議の活動推進 | 地域が主体的に青少年の育成に取り組む組織として各中学校区に設置する青少年育成市民会議に委託し、青少年や親子を対象とした、イベントや青少年育成に関する情報交換、啓発活動等を行う。 | 事業見直し | 各中学校区毎の青少年健全育成組織として、地域社会の情報交換、啓発、交流活動、地域での子どもの見守り等を行い、子どもたちには様々な体験活動を展開しながら地域社会で青少年を育む一翼を担っていく。また、その活動について幅広く周知していく。一方で、PTAやまちづくり協議会等の活動と重複する取組など事業内容の見直しを進める。 | 1,890 |
| 学校教育課 | 3516 | 生徒指導支援事業 | 児童の権利に関する学習 | 子どもの権利条約についてのリーフレットを作成し、中学校1年生に配布する。 | 継続 | リーフレットの配布をやめ、市HP掲載用のデータを作成した。 | 0 |
| 子ども政策課 | | 次世代育成支援行動計画等推進事業 | | 子ども条例のパンフレットを作成し、小学4年生以上の子どもに学校を通じて配付。また、子ども議会やミニたからづか等事業を通じて啓発する。 | 継続 | 子ども条例を啓発するため子ども条例パンフレットを学校を通じて公立及び私立の小学4年生、中学1年生に配布する。また、子ども議会などで子どもの権利について啓発する。 | 132 |
| 人権平和・男女共同参画課 | | 男女共同参画センター管理運営事業 | | 平成19年度(2007年度)指定管理者制度導入により、子どもを一人の人間として尊重する事業として、子どものエンパワメント講座を実施する。 | 継続 | 平成19年度(2007年度)指定管理者制度導入により、子どもを一人の人間として尊重する事業として、親子育ちセミナーを開催する。 | 420 |
| 子ども家庭支援センター | 3517 | 子ども家庭支援センター事業 | 乳幼児の思いをくみとる取り組みの推進 | ことばによって意思を正確に伝えられない乳幼児の思いをくみとり、子どもの「つぶやき」を保育所、幼稚園、家庭等でひろいあげ、広報紙や情報誌等を利用して広く伝える。 | 継続 | 乳幼児のつぶやきや思いを代弁していく。また、子育て情報誌等に、子どもの思いを汲み取る情報を掲載する。 | No.1101 を含む |
| 保育企画課 | | 市立保育所保育実施事業 | | | 継続 | 保育の取り組みの中でこどものことば、つぶやきを収集し、おたよりや文化祭の展示等でこどもの「つぶやき」を広く伝える。 | No.2303 を含む |
| 人権文化センター | | 人権文化センター管理運営事業 | | | 継続 | センターだよりを年4回発行する。 発行部数 くらんど：17,600部(4,400部×4回) まいたに：13,200部(3,300部×4回) ひらい：9,200部(2,300部×4回) | くらんど 531 まいたに 407 ひらい 273 |
| 幼児教育センター | | 学校教育指導事業 | | | 継続 | 乳幼児の自尊心を高めるために毎月11日をほめほめデーとする取り組みや、子どもの「つぶやき」を保育所、幼稚園、家庭等でひろいあげ、広報誌や情報誌等を利用して広く伝える。 | 0 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|------|-----------------|-----------------|--|-----|--|----------------------|
| 子ども家庭支援センター | 3518 | 子育て支援コーディネート事業 | 関係職員の意識啓発 | 子育て支援にかかわる職員の意識啓発のため、研修を充実する。 | 継続 | 引き続き、子育て支援にかかわる職員の意識啓発及びスキルアップを図るため、研修を実施する。 | No.1104 に含む |
| 幼児教育センター | | 幼児教育センター研究研修事業 | | 市立幼稚園・保育所及び私立幼稚園・保育園の教職員を対象に質と専門性の向上を目的に研修を実施する。 | 継続 | 市立幼稚園・保育所及び私立幼稚園・保育園の教職員を対象に質と専門性の向上を目的に現場のニーズに応じた研修計画を実施する。 | 3,535 |
| 教育支援課 | | 教育相談事業 | | 学校園カウンセリング講座 | 継続 | 学校園の教職員を対象に、事例等を通して気にかかる児童生徒の困り感について、教育相談員が臨床心理学の見地から話題を提供し、参加者が主体的に意見を交流することによって子どもの心の理解を深める。 | No.3510 に含む |
| 子ども政策課 | 3519 | 子どもの権利サポート委員会事業 | 子どもの権利サポート委員会事業 | 子どもの権利の尊重と確保の取組をより一層推進するために、子どもに寄り添い、子どもの立場に立った、公平・中立で独立性と専門性のある第三者機関として子どもの権利サポート委員会を設置し、子どもの最善の利益の保障を図るため、相談、調整、調査、是正勧告等を行う。 | 継続 | 子どもの権利の尊重と確保の取組をより一層推進するため、子どもに寄り添い、子どもの立場に立った、公平・中立で独立性と専門性のある第三者機関として子どもの権利サポート委員会を設置し、子どもの最善の利益の保障を図るため、相談、調整、調査、是正勧告等を行う。また、引き続き子どもの権利サポート委員会の制度の周知を図るとともに、出前講座の実施により、子どもの権利に関する啓発活動を強化していく。 | 5,900 |
| 学校教育課 | 3520 | いじめ防止対策推進事業 | いじめ防止対策委員会 | いじめ防止対策委員会を設置し、いじめ防止等の施策を実効的に行うようにする。 | 継続 | 定例のいじめ防止対策委員会を年間3回実施予定。市内公立学校のいじめの発生状況についてやいじめ防止行動計画の取組状況について協議を行う。また、必要に応じていじめ重大事態の調査を諮問する。 | 1,372 |
| 学事課 | 3521 | 就学補助事業 | 夜間中学校教育費負担金 | 令和3年度（2021年度）から、尼崎市の夜間中学校での、広域受入が可能となり、宝塚市民が尼崎市の夜間中学校に通学できるようになる。通学にあたり、宝塚市が尼崎市に教育負担金を支払う。 | 継続 | 夜間中学校がある、尼崎市立成良中学校琴城分校への宝塚市民受入れ時に教育負担金を支払う。 | 200 |

4 安全・安心の環境づくり

①子育てを支援する生活環境の整備

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|------------|----------------|----------------|---|-----|--|----------------------|
| 高齢福祉課 | 4101 | 福祉総務事業 | 乳幼児対応の促進 | 県福祉のまちづくり条例に基づき、官公署などの公益的施設や床面積100㎡以上のスーパーマーケットなどの物販店舗、飲食店などを新築又は改築する際に、授乳できる場所とトイレへのベビーチェア及びおむつ交換できる台を設けるよう助言する。また、市民や事業者に対して情報発信を引き続き行い、福祉のまちづくりを推進する。 | 継続 | 兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、市民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する助言を行うとともに、情報発信を引き続き行い、福祉のまちづくりを推進する。 | 0 |
| 住まいづくり推進課 | 1509 再掲 | 市営住宅管理事業 | 市営住宅管理事業(再掲) | ひとり親世帯等に対する住宅確保の支援 (20才未満の子を扶養するひとり親世帯等の市営住宅優先募集) 子育て世帯に対する住宅確保の支援 (現に中学校就学前の子がいる世帯向けの市営住宅の募集) | 継続 | ひとり親世帯等に対する住宅確保の支援 (20才未満の子を扶養するひとり親世帯等の市営住宅優先募集) 子育て世帯に対する住宅確保の支援 (現に中学校就学前の子がいる世帯向けの市営住宅の募集) | 0 |
| 子ども家庭支援センター | 4102 | 子育て支援コーディネート事業 | 赤ちゃんの駅設置、啓発 | ・乳幼児を連れて保護者が安心して外出できるように、市内の公共施設や店舗等で、授乳やおむつ替えのできる場所を設置し、シンボルの旗やステッカーを掲示した施設の整備や啓発。 ・平成22年度(2010年度)、公共施設、民間施設併せて60箇所設置。以降、随時設置に取り組む。子育て情報誌「たからばこ」、ホームページ、その他の情報誌等に掲載し、普及、啓発に努める。 | 継続 | ・引き続き、事業者に対して設置箇所数増加に向け啓発を行うとともに、市民に情報提供し利用促進を図る。 ・市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして移動式赤ちゃんの駅を貸し出す。 | No.1104 を含む |
| 管財課 | 4103 | 財産管理事業 | 市庁舎管理事業 | 市庁舎内設備のバリアフリー化の一環として、乳幼児とともに来庁される市民の利便性向上を図るため、平成17年度(2005年度)に授乳室の設置。 乳幼児とともに来庁される市民の利便性向上のために、平成27年度から平成29年度の3カ年で行った市庁舎給排水衛生設備等改修工事の中で、トイレにベビーチェアやベビーシートを設置。 | 継続 | 乳幼児とともに来庁される市民の利便性の向上を図るために市庁舎内に設置した授乳室(赤ちゃんの駅)3か所やトイレ内に設置しているベビーチェア21台やベビーシート8台の維持管理に努める。 | 0 |
| 管財課 | | 財産管理事業 | | 市庁舎内設備のバリアフリー化の一環として、来庁される妊婦の方などの利便性向上を図るため、「ゆずりあい駐車スペース」(妊娠している方や介護を必要とする方などの優先駐車区画)の設置。 | 継続 | 市立市役所内駐車場内に設置している「ゆずりあい駐車スペース」(4区画)の維持管理に努める。 | 0 |
| 道路政策課 | 4104 | ノンステップバス購入助成事業 | ノンステップバス購入助成事業 | 乳幼児をつれての外出が容易になるように公共交通機関のバリアフリー化整備を推進するため、バス事業者に対し、国・県と協調して事業費の一部を助成する。 ・超低床ノンステップバスの導入 | 継続 | 市内路線バス車両の更新時に超低床ノンステップバスを導入する事業者に対して、車両購入費の一部を助成する。 | 700 |
| 道路管理課 | 4105 | 道路バリアフリー化整備事業 | 道路バリアフリー化整備事業 | 市内の幹線道路をはじめとする歩行者通行量の多い路線について、街路樹の根による歩道の隆起の解消、歩道勾配の緩和等、路線的な整備を行う。 | 継続 | バリアフリー計画に基づき、市道宝塚長尾線(小浜小学校区)の詳細設計及びセミフラット化工事を行う。 | 40,700 |

②子どもの安全・安心の確保

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|----------|------|------------------|----------------|--|-----|---|----------------------|
| 防犯交通安全課 | 4201 | 交通安全対策事業 | 街頭交通指導員委託 | 登校時の児童の交通事故防止を図るため、街頭交通指導を委託する。 また、街頭交通指導講習会を開催する。 | 継続 | 登校時の児童の交通事故防止を図るため、街頭交通指導を委託する。 また、街頭交通指導講習会を開催する。 | 20 |
| 防犯交通安全課 | 4203 | 交通安全対策事業 | 交通安全キャラバン | 市内の公私立幼稚園を巡回し、親子の交通安全教室を実施する | 継続 | 市内の公私立幼稚園に出向き、交通安全教室を実施する。 | 20 |
| 防犯交通安全課 | 4204 | 交通安全対策事業 | 交通安全教室（出前講座） | 市内の子ども会、子育てサークル、児童館等へ出向き、交通安全指導を行う。 | 継続 | 学校や市内の子ども会、児童館等へ出向き、交通安全教室を開催する。 | 50 |
| 防犯交通安全課 | 4205 | 交通安全対策事業 | 自転車教室 | 学校や地域での自転車教室の開催 | 継続 | 学校や地域に出向き自転車教室を開催する。 | 0 |
| 防犯交通安全課 | 4206 | 防犯事業 | 宝塚防犯協会補助 | 宝塚防犯協会の事業の一つとして、青少年の非行防止や、子どもを犯罪、事故から守るための活動に対し補助を行う。 | 継続 | 宝塚防犯協会の事業の一つとして、青少年の非行防止や、子どもを犯罪、事故から守るための活動に対し補助を行う。 | 500 |
| 防犯交通安全課 | 4207 | 防犯事業 交通安全対策事業 | FACEBOOK等による広報 | ①防犯活動状況をFACEBOOKを利用し配信する②防犯関連情報・交通安全情報など、子どもの「安全と安心」に関する情報を配信する「宝塚市安心メール」の利用を市民（保護者）に対し促進する。 | 継続 | ①防犯活動状況をFACEBOOKを利用し配信する②防犯関連情報・交通安全情報など、子どもの「安全と安心」に関する情報を配信する「宝塚市安心メール」の利用を市民（保護者）に対し促進する。 | 0 |
| 防犯交通安全課 | 4208 | 防犯事業 | アトム防犯パトロール活動支援 | 地域防犯活動の一環として、自治会等の市民で構成する団体を主体としたパトロール活動を実施・支援することで、子どもを見守る地域づくりを行う。 | 継続 | 取組は一定広く周知されており、大幅な増加は期待できないが、犯罪を未然に防ぐためには、地域団体による防犯活動が必要不可欠である。このことについては、宝塚市の他に警察や兵庫県が行っている取組もあるので、それらと歩調を合わせ、地域団体による防犯活動を支援していく。 | 0 |
| 防犯交通安全課 | 4209 | 防犯事業 | 宝塚市アトム110番連絡車 | 市公用車及び市内の公共的団体が使用する車両をアトム110番連絡車として指定することにより、子どもを犯罪、事故から守るための活動の一環とする。 | 継続 | 公務中の安全運転励行、犯罪の抑止効果として大きいため、さらに認知してもらえるようPRする。 | 0 |
| 青少年センター | 4210 | 青少年補導事業 | 宝塚市アトム110番連絡所 | 子どもを守る駆け込み場所として市内約2,000軒の民家や商店等に依頼して「宝塚アトム110番連絡所」のステッカーを掲示する。 | 継続 | 子どもを守る駆け込み場所として市内約2,000軒の民家や商店等に依頼して「宝塚アトム110番連絡所」のステッカーを掲示する。 | 0 |
| 学校教育課 | 4211 | 学校園安全推進事業 | 防犯体制の整備 | ○防犯ブザーの貸与 市立小学生及び養護学校小学部の新入生児童を対象に下校時等の安全の確保のために防犯ブザーを無償貸与。 市立幼稚園に園児数配置し、貸与している。 ○すみれ安全マップの活用 | 継続 | ○防犯ブザーの貸与 市立小学生及び養護学校小学部の新入生児童を対象に下校時等の安全の確保のために防犯ブザーを無償貸与。 市立幼稚園に園児数配置し、貸与している。 ○すみれ安全マップの活用 | 660 |
| 幼児教育センター | | 幼児教育センター研究研修事業 | | ○幼稚園では、防犯講習会を警察の指導のもと実技訓練を実施 ○保育所（園）、児童館、子ども発達支援センター等の職員に対し、年3～4回警察の指導のもと実技訓練を実施 | 継続 | ○幼稚園では、警察の指導のもと防犯講習会(実技訓練)を実施 ○保育所（園）、子ども発達支援センター・子ども家庭支援センター・児童館等の職員に対し、警察の指導のもと実技訓練を実施 | 0 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------------|------------|------------------|------------------------|---|-------|--|--------------------------------------|
| 救急課 | 4212 | 応急手当普及推進事業 | 児童・生徒のための救命講習短時間プログラム | 少年期から応急手当について学び「宝塚市民なら誰でも適切な応急手当ができる」というまちづくりを目指すため、小学校、中学校と発育段階にあわせた救命講習を実施する。 | 継続 | 市内26の公立・私立小学校の児童、14の公立・私立中学校の生徒を対象に、救命講習を全校で実施することを目指す。令和5年度は、令和4年度に比べて中学校での実施が減少している。中学校では教育カリキュラムの中に心肺蘇生法が含まれているため、講習会の内容を再検討し、積極的に働きかけ実施率向上に努める。 | 0 |
| 青少年センター | 4213 | 青少年補導事業 | 危険箇所点検 | 子どもの遊び場やため池等の危険箇所を関係機関と連携して点検し、見つければ注意を呼びかけるとともにその補修を管理者に依頼する。 | 継続 | 子どもの遊び場やため池等の危険箇所を関係機関と連携して点検し、見つければ注意を呼びかけるとともにその補修を管理者に依頼する。 | 0 |
| 人権平和・男女共同参画課 | 3516 再掲 | 男女共同参画センター管理運営事業 | 児童の権利に関する学習(再掲) | 平成19年度(2007年度)指定管理者制度導入により、子どもを一人の人間として尊重する事業として、子どものエンパワメント講座を実施する。 | 継続 | 平成19年度(2007年度)指定管理者制度導入により、子どもを一人の人間として尊重する事業として、親子育ちセミナーを開催する。 | 420 |
| 学校教育課 | 4214 | いじめ防止対策推進事業 | いじめ防止基本方針等の策定 | 「宝塚市いじめ防止等に関する条例」及び「宝塚市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に努める。 | 継続 | 「宝塚市いじめ防止基本方針」に基づき、CAPプログラムを実施予定。また、いじめ防止行動計画を各校で策定し、年間計画に基づいて取り組む。 | No.3507に 含む |
| 青少年センター | 4215 | 青少年補導事業 | 有害図書対策 | 青少年に有害な図書やビデオ、DVDの回収をする。 | 継続 | 青少年に有害な図書やビデオ、DVDの回収をする。 | 0 |
| アフタースクール課 | 3515 再掲 | 青少年育成事業 | 青少年育成市民会議の活動推進(再掲) | 地域が主体的に青少年の育成に取り組む組織として各中学校区に設置する青少年育成市民会議に委託し、青少年や親子を対象とした、イベントや青少年育成に関する情報交換、啓発活動等を行う。 | 事業見直し | 各中学校区毎の青少年健全育成組織として、地域社会の情報交換、啓発、交流活動、地域での子どもの見守り等を行い、子どもたちには様々な体験活動を展開しながら地域社会で青少年を育む一翼を担っていく。また、その活動について幅広く周知していく。 一方で、PTAやまちづくり協議会等の活動と重複する取組など事業内容の見直しを進める。 | 1,890 |
| 青少年センター | 3504 再掲 | 青少年相談事業 | 電話・面接相談(再掲) | 児童・生徒及び青少年を持つ親の悩みやその周辺の問題について相談に応じ、適切な指導を行い、問題解決を図る。 | 廃止 | - | - |
| 教育支援課 | 3508 再掲 | 子ども支援事業 | スクールカウンセラー配置事業(再掲) | (国・県の事業)小・中学校を通じて、子ども達に対して、専門的カウンセリングを実施する。平成21年度(2009年度)以降、全12中学校4小学校に配置及び全小学校に対応。 | 継続 | 市立全12中学校と7小学校に県費スクールカウンセラーを配置し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、児童生徒の困難やストレスに対する対処方法等についての教育プログラムの実施をおこなう。また、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実に資する。 | 主に国・県の事業 市費スクールカウンセラーのみNo.3108に含む |
| 家庭児童相談課 | 1346 再掲 | 児童虐待防止施策推進事業 | 家庭児童相談室事業(子ども家庭相談)(再掲) | 18歳未満の子どもを取りまく、家族関係や子育ての悩みの相談、子育て家庭ショートステイ、里親の相談に応じる。また、児童虐待の窓口として通報・相談を受ける。臨床心理士等の助言を得ながら、関係機関と個別ケース会議等を開催し支援の方向を決定する。 | 拡充 | 個々の相談に適切に対応するため家庭相談員の資質向上を図り、要保護児童対策地域協議会の効果的活用につなげる。また、人員拡充のため家庭相談員の増員を行う。 | No.1342に 含む |

5 家庭や地域の子育て力・教育力の向上

①家庭教育の推進

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|--------------|------|------------------|---------|--|-----|--|--------------------------------------|
| 子ども家庭支援センター | 5101 | 家庭教育推進事業 | 親育ち講座 | 成長過程別親育ち講座 妊婦から概ね15歳までの子どもを育てている方を対象に、子どもの発達(育ち)に沿った関わり方を、講義や意見交換を通して学び、日々の子育てに活かせる講座を各地域で開催する。 | 継続 | 成長過程別親育ち講座 ○ちょっとスペシャルな妊婦さん講座 1講座1日 10回 対象：妊婦 ○なるほど!“産前・産後”あかちゃん講座～臨床心理士と学ぶ親子のきずなづくり～ 1講座2日 5回 対象：妊婦と新生児の保護者(5回のうち1回を祖父母も参加可とする) ○お母さんのための骨盤ケア～産後ママの骨盤体操～ 1講座1日 2回 対象：生後2か月～8か月児と保護者 ○新米ママ・パパのふれあいタイム 1講座2～3日 15回 対象：生後3か月～10か月児(第1子)と保護者 ※児童館、地域子育て支援センターでも開催 ○もくもくかみかみタイム 1講座2日 2回 対象：生後11か月～1歳6か月児と保護者 ○1歳児きらきら子育て講座 1講座3日 2回 対象：第1子で1歳児の保護者 ○2歳児きらきら親子ふれあい講座 1講座4日 6回 対象：2歳児と保護者 ※児童館(5か所)でも開催 ○幼児期から学齢期の知っとこ!セミナー 1講座3日 1回 対象：3歳～小学生の保護者 ○学齢期子育てパワーアップ講座・ミニ 1講座2日 1回 対象：4歳～10歳の保護者 ※野上児童館で開催 ○思春期講座 1講座2日 2回 対象：10歳～15歳の保護者 | 829 |
| 人権平和・男女共同参画課 | | 男女共同参画センター管理運営事業 | | ○子育て支援講座 子育て中の母親を中心として、現代の子育て環境についての学習や、育児、子育て、家庭教育における不安解消のための講座の開催 平成19年度から指定管理制度導入(予算は指定管理料に計上) | 継続 | 子育て中の親を対象に、親子ともに自分を大切に尊重し合う子育てや、子どもが自ら暴力から身を守るスキルを学ぶなどの親子育ちセミナーを開催する。 (予算は指定管理料に計上) | 420 |
| 青少年センター | | 青少年相談事業 | | ○「子どもの心を理解する」講座 一般募集による講座を開設し、子育てに不安を持つ親に学習の機会を提供し、家庭、地域で相談にのれる人を育成する。 | 継続 | ○「子どもの心を理解する」講座 一般募集による講座を開設し、子育てに不安を持つ親に学習の機会を提供し、家庭、地域で相談にのれる人を育成する。 | 157 |
| 人権文化センター | 5102 | 人権文化センター管理運営事業 | 子育て支援事業 | 子どもの基本的な生活習慣の育成等を目的とし、「子育て、親の役割」をテーマに講座・子育て教室等を実施する。 | 継続 | 「おはなし会」を実施する。 くらんど：年6回開催 まいたに：開催なし ひらい：年6回開催 | くらんど 60 まいたに 0 ひらい 44 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|---------------|------|---------------|--------------|---|-----|--|----------------------|
| 学校教育課 | 5103 | 人権教育推進事業 | 家庭教育支援 | 家庭・地域の教育力の向上をめざし、人権文化センターで幼児教育、家庭教育等の子育て学習会や地域懇談会を開催するとともに、教育相談を実施する。 | 継続 | 家庭・地域の教育力の向上をめざし、人権文化センターで、家庭教育等の子育て学習会や地域懇談会を開催するとともに、教育相談を実施する。 | 11,638 |
| 中央図書館 西図書館 | 5104 | 中央図書館管理運営事業 | ブックスタート事業 | 乳児の頃から本に親しむきっかけとして、また本を通して親子のつながりをより深めるために、4か月健診時に図書館司書とボランティアが出向き、絵本の読み聞かせと保護者への説明を行い、絵本1冊と絵本リスト、図書館案内の入ったブックスタートパックをプレゼントする。 | 継続 | 乳児の頃から本に親しむきっかけとして、また本を通して親子のつながりをより深めるために、健康センターでの4か月検診の際に、図書館司書とボランティアが出向き、絵本の読み聞かせと保護者への説明を行い、絵本1冊と絵本リスト、図書館案内の入ったブックスタートパックをプレゼントする。(感染症などの対策として、図書館でブックスタートパックをプレゼントするなどの別の方法で実施する場合もある。) | 1,274 |
| 健康推進課 | | 西図書館管理運営事業 | | | | | |
| 子ども家庭支援センター | 5105 | 子ども家庭支援センター事業 | 児童ふれあい交流促進事業 | 親子のふれあい、さまざまな人との出会い、地域の仲間作りを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図る。 ・中学、高校世代の児童と、乳幼児とその親たちとの出会い・ふれあい・交流事業 ・絵本の読み聞かせ事業 ・講座(新米ママのふれあいタイム、遊ぼう会)での交流 | 継続 | 高校生に「きらきらひろば」見学等の機会を提供する。 | No.1101 に含む |

②適切な情報提供の推進

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|------|---------------|------------------|---|-----|--|----------------------|
| 子ども家庭支援センター | 5201 | 子ども家庭支援センター事業 | 広報・子育ての総合情報誌等の発行 | ○広報等 子育てに関する総合的な情報を提供する。また、ミニコミ誌等を発行しているボランティアと連携して、情報提供、情報交換に努める。 ・子育て情報誌「たからばこ」 妊娠した段階から、保健、保育、子育て支援に関する情報を包括的に提供する。妊娠届、転入届提出時等に市内各公共施設等で配布する。 ・子育て通信「きらきら」(季刊版) 子育てに関する情報提供と啓発に努める。(年4回) ・子育て情報「きらきら」(年度版)を年1回発行 ・子育て応援サイト「宝塚市ママフレ」の更新 ・毎月広報に子育て支援情報掲載 | 継続 | ・本市の総合的な子育て支援情報誌として、宝塚子育て・子育てガイド「たからばこ」を発行 ・子育て通信「きらきら」(季刊版)を年4回発行 ・子育て情報「きらきら」(年度版)を年1回発行 ・毎月広報たからばこに子育て支援情報掲載 ・子育て応援サイト「宝塚市ママフレ」の更新 ・随時ミニコミ誌に子育て支援情報掲載 | No.1101 に含む |
| 子ども家庭支援センター | 5202 | 子ども家庭支援センター事業 | 子育て支援情報LINE配信事業 | 子どもの生年月日などを登録いただいて、現在配信している市が開催する講座や各児童館のプログラムのほか、子どもの月齢ごとの成長の様子や子どもの成長に合わせたふれあい方、乳幼児の相談に関するお知らせなど、子どもの育ちに応じたより細やかな情報の配信ができるよう取り組む。 | 継続 | ・「きらきら子育てLINE」(令和4年度に「メール」からリニューアル)では、市公式LINEアカウントから、市内在住の妊婦及びその家族等へ、胎児の様子や妊娠期の母体情報を毎日配信する。また、市内在住の3歳未満児を持つ保護者等へは、子どもの成長の様子や子育てのアドバイス等を配信する。(生後100日までは毎日、1歳までは3日に1回、2歳までは週1回程度、3歳までは月2回程度配信) ・妊娠届提出時及び子育て世帯の転入時等に、「妊娠期メッセージカード」を配付し、周知する。 | No.1101 に含む |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|----------|------------|-------------------------|------------------|--|-----|---|----------------------|
| 子ども政策課 | 6205 再掲 | 次世代育成支援 行動計画推進事 業 | キッズページ作 成(再掲) | 子ども条例に基づき、子ども自身がまちの仕組みや実 態、施策について正しい情報を得、まちづくりに参加す る機会を提供するため子ども向けホームページを作成す る。 | 継続 | 子ども議会等の事業を通じて周知するとともに、子ども に興味を持ってもらえるようなページの充実を図る。 | 284 |
| 環境エネルギー課 | | 省エネルギー促 進事業 | | 子ども達が環境に対して“気づき”身近なところから行 動を起こせるよう中学生以下を対象にした地球温暖化・ エネルギーに関するホームページを作成する。 | 継続 | 現在掲載している地球温暖化・エネルギーに関するホー ムページの見直し、データの更新等により異なる内容の 充実を図るとともに、イベント等で周知する。 | 0 |

③三層構造による子育て支援システムの推進

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-----------------|------|--------------------|--------------------|---|-----|---|----------------------|
| 市民協働推進課 | 5301 | 市民協働推進事 業 | 地域ネットワー ク推進事業 | 「まちづくり協議会」を組織化し、ふれあいや連帯感あ ふれる地域づくりを推進しているが、子育て支援も課題 の1つとして啓発する。 | 継続 | 子育て支援を含む地域の様々な課題について、まちづく り協議会と協働で取り組む。 | 67 |
| 保育企画課 | 5302 | 市立保育所保育 実施事業 | 地域子育て支援 センター事業 | 右岸・左岸の保育所2か所に地域子育て支援センター機 能を持たせ、保育所地域子育て支援事業の核として位置 づける。 | 継続 | 子ども家庭支援センターが主催する「コーディネート研 究会」で役割を検討し、コーディネート機能を高める。 | No.2303 を含む |
| 子ども家庭支援セ ンター | 5303 | 児童館運営事業 | 地域児童館運営 事業 | 各地域児童館にコーディネーターを配置し、7ブロック 毎の地域の子育てを総合的に支援する。 ・地域の子育て支援ボランティア活動との連携 ・他機関との出張サービスの連携 ・要支援の子どもや家庭への支援に関する他機関との連 携 | 継続 | ・各児童館にコーディネーターを配置する。 ・引き続き、地域子育て支援コーディネート研究会を開 催し、各児童館のコーディネーターが専門家の助言を受 けながらその役割について検証していく。 | No.6106 を含む |
| 子ども家庭支援セ ンター | 5304 | 児童館運営事業 | 出前児童館事業 | 地域児童館を核として、各小学校区内の児童館のない地 域へ児童厚生員が出向き、既存の公共施設等を活用して 遊びの指導や、「地域の子育てサロン」への支援等を実施 する。 | 継続 | ・各ブロック（第7ブロックを除く）で事業を実施す る。 ・児童館の無い地域での実施箇所数の増や回数の増等、 拡充に向けたあり方を検討する。 | 17,596 |
| 子ども家庭支援セ ンター | 5305 | 子育て支援コー ディネート事業 | 子ども家庭支援 センターの運営 | 子育て支援の中核的施設として、子育て総合コーディネ ーターを配置し、全市域の子育て支援策のマネジメン トの役割を担う。 ・子どもや親の育ち及び子育て支援のための様々なプロ グラムの開発、提供 ・子育て支援人材養成・支援者のスキルアップ ・子育て関係機関の総合的ネットワークの推進 ・情報の集約・蓄積及びそれらのデータベース化、ホー ムページ充実による子育て支援事業のPR ・利用者に対する相談・助言 ・サービス提供機関との連絡及び調整 ・他機関による児童館等他機関への出張サービスの調整 ・三層間の諸事業に関する情報交換と相互連携 | 継続 | ・引き続き、各児童館が作成した資源ファイル等情報を 集約、整理する。 ・子育てサポーターの活動調整やスキルアップ講座を実 施する。 ・親子子育てグループの育成支援 | No.1101 を含む |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|------------|----------------|----------------|---|-----|---|----------------------|
| 子ども家庭支援センター | 5306 | 子育て支援コーディネート事業 | 児童館等バックアップ事業 | 地域子育て支援拠点として位置づけている児童館等の職員の資質向上を図るため、研修、コーディネート研究会を開催する。また、フォローアップ事業として各児童館等の依頼に基づき臨床心理士を派遣する。 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、児童館その他関係機関等で組織する「地域子育て支援コーディネート研究会」で、学識者の協力を得て、地域子育て支援コーディネートシステムの実践と検証を行う。 子育て支援に係る研修を行う。 児童館等の依頼に基づき、臨床心理士が児童館職員に対して、支援者としての関わり方や利用者に対する相談対応について助言を行う。 | No.1104 に含む |
| 地域福祉課 | 1350 再掲 | 民生・児童委員活動補助事業 | 民生児童委員活動補助(再掲) | 豊かな心を持ち、心身ともに健康で自立性、主体性、社会性のある子どもを地域社会全体で育てていくため、民生・児童委員として、要保護児童及び要援護家庭の把握に努め、援助指導を推進し、心豊かな子どもを育てる活動を展開する。 | 継続 | 豊かな心を持ち、心身ともに健康で自立性、主体性、社会性のある子どもを地域社会全体で育てていくため、民生・児童委員として、要保護児童及び要援護家庭の把握に努め、関係機関との情報交換を密に行い、連携して援助していく。 | 34,154 |

6 子どもの社会参加の促進

①子どもの居場所づくりの充実

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-----------|------------|----------------|-------------|--|-----|--|--|
| スポーツ振興課 | 6102 | 学校体育施設開放事業 | 学校体育施設開放事業 | 小・中学校の体育施設(体育館、運動場、武道場)を使用する団体を募り、体育施設の開放を行う。 | 継続 | 小学校の体育館及び運動場を土曜日・日曜日・祝日の9時半から16時半までと学校教育に支障のない平日の21時まで、中学校の19時から21時まで体育館、武道場を市民のスポーツ、レクリエーション活動の場として広く開放する。 | 1,022 |
| 人権文化センター | 6103 | 人権文化センター管理運営事業 | 図書室運営 | 図書の閲覧、貸し出しを通じて、地域青少年の文化・教養の向上に資するとともに、近隣地域住民との交流の場とする。 | 継続 | 新規図書の購入を行い、図書の充実を図る。 | くらんど 190 まいたに 100 ひらい 180 |
| 人権文化センター | 1102 再掲 | 人権文化センター整備事業 | 活動拠点の整備(再掲) | 地域活動の拠点として広く活用できるよう施設整備を推進する。 | 継続 | 引き続きLED照明を使用する。 必要があれば改修工事等を行う。 | くらんど 293 まいたに 692 ひらい 238 |
| アフタースクール課 | 6105 | 放課後子ども教室事業 | 放課後子ども教室事業 | 小学校に就学している全ての児童が放課後等に安全・安心に過ごせるよう、保護者や地域住民が中心となって、放課後の小学校校庭などを利用し、子どもの主体性を大切にした遊びの場をつくることにより子どもの居場所づくりを展開する。 | 継続 | 放課後の居場所確保のため、休止状態になっている校区でも放課後子ども教室の実施が再開できるように支援していく。 また、地域児童育成会(放課後児童クラブ)との連携強化を図るとともに、共通のプログラムの実施を検討していく。 啓発セミナー(年1回)及びスタッフ養成講座(年2回)を放課後子ども教室事業で開催していく。 | 11,629 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|------------|----------------|--------------------|---|-----|---|--|
| 子ども家庭支援センター | 6106 | 児童館運営事業 | 地域児童館運営事業 | 地域で子どもたちが安全で自由に集まり、活動交流できる場として、また、地域の子育て支援の拠点として、コミュニティの7つのブロック毎に整備している児童館の運営に対し、公立児童館は社会福祉法人に委託（平成18年度(2006年度)より、指定管理者制度に移行）を、法人立児童館には補助金を交付する。機能としては、 ・子どもたちの遊びの場 ・地域の子育て支援の場 ・地域の世代間交流の場 ・地域の子育て支援ボランティア活動との連携 | 継続 | ・平成18年度から公立児童館の運営は指定管理制度を導入し、高司・安倉児童館は宝塚市社会福祉協議会を令和5年4月から令和10年3月まで、子ども館は第6ブロック子ども館協議会を令和2年4月から令和7年3月まで、西谷児童館はNPO法人宝塚N I S I T A N I を令和3年4月から令和8年3月まで、それぞれ指定管理者として指定する。 ・民立民営の中筋児童館（社会福祉法人愛和会）、御殿山・野上児童館（社会福祉法人聖隷福祉事業団）、平井児童館（平井財産区）には運営費の一部を補助する。 | 82,909 |
| 子ども家庭支援センター | 5304 再掲 | 児童館運営事業 | 出前児童館事業(再掲) | 地域児童館を核として、各小学校区内の児童館のない地域へ児童厚生員が出向き、既存の公共施設等を活用して遊びの指導や、「地域の子育てサロン」への支援等を実施する。 | 継続 | ・各ブロック（第7ブロックを除く）で事業を実施する。 ・児童館の無い地域での実施箇所数の増や回数の増等、拡充に向けたあり方を検討する。 | 17,596 |
| 子ども家庭支援センター | 6107 | 児童館運営事業 | 大型児童センター（センター機能）運営 | ○子どもの創造性が発揮できるような場づくり、中・高校生等年長児童の居場所 ・中・高校生等で組織する青少年リーダーの企画による世代間交流事業や地域交流事業、児童健全育成事業、地域の青少年育成事業を実施 ・中・高校生等を対象に乳幼児とのふれあい事業を実施 ・音楽などを通しての、自己表現、自己発表の場の提供となる音楽創作活動事業の実施 ○地域児童館の統括 ・児童館ネットワーク会議開催 運営は社会福祉協議会に委託(平成18年度(2006年度)より、指定管理者制度に移行) | 継続 | ・平成18年度から公立児童館の運営は指定管理制度を導入し、社会福祉協議会を令和3年4月から令和8年3月まで指定管理者として指定する。 ・中高生世代の様々な自主活動を支援し、これらの活動を通じて青少年リーダーの育成に取り組む。 ・地域児童館の統括として、地域児童館との連携、児童館職員の資質向上に取り組む。 | 32,906 |
| アフタースクール課 | 3511 再掲 | 思春期ひろば事業 | 思春期ひろば(再掲) | 不登校やひきこもりに悩む当事者とその保護者が、安心して参加できる居場所の提供と地域住民等が関わることのできる環境を創り出す。関係機関と連携し、当事者・保護者への情報提供やサポートを行う。 | 継続 | 市内3箇所の「ひろば」及びリモートでの居場所を開設し、家族を含め当事者の居場所をつくる。また同時に当事者の状況を把握し、関係機関と連携しながら課題解決に取り組む。 また、インターネット等を活用した情報発信も行い、より多くの当事者に伝わるよう工夫する。 | 2,914 |
| 手塚治虫記念館 | 6108 | 手塚治虫記念館運営事業 | 手塚治虫記念館運営事業 | 市ゆかりの漫画家 手塚治虫氏の偉業を顕彰し、広く後世に伝えるとともに、未来を担う青少年に夢と希望を与える施設として、手塚治虫記念館を運営する。 | 継続 | 常設の展示に加え計3回の企画展、参加型ワークショップを実施することで、多くの子どもたちに手塚治虫の精神、マンガ・アニメの楽しさを伝える。 また、4月25日に迎える開館30周年日のセレモニーや30周年を盛り上げるトークイベント等を行う。 | 83,472 |
| 人権文化センター | 6109 | 人権文化センター管理運営事業 | 自然体験事業 | 自然体験人権学習会（サマーキャンプ）等を実施する。 | 継続 | 継続実施し、事業内容の充実につとめる。 くらんど：京都府立青少年海洋センター（予定） まいたに：人権啓発バスツアー（予定） ひらい：体験型人権学習会（予定） | くらんど 929 まいたに 500 ひらい 614 |

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-----------|------------|-------------------|---------------------|---|-------|---|----------------------|
| 環境エネルギー課 | 6110 | 生物多様性戦略推進事業 | 自然観察事業 | いきものの捕獲や観察等のイベントを通して、宝塚の自然に触れ、環境や生き物について学ぶ機会を充実させるとともに、生物多様性の重要性を啓発する。 | 継続 | 「水辺の生き物探検」や「西谷のむし観察会」等の生き物に触れるイベントを行う。 | 186 |
| | | 環境推進事業 (啓発、支援) | | 野鳥等を観察し、身近な自然に触れてもらうため、自然観察用具(双眼鏡、フィールドスコープ等)の機器の貸し出しを行う。 | 継続 | 引き続き必要な器材の貸し出しを行う。 | 0 |
| 公園河川課 | 6112 | 公園維持管理事業 | 北中山公園整備 | 北中山やすらぎの道の施設の補修、清掃等を行い、ハイキング、バードウォッチング等が快適に楽しめるように努める。 | 継続 | 引き続き、市民に自然保護の啓発を行い、自然の大切さを訴えていく。 | 1,000 |
| 公園河川課 | 6113 | 既設公園整備事業 | 既設公園・子ども遊園整備 | 既設公園等のリフレッシュとともに、安全な施設を提供し、子どもの利用増大を図る。 | 継続 | 引き続き、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園遊具のリニューアルなどを行い、子どもが安心して利用できるように努めていく。 | 81,046 |
| 公園河川課 | 6115 | | 多様な遊びを体験できる空間づくり | 子どもたちが持っている好奇心や創造力を発揮し、自由で多様な遊びを体験できる空間を整備、提供する。 | 継続 | 子どもたちが自由で多様な遊びを体験できる空間づくりに向け、既設公園等の活用やプレイパークの実施も含め検討を行う。 | 0 |
| 学校教育課 | 3102 再掲 | トライやる・ウィーク推進事業 | トライやる・ウィーク事業の推進(再掲) | 中学校2年生全員を対象に、1週間、地域で社会体験学習等に取り組む。 | 継続 | 中学校2年生全員を対象に、1週間(5日間)、地域で社会体験学習等に取り組む。 令和6年度の実施期間は5月～10月までの5週間の間に12校が実施予定。 | 9,059 |
| 学校教育課 | 3103 再掲 | 学校行事振興事業 | 「のびのびバスポート」の作成(再掲) | 神戸市隣接の市町の美術館や博物館などの教育関連施設に、無料で入館できる証明書を市内の小・中学生に配布する。 | 継続 | 神戸市隣接の市町の美術館や博物館などの教育関連施設に、無料で入館できる証明書を作成し、市内の小・中学生に配布する。 | 149 |
| | 3104 再掲 | | 宝塚歌劇鑑賞事業(再掲) | 宝塚歌劇の優れた舞台芸術を鑑賞し、子どもたちの豊かな情操や感性を育む。 | 継続 | 宝塚市内にある公立及び私立中学校の生徒を対象に、宝塚市特有の伝統芸能である宝塚歌劇の優れた舞台芸術を鑑賞する。 | 1,360 |
| 学校教育課 | 3105 再掲 | 小学校体験活動推進事業 | 小学校体験活動推進事業(再掲) | 小学5年生を対象に、学習の場を教室から豊かな自然の中に移しさまざまな体験活動を通して「生きる力」を育成する。また、小学校3年生を対象に、体験型環境学習を行い、命のつながりや営み・環境保全について学習する。 | 継続 | 小学5年生を対象に、県内施設で4泊5日の体験活動を実施予定。活動を通して「生きる力」を育成する。また、小学校3年生を対象に、年間3回以上の体験型環境学習を実施予定。命のつながりや営み・環境保全について学習する。 | 53,903 |
| アフタースクール課 | 3112 再掲 | 青少年音楽活動推進事業 | 少年少女音楽隊バトン隊事業(再掲) | 市立9小学校(仁川、末成、良元、光明、長尾、小浜、宝塚、高司、売布)に吹奏楽の音楽隊、3小学校(仁川、良元、長尾)と同3小学校卒業した中学生でバトン隊を組織し、「音楽のある街宝塚」にふさわしい青少年の育成事業として実施。音楽等を通じて青少年の情操を深めるとともに、異年齢の仲間づくりを行う。 | 事業見直し | 少年少女音楽隊とバトン隊の指導者を配置し、日常の練習を中心に活動し、年1回発表会を実施する。また、各地域で実施する行事で演奏活動を行う。 限られた小学校での実施のため、今後は市内小学生の参加が出来るよう事業見直しを行う。 | 8,292 |
| 環境エネルギー課 | 3115 再掲 | 環境推進事業 (啓発、支援) | 小学校における環境学習支援事業(再掲) | 小学校で行われる環境学習の支援及びごみ問題等に関する環境学習プログラムの作成 | 継続 | 環境団体及び学校との連携や調整を図る。 必要な器材の貸し出しを行う。 | 0 |

②子ども参加型のまちづくりの推進

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|-------------|------|-------------------|--------------------|---|-----|---|----------------------|
| 環境エネルギー課 | 6201 | 環境推進事業 (啓発、支援) | たからづか市民 環境フォーラム | 小学校の地域資源を活用した環境学習を支援する。自主的に研究した成果をフォーラムで発表することにより、自分の調べたことを大人数の前で発表する社会体験の場を提供する。 (環境政策課が主所管課) | 継続 | これまでの市内公立小学校3年生の輪番による環境フォーラムでの学習発表は、学校側の負担が大きいことから長年見直しを要求されていた。令和4年度からは、発表してもらう人を広く一般から募集しており、令和6年度も同様に一般から募集する。 | 20 |
| 学校教育課 | | 学校教育指導事業 | | | | | |
| 子ども政策課 | 6202 | 子ども議会事業 | 子ども議会 | 子どもたち(小・中・高校生)に本市の行政に対する意見を聞き、行政に反映させる。 対象：市内学校の小学6年、中学3年、高校2年等 | 継続 | 「児童の権利に関する条約」および「子ども条例」の趣旨を踏まえ、子どもが意見を表明する機会を確保し、市政等に反映するために子ども議会を継続して実施する。 | 471 |
| 子ども家庭支援センター | 6204 | 児童館運営事業 | ミニたからづか事業 | 子どもたちがまちの主角として、小規模なまちを実現させ、就労体験を遊び感覚で行う。 また、それらを体感することにより、子どもの視点を取り入れた活力あるまちづくりを創造する。 | 継続 | 子どもたちのまち「ミニたからづか」を実施する。 | 611 |
| 子ども政策課 | 6205 | 次世代育成支援行動計画推進事業 | キッズページ作成 | 子ども条例に基づき、子ども自身がまちの仕組みや実態、施策について正しい情報を得、まちづくりに参加する機会を提供するため子ども向けホームページを作成する。 | 継続 | 子ども議会等の事業を通じて周知するとともに、子どもに興味を持ってもらえるようなページの充実を図る。 | 284 |
| 環境エネルギー課 | | 省エネルギー促進事業 | | 子ども達が環境に対して“気づき”身近なところから行動を起こせるよう中学生以下を対象にした地球温暖化・エネルギーに関するホームページを作成する。 | 継続 | 現在掲載している地球温暖化・エネルギーに関するホームページの見直し、データの更新等により異なる内容の充実を図るとともに、イベント等で周知する。 | 0 |

③青少年の自立支援

| 課名 | No. | 事務事業名 | 事業名 | 事業内容 | 方向性 | 令和6年度事業計画 | 令和6年度 予算額 (千円) |
|---------|------------|---------|-------------------------|---|-----|--|----------------------|
| 商工勤労課 | 6301 | 就労支援事業 | 若者就業支援・相談事業 | 若者の就労を支援するために、カウンセラーを配置し、相談及び情報提供を行うとともに、就職に向けた連続講座へ誘導し就労を促進する。 | 継続 | ハローワークとの一体的事業として、概ね49歳までの若者、再就職を目指す女性や新卒・既卒者を対象とした個別相談「若者しごと相談」を引き続き実施する。また、就職に何らかの困難を抱える若者を対象とした連続講座を民間事業者に委託し実施する。 | 2,384 |
| 青少年センター | 3506 再掲 | 青少年相談事業 | 未就労・未就学少年進路指導研究調査委託(再掲) | 宝塚市中学校追指導連絡協議会に対し、市内中学校卒業生の高校中退、離職の実態調査並びに無職少年に対する適切な進路指導について研究調査を委託し、未就労・未就学少年の非行防止施策の資料とする。 | 継続 | 宝塚市中学校追指導連絡協議会に対し、市内中学校卒業生の高校中退、離職の実態調査並びに無職少年に対する適切な進路指導について研究調査を委託し、未就労・未就学少年の非行防止施策の資料とする。 | 0 |